

平成22年第4回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
1	6	永原 良子	1.交通弱者の足の確保について	2
2	4	中谷 道文	1.観光立町政策について	1 6
3	8	岩田 清	1.辰野病院新築移転後の運営について 2.入札制度の改善について 3.教育問題について～小学校教科書検定の改訂を受けて	3 2
4	7	船木 善司	1.梅雨期を前にした災害対策について 2.介護予防と運動について	4 8
5	11	宮下 敏夫	1.導入3年目を迎えた「ふるさと納税制度」の現状と取組みについて 2.通年観光振興策について 3.高齢者・障がい者支援について	6 0
6	3	三堀 善業	1.協働のまちづくりについて 2.観光について 3.院新築について	7 4
7	1	矢ヶ崎紀男	1.町の高齢者福祉の取組みについて 2.荒神山公園へのアクセス道路について 3.男女共同参画社会について	8 4

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
8	12	宇治 徳庚	1.ほたる祭りの意義と今後のあり方・進め方について 2.町の指定管理者制度の評価と更なる適用拡大について	9 5
9	5	中村 守夫	1.新築移転に踏み切った、辰野総合病院に対する期待と要望・疑問点について 2.介護予防センターについて	109
10	10	成瀬恵津子	1.ヒブ小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種の公費助成について 2.町内商店街活性化に向けての取組み	121
11	9	根橋 俊夫	1.小野川の治水対策について 2.指町開発公社の解散について 3.荒神山スポーツ公園の管理について	135

平成22年第4回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年6月9日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕起子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第12番	宇 治 徳 庚
議席 第13番	山 岸 忠 幸

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第4回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して質問を許可してまいります。質問、答弁を含めて一人40分程度として進行してまいりたいと思いますのでご協力のほどお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	6番	永原	良子	議員
質問順位	2番	議席	4番	中谷	道文	議員
質問順位	3番	議席	8番	岩田	清	議員
質問順位	4番	議席	7番	船木	善司	議員
質問順位	5番	議席	11番	宮下	敏夫	議員
質問順位	6番	議席	3番	三堀	善業	議員
質問順位	7番	議席	1番	矢ヶ崎	紀男	議員
質問順位	8番	議席	12番	宇治	徳庚	議員
質問順位	9番	議席	5番	中村	守夫	議員
質問順位	10番	議席	10番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	11番	議席	9番	根橋	俊夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席6番、永原良子議員。

【質問順位1番、議席6番、永原 良子 議員】

○永原（6番）

おはようございます。通告してあります、交通弱者の足の確保について質問したいと思います。辰野町でも高齢者が増えてきています。また75歳以上の方は運転免許更新時に認知症の検査が導入され、自家用車を持っていてもいつまでも自家用車に頼れなくなってきました。町内の高齢者の方からは「膝が痛くて病院へ行くのが大変だ」「若い衆にしょっちゅう会社を休んでもらってお医者さんに連れていっ

てもらおうのも気が引ける」「通院のタクシー代が嵩んで大変だ」という声をよく聞きます。そこで質問いたします。日常生活における移動のための足の確保が困難な高齢者世帯、町民の実態を町はどの程度把握していますか？またその対応方針についてまず伺いたいと思います。

○町 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんも大勢早朝からお出かけいただきまして感謝申し上げます。それでは一般質問第1日目でございます。質問順位第1番の永原良子議員の質問から逐次答えてまいりたいと思います。前からお話もあちらこちらから出てますし、辰野も大変にこの路線バスなどが廃止によりまして自営のバスの運行、現在は川島線と飯沼線を行っているわけではありますが、そのほかの地域あるいはまた病弱者あるいはまた病院に通うとか買い物とかいろんなことの中で、高齢者あるいはまた障がい者、それに対します足の問題につきましては検討を重ねてきてるところであります。現在は利用者の実地調査、それから試行運転などの実施について副町長をトップとしてこの検討会を既にやることに現在なっております。いつも申してますように、簡単にはいかない。地形の問題もあります。例えば箕輪町だとか岡谷市だとか伊那市のように巡回がクルクルっと回りやすい地域なら良いんですけども、辰野はいつも言ってますように谷が多い、伊那は七谷を辰野は独自でも小さく七谷をやっているという形の中で小野を出発した車が辰野病院、あるいは辰野駅に来るのにまず駅から飯沼へ上がって下りてきてまた川島へ上がって下りてきて、次は小横川へ上がって下りてきてそれからっという形になりますと相当の時間を要する。あえて国道だけでも通るというふうな形になれば早くまた簡敏にもできるんですけども、そういたしますと今度はそこへ出るまでが問題だということになります。ほかの地域取っても同じことでもあります。沢底あり上野ありまた山寺の方もありという、勘定していきますととても全部を巡回することはとても大変であります。簡単に下だけ通ると出るのに困る、その方が大変なんだと、じゃ何十台もバスをつくってそれに対応すれば良いかというほどのまた予算もありません。1台のバスがあるいは2、3台のバスが上手く巡回するだけで回れるような路線があれば一番良いかということで考えてるところであります。農協のお買い物バスなどもありますし、またスクールバス、幼稚園の車は私もちよっと乗ってみましたけれども大人が座るにはちよっと無理でありますので、スクールバスなどが一部兼用で

きないか、同じ時間帯に。子どもを乗せないっていうんでなくて相乗りができないだろうかというようなこと。また湯に行くセンターに来ているサービスバスなども有効利用ができないか、いろんなことを今研究して前からやっているところでありますし、この試行運転は既に平成16年に辰野町でやりましたけれども意外と乗り手希望者が少なかった。デマンド方式ということで富士見のような方法なども考えてはいるんですが、これとてタクシーを対象にお金を町が払って希望のある所へ行って相乗りで乗ってもらうということではありますが、これもやっぱり簡単にはいきません。コンピューター制御的に毎日毎日これ違うわけですし、途中で変更の時間も出てきますし、お願いしといてお断りっていう方も出てまいりますということで、コンピューターシステムを作らなきゃならない。あるいはほかのいろんな設置に莫大な費用が掛かる。同時にまた相乗りは嫌だという方も結構出てきている、試行運転の中ではそんなようなこともチェックされました。しかし今高齢化に向けてでありますので、さきほど言ったようにもう一度何とか良い方法が少しでも解消できる方法がないだろうか、ということを経済検討会議にもう既に入るところでありますので、お話を申し上げたいと思います。以上です。

○永原（6番）

今町長の答弁の中で利用者の実地調査をしているところと、検討会をやるようになっていくっていう答弁がありましたが、利用者の実地調査は具体的にはどのような形で実地調査をしているのか、それと検討会をやるようになっていくことですが具体的に何月頃までにとか、いつやるっていうふうに具体的にはどのように日程がなっているかお聞きします。

○まちづくり政策課長

それにつきましても検討委員会の方で検討をして実態調査等の利用者の把握等をしていかなければいけないというように考えております。

○永原（6番）

今の答弁だとちょっとはっきりしないんですが、以前から私もいろいろこの件では質問しているんですが、なかなか進まないと思うんですけど検討委員会でやっているって具体的にじゃあ、6月までにはやるとか利用者の実地調査を具体的にどういうふうに辰野病院の患者さん所、利用者に聞くとか何か具体的にはどういうことをするつもりでいるんですか。

○まちづくり政策課長

只今申し上げましたように検討委員会の中で決めまして、実態調査の方法等も含めた中で検討をさせていただくということでございます。

○永原（6番）

それではまだ検討委員会の中でこういった実態調査をするかっていうことをまず検討委員会の中で決めるっていう、まだそういう段階っていうことでしょうか。

○まちづくり政策課長

おっしゃるとおりでございます。

○永原（6番）

この移動のための足の確保の問題はですね、昨年秋に行った町づくりの指針となる第5次総合計画策定に向けた住民意識の調査の中でも、今後町が特に力を入れるべき分野を複数回答で聞いたところ、交通弱者の交通手段の確保は構成比で21.8%もあり、18選択項目がある中で4番目に多かった結果が出ています。そういうことから見ても交通弱者の交通手段の確保の件は早急に力を入れて取り組むべきだと思いますが、なかなか「検討委員会をやる」っていうふうには以前からも答弁がありながら、なかなか進まないのは何かどこかで問題があるんでしょうか。やる気になれば検討委員会ですので、すぐそこで決めてすぐやるっていうことは難しいんですが検討委員会で話し合うっていうことは何回も繰り返して、いろいろこの交通のことは今後のことなのでまずそういう検討委員会をすぐ立ち上げてやるっていうことがとても大事なことだと思うんですが、その点は町長の考えをお聞きします。

○町長

やれば良いことは分かっています。やるには費用がいります。その費用の捻出先をどうするのか、いろんなことを考えていかなきゃなりません。また概要は検討委員会で検討するとはいうものの、まずこんな路線が考えられるというような個々に誰が考えても出るような名案をある程度発案しなければ、ただ検討でグルグルグルグルやってみてもしょうがないこと。需要があることはよく分かっています。したがってそういうことで検討会を行ってそこで少しは良い案が出ないのかなということをやっているところでもあります。もう一つ、少し遅れていると言いますか遅れているんでなくてやりようがないということなんですけれども、一つの状況をお話申し上げます。国のこれに対する補助の問題があります。これは地域公共交通

活性化・再生総合事業補助金というのであります。これは平成20年ちょっと前からこれが出てまいりまして、これに対します問題に対しまして半分国が補助すると、立ち上げの段階3年間ということであります。これに乗った所がありますがこの度政府の方の仕分けにあいまして、掛かる費用の2分の1国でくれると言いましたが、それが更に2分の1になってしまったんです。それで今長野県中これに掛かった所が大慌てになっている、こういう状況もあります。したがいましてその動向も見えないと、結果的には掛かる費用の4分の1しか出なくなっちゃったということです。最初2分の1、その2分の1ですから。それで県の町村会などもおしながら国の方へ今これから陳情を始まっていくところですが、こういったやはり相当の莫大な費用が掛かるということをまず頭に置いていただかないとできないんですが、地域性もあったりしてこれ網羅するのはとても大変なことだと、非常に難題だというふうに私は考えてます。しかしやれるなら何か良い方法ないのかなと、前にも言いましたようにどっか地域だけでもできないかなと、不公平がある、じゃどうするか、いろんなことを多角的に検討しないと不便だから、お金出してバス買って運転すりゃできる、こういうもんじゃない。このへんはよく分かっていたきたい。その度答弁でその話をしている筈であります。ただ何もしないで放置してあるのとはわけが違います。例えば下伊那あたりは南信の広域の連合の中でこの問題に取り組みました。また下伊那郡の総合事務局をもつてのやり方も取り出しました。やっているんですが今のように下がっちゃったからこれ続けるか止めるんじゃないかというふうな、国の方の費用がそういうふうになってしまうと。簡単に言いますとこれは国のやり方ですからいろんなこと言えませんが、どっちかにお金使えばどっかがへこむんですね。へこむ中にこれが入っちゃったと、子どもさんの方は子ども手当、例えば良いでしょうけど、その費用の捻出のためにあちらこちら切ってます。官僚の天下り先はドンドン切ってもらいたいと私思ってます。まだ2,000も3,000もある中で切ったのがまだ20、30ですから、とってもしちらの方へ日本のお金は多くいっているわけですから。だけど本当に有害鳥獣も切られちゃったんです。有害鳥獣に対応する対策策、これもひどいもんです。長野県全部合わせて国へ要望しました。辰野町も要望しました。長野県全部の中の付いてきた予算の4分の1しか付かない。4分の1しか付かないって言うけど4分の1しかも結局仕分けの中で有害鳥獣だとかそういうものが入ってないんですね、切られちゃってんですね。全部ではあり

ませんが、その中に足の問題ですね地域公共交通活性化事業、これも仕分けのいないっていう方になっちゃったんですね。ですからこれ政府に考え直していただかないと、こういうものは必要だと。地元の代議士の方へも私もお電話を申し上げたるし、今度行ったらまた国の方でも関わってきたいと思いますが、そういった基盤がある中でも難しいとこへ基盤が崩れてしまうと、なかなかそれも対策が難しいなというふうな現状は状況にあります。何か良い方法を考えて少しでも具体化できるように最初は不公平であってもできる地域からというようなことも発案の中に入れてながら検討委員会でやっていくというふうになってます。以上であります。

○永原（6番）

今町長が答弁してもらったんですが、私の調べたところでも地域の事業っていうものが長野県でも沢山やられてます。それでですね県の企画部交通政策課っていう所に私も聞いたりして、先日は地域の公共交通の県民集会っていうのもありまして今本当に全国的に地域の公共交通っていうものが問題になってまして、住民の足の確保のことが全国的にも問題で、長野県もとても大変になっています。それで地域の今町長がおっしゃった事業ですけれども、それは長野県も今現在32事業を行っております。全国で見ますと北海道についてその事業をやっているのが長野県が多い県だそうです。つまり反対を言うと長野県はそれだけ足の確保のことで本当に住民が大変だということだと思います。さきほど町長の答弁で検討会議が遅れているのはお金も掛かるって言ったんですが、会議にはそんなにお金は掛からないと思います。それで町内の交通体系を整えるそういう話し合いの場をまず持って、その会議でいろいろなことを考えていくってということが一番大事だと思うんです。それで各市町村でいろいろ取り組んでる例もありますし、県の企画部交通政策課の担当者にお聞きしたところいくらでもお金の面はなかなか補助はできないんですが、企画部の方が地域公共交通活性化再生総合事業のことで、町が取り組むようならば話し合いの会議にも来ていただけるっていうことですし、そういう面での市町村への取り組みへの支援はいくらでもするそうですので、その市町村、辰野町がそういう交通のことに前向きに積極的に取り組むっていう姿勢を見せて、取り組んでいけばいくらでも県の方でも補助っていうか援助はしてくれるっていうふうに県の方でも言っていましたので是非このことは町長、副町長を先頭に取り組むべきだと私は思いますけれども、どうでしょうか。

○町 長

県へ聞いていただいたようですがいつ聞いていただいたんでしょうかね。この国の方が2分の1を更に2分の1にして合計4分の1になっちゃったっていうことを聞いたあとなんですかね。それから県で補助出すんですか。援助って言いますか指導はしてくれる、やり方だとかそういったことはやってくれますが、県に補助金があるって言ったんですか？あるならとっくにそれはいただいて私もやっている筈であります。いずれにしましてもこの検討委員会やることになってますので、その中でまた国の動向、県の動向いろいろ見ながら県に指導をいただかなきゃならんところは指導していただいたりして、必要なければこちらで考えれば良いことですが、いずれにしてもこれは国策ですね、その点は永原議員の言うことと全く同じだと思います。国策として結局原因は何かっていうことなんですけれど、公共交通機関が段々なくなってきちゃった、不便になってきちゃった。路線バスもなくなってきた、採算が合わないから民間ではできない。この辺もそうです、どこもそうです。赤字でも覚悟で私立でやるわけないですね。理由はやっぱりモータリゼーションの事情になっちゃったということです。結局車での出勤、あるいは買い物、運転ができるうちは良いんですが、今議員もおっしゃったように運転できなくなったらどうなのか、そこに子どもや少子高齢化ですから非常に家族も少なくなってきました。お互いに助け合いついていうことで地域でもって現在も北大出あたりは困った方に対して自主的にボランティアでやってくれてる方もあるようですし、また平出の方にもそういった有償ではありますがそういうことをやってくれる所もある。しかし有償に對しましては有償の移送サービスを車でやるとこれは交通法って言いますかね、陸運局の許可が必要、タクシーの分野を侵すことになる。タクシー会社が全国で提携いたしましてこのことは我々の仕事に対する妨害であるということで、有償はダメと、本当のボランティアなら良い。事故が起こった時誰が責任取っているいろいろな難しさはこれ出てくるわけでありまして。そういったことでもありますのでそういったこと網羅しながら、逐次検討はしてまいります。検討したからすぐできるとも限りません。辰野には今病院を造らなきゃいけないという大事業があるわけです。よその市町村、病院のない所羨ましいなと逆に思うくらいです。資金的にはです。資金的には、財源的にはです。どっかへ合わせればどっかがへこむ、しかしへこまないようにやって、こちらもやりあちらもやりってこれ全部やると破綻し

ますね。そういうことは私はしたくない。しかしさきほど言いましたように話を戻しますけれども、足の問題確保はそういった時代の背景もあるわけですから、これは国策としてやはり取り上げていただき、今のように施行の事業これをカットするようなことなくむしろ上げてって、恒久的に昔はやったんですね、路線バスに対しては国の補助が3分の1、県の補助が3分の1、で市町村で3分の1持てば良いってというような、そういったふうになってたんです。それが国がお金がない、県がお金がない、地方切り捨てだっという事でドンドン切られちゃったから各市町村ではやりきれない。特別大きなお金を必要とするような事業のないような市町村はかろうじてそれができている。しかしいろんな補助も新しく変わってきて今のようなことを期待してた、半分いただける。これがまた半分になっちゃった。だから梯子掛けて屋根上らせて梯子取っちゃうようなもんですね、今のやり方。だから始めちゃった所は簡単に止められないでしょうね。どこの財源をそっちへこう村や町の中で移行してやるんでしようが、必ずどっかが下がる。今回の場合は始まったばかりの補助金ですので、梯子上がって屋根上る前、梯子の途中で外されちゃったようなもんですよ。ですから中つなかりにこの32市町村は中つなかりの状態になってます、この事業に対して。今後のまた要請も我々の方もやってかなきゃいけないと思ってますし、有利なものをできるだけ捉えて町の財源の負担にならないようにということでやっていきたい。ただ困る人があるからそれができる筈じゃなくて、検討はしますけれどもやはり財源が裏付けがなければやはり行政としては事業としては執行できない。辰野の場合工面して、じゃどこを切ったらその財源が出るのかってということまで検討しなきゃならんわけです。そのへんも一つお考えをいただきたい。国の方が仕分けしてますので、町も仕分けしなきゃいよいよいけなくなったからと思うくらいの感覚でいるところです。以上であります。

○永原（6番）

町長の答弁の言ってることも分かるんですが、私の考えはですね国の政策だからしょうがないってということじゃなくて、この間の県民集会もですね交通権を勝ち取るうってということで、そういうふうに変化になっているからしょうがないんじゃないかと、足のことは本当にこれから、これからの生活にとっても地域でも大変だから「乗って残そう公共交通」ってということで県民集会を開いて交通権の権利を取ればそこに予算が付くので頑張ってるやろうって、前向きに考えて県民集会も開いている

わけです。お金が削られたからしょうがない、お金がないからしょうがないんじゃない、是非このことは本当に大事なことで足の確保、交通弱者の方は本当に生活の範囲も狭まってしまうんですよね。病院に行くのも大変、買い物も大変、そういういずれ段々高齢者が増えてくるとそういう問題は地域で本当に大変な問題だと思うんです。その会議にはそんなにお金が掛からないので、そういう会議の中で会議を何回も何回も開いて、まず町で叩き台を作ってから会議を開いてその中でいろいろな立場の人に入ってきてもらって、地域公共交通活性化再生事業の協議会っていうものを立ち上げてやってくってということはこれからは本当に大切だと思うんですけど、そのお金がないとかそういうことじゃなくて、大切だからやっつけようっていう前向きな姿勢がとても大事だと思うし、この間12月議会でも福祉タクシーのことを私が一般質問した時に「検討委員会を立ち上げてやっていく」って答弁がありました。もうそれから何箇月も経っているんですが、なかなか検討委員会が立ち上がらないのは私はどうして立ち上がってその所で話し合いをしないのかなって思うのは本当にその実態、町民で困っている人の実態を把握できていないからだと思うんですけどその点はどうでしょうか。

○町 長

再質問にお答え申し上げます。検討委員会につきましてはさきほど言ったとおりです。やるようになってますのでやってまいります。その中で相当名案を出して行かない限りなかなか立ちゆかないだろう。やっぱり困っている人があって困るなあと、辰野だけでなく特に長野県、北海道だって議員が言われたとおりです。そこでは余計困っているだろうなと思います。なんとか対策を町も考えなきゃいけないけれども県も、それよりも国の国策としても捉えるように運動もしていきます。そういうことで一市町村だけでできることとできないことは、以上であります。検討委員会はもう言われる前に立ち上げるようになってます。以上です。何ですぐやらなかったっていうのは、さきほど言った理由です。以上です。

○永原（6番）

すみません。じゃあ検討委員会だけ、くどいようですけど予定としてすぐやるようになっていたらいつ頃っていう具体的に6月の末とか7月の始めとか決まっているなら教えていただきたいと思います。

○町 長

今年度に入れば早速立ち上げるつもりでしたが、さきほどの国の事情もありまして少し様子見であります。国の動向をちょっと調査しながら早めに検討委員会の方は立ち上げていきたいと、これだけのことであります。以上です。

○永原（6番）

国の動向を見ながらでも検討委員会はいくらでも立ち上げられると思います。この32の市町村も3年前からやってずーっと続けて3年間の動向を見てやっていますので、その検討委員会をどうして立ち上げないのかっていうことが、私は本当に不思議でいくらでも協力したいっていう方たちもいますので、役場の中でまず検討委員会立ち上げてその次に町民に向けてその検討委員会、いろいろの立場の方が入ってもらって足の確保のことの検討委員会をやってくってということが一番大事じゃないですかね。会議ってそんなにお金は掛からないんじゃないですか？

○町 長

何度も言うようですが、検討委員会のお金がないからやらないって言っているんじゃないと思います。いろんな諸事情がある諸々のことを把握して立ち上げるべき時に立ち上げていきます。ということで検討委員会は近々立ち上げてやっていくというわけでありまして。以上です。

○永原（6番）

はっきり何月頃やるって詳しく言わないので次の質問にいきます。

次、当面する具体的な対策についてですが町営バスの川島線、飯沼線の現在の課題と改善対策についてお聞きします。

○産業振興課長

課題はですね、やはり利用する方が少ないということでありましてので地域の方々に1回でも多く利用していただく、ということが課題の解決策だと思います。それからバスに代える車としてですね議員質問されているような福祉タクシーも充実してきておりますし、農協のお買い物バス、それから小野の関係につきましては診療所の送迎の車等そちらの方の足も充実してきておりますので、バスに乗る方が減少しているということだと思います。

○永原（6番）

とても大変な問題だと思いますので、今後良い案があったりいろいろな運営委員

会でも話し合ったりして検討していただきたいと思います。

次に辰野病院の患者送迎についてですが、辰野病院も今後新築に向かって動いています。辰野病院の患者を増やすっていうことの意味からいっても患者の送迎は是非取り組んでいくべきだと私は思いますがその点についてどうでしょうか。

○町 長

病院の送迎につきまして概要の方を私の方から申し上げ、事務長の方からも見解を述べさせていただきたいとこのように思います。これも即刻なかなかできない部分があります。通院っていうのは誰にとっても大きな負担だという考え方をもってまいります。その人その人で全部違ってますけれども、目で見てもあの人だけが大変だということではない。遠い所も近い所もその自分の体の状態によっても違います。その中で誰をじゃあ選定して送迎するのかという規定の時に境目なども検討しないとこれは難しいことです。あの人乗せた、この人乗せない不公平とこういうようなことも出てくる。これは大きく詰めていけばお医者さんの見解か何か入れてけば解消するのかもしれませんが、ちょっと考えた時にまず難しいところで出てまいります。またこの送迎する人的な要員も確保しなきゃなりませんし、それに対しまして当然機材器具といいますか自動車も買ってかなきゃならない。町中ぐるぐる回ると相当の時間が掛かりますので、どういう具合にやっていくのか。じゃあ地域別に分けて例えば竜東地区の特に東の方、沢底とかですなあちらの方、例えば、例えばの話です。じゃあ月曜日にしよう、樋口の方は火曜日にしよう、北大出の方は水曜日にしよう今度はもし分けたとします。ところが病院はそのバスに分け方によって病院は動いてませんので、その時に来られても外来は今日はいませんという形の時もあります。あの先生に見てもらいたいと思って例えば木曜日なんていうふうにやりますと、バスは月曜日にしか来ない。じゃ全部、まああれですね何十台も置けばそれは別の話ですけどそんなわけにいかない。というような難しさもいろいろ出てくる。特に今少人数って言いますか医師不足の中で回している時にはなかなか患者さん乗せて来たは良いけれども、診療に間に合う段階になるのかどうなのか、その時には医者がいるのかどうなのか、信大からも外来の先生なども来てますけどもその時間帯いませんなんとかね、午前と午後と分けた時に。じゃ午前中なら良いかというのと、いや午後になってますとかいろいろなことがありますので場合分けがとても大変だということをまず考えたい。しかしそのへんもどうなるのか検

討しなきゃならない。有償ならどうだろうと、有償は道路交通法って言いますか陸運局のね制限に掛かって有償ではやってはいけないことになってます。特定の人の社協で許された方に関してだけは今現在社協でやってます。それからまた辰野介護センターでも請け負ってもらって現在やってる方もあります。この方は特別許された方です。しかし一般的に足が不便だ、交通の不便を感じますのでって言った時になかなか今のような規定に入っちゃう。運んでいる途中で事故にでも遭った時にどういうふうなことになっていくのか、ですから簡単にはいかないっていうのはそういうことがあるんだということ議員ご認識いただきたい。現在辰野病院ではMSW（医療ソーシャルワーカー）の方を中心に相談に乗って対応はいたしております。あと事務長の方からもう少し詳しく話があればしていただきたいと思いますがこれも簡単にはいかない範疇の中であるし、しかし常に考えてかなきゃいけない問題だなんていうふうには考えてます。以上です。

○辰野病院事務長

それでは議員も前回に質問もあったと思いますが、病院の方でも経営機能検討委員会を主軸に中心的に検討をしてくれております。例えばの話なんですけど、透析患者さんを辰野病院で送迎するという話になりますと7時半から8時半頃まで、朝の7時半から夜の8時半頃まで対象になりまして、雨の日も風の日もそれから年末年始も対応しなければいけないということで、今の職員の体制の中では無理ではないかというようなことが主な理由なんですけども、そのほかは町長が申し上げたとおりであります。なかなか病院自身で独自にやっていくということは現段階では難しいという、いわゆる病院内の検討委員会の中ではそういうふうに結論しております。

○永原（6番）

病院の中でも検討されてるっていうことは私も知っておりますし、とても大変だっっていうことも分かりますが、郡内のほかの病院でも送迎をやってわりと患者数を増やしてるっていう実績もある病院もあります。大変だからやらないんじゃないじゃなくて大変だけど知恵を出し合って、最初から100%のことをしなくても良いと思うんです。一つずつやってみて起動に乗せてくってということが大事じゃないかな、やる前からこれは大変だ、あれは大変だ、何もかも大変だじゃなくて、とりあえずそのことについて考えて検討してやっていこうっていうことが大事じゃないかなと思います。病院も新築され特徴ある辰野病院にするためには是非この患者送迎についても今後

病院内、それから病院運営委員会の中でも検討していただきたいと思います。

時間もありませんので次にいきます。先行している自治体から学ぶべき課題と町の対応についてですが、1番2番のデマンド方式によるミニバス運行やボランティア移送の運行についてですね木曾町や伊那市、それから中川村、飯島町、上伊那でもボランティア移送やデマンド方式によって地域の交通確保を町として市として積極的に取り組んでいる市町村があります。辰野町も先行している自治体から学び是非検討委員会で話し合われて辰野町にあったやり方の方法をやるべきだと思います。デマンド方式やボランティア移送をやる考えはありませんでしょうか。

○町 長

細部にわたりましては課長の方からお答えいたしますが、今の総括質問でありますとさきほどの答弁のとおりであります。以上であります。

○まちづくり政策課長

デマンド方式の関係につきましても検討会議の中で検討をしていく一つの案だと思います。ただしさきほど町長申し上げましたように平成16年に辰野町は県の補助を受けて試行運転をしております。その結果につきましてもさきほど町長が答弁したとおりであります。

○永原（6番）

16年17年にやった試行運転は時間も掛かり、じっくり検討しなかった部分も私から見ればあると思ひまして、利用者さんもとても時間が掛かったってことで乗る人も段々少なくなったってアンケートの結果だったと思います。やはりそういうものをやる場合にはしっかり当事者の実態調査をしっかりとやり、何を要望しているかどういふ方法が良いかっていうことをしっかりと練るってことがとても大事だと思います。デマンド方式、ボランティア移送、町民の力も借りながら是非そういうものを積極的に取り入れて辰野町、今後の辰野町の地域交通に関してはこれから真剣に取り組んでいくべきだと私は思います。あと地域公共交通会議ってものを去年も話し合われて伊那バス本線の廃止の時に会議を設けたと思いますが、その地域公共交通会議の構成メンバーと会の運営状況をお聞きします。

○まちづくり政策課長

昨年のものでございましては、伊那バスの本線廃止という申し出に対しましての案件につきましての会議でございます。それにつきましては沿線の区長さん等が委員

として入ってきておられます。

○永原（6番）

それではその時に開かれた地域公共交通会議は伊那本線の廃止のことの件だけで集まったっていうことでしょうか。

○まちづくり政策課長

伊那本線の廃止の問題だけで協議していただいた会議でございます。

○永原（6番）

各市町村はですね地域公共交通会議っていうものをしっかり立ち上げて前向きに取り組んでいる市町村が多々あります。せっかくこういう会議もあるので地元の沿線の区長さん、北信越の運輸局の長野運輸支局の方、岡谷署、伊那建設事務所、あと辰高の関係者とかいろいろな方が集まったみたいなんです、是非そういうものを続けていって辰野町の地域交通の会議を是非やるべきだと私は思いますがその点はどうでしょうか。

○議 長

時間きてますので最後の質問にしてください。

○町 長

今のお話にありました伊那バスの路線バス廃止に関する会議は伊那バスの要請によって関係者の皆さん方に町としても「止めなんで欲しい」とできるだけ「一人になっても残して欲しい」相当無理を言ったんですけれども、大分そういったことが長年我慢してやってくれました。もう本当に10年来やっているんじゃないでしょうか。1台のバスの中にいつ見ても運転手さんも入れて6人ぐらい乗ってないと採算が合わない。途中まで6人、そこで2、3人に減っちゃったとそういう地域が区間があるともう赤字になるそうです。だから最低どこ見ても6人、運転手さんも入れてですね6人ぐらい乗っていないと採算が合わない。それがもう1人になりゼロになりというもうデータがズーッと出てまいりまして、それは1人でも頑張っ欲しいということ言ったんです。しかしいよいよダメであると、辰野だけでなく箕輪も伊那も、要するに辰野から伊那へ結びつける線、これ全部廃止しないと大赤字になってしまう。自治体で補助してくれないかという話も以前にはあったことがあります。伊那市も東線じゃなければ南箕輪も入りますけれども、東路線も西線も入れて南箕輪村、箕輪町、辰野町ともに補助をしきれないと、その頃から地方交付税が

ズーッと減ってまいりまして地方財政受難の時にはいりつつありましたのでとてもその補助を出すわけにいかない。それじゃあっていうんで住民の皆さんが了承すれば良いですよという形の中で言いましたところ、バス会社の要請によって町の方で関係者できるだけ関係のある方に集まっていたの会議であります。したがってそれを続けてくとかそういうことではありません。以上であります。

○永原（6番）

時間になりましたので最後にこの問題は町長自ら率先して取り組む意識が必要だと思います。以上をもって質問を終わりにします。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位2番、議席4番、中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

それでは事前に通告してあります観光立町政策について6点程質問をいたします。町長は一大居住拠点都市構想を柱に福祉の町、病院をはじめ安全安心のまちづくり企業立町等を中心に協働のまちづくりを理念とし、一連の構想の下に辰野町発展を願い懸命に努力されている姿は、一定の評価をするものであります。今回新たに提唱されております観光立町について政策と観光関わりの当面している課題について質問をします。第1点目の質問であります、町長の考えている観光立町構想とはどのようなものか、概略、骨子等ご説明をいただきたいと思っております。時間の関係もありますので、概略で結構でございます。

○町 長

それでは質問順位2番の中谷道文議員の質問にお答えを申し上げます。観光立町と考えてますが、辰野町の観光立町の基本構想はどのようなものかということはいわけですね。概要申し上げますと、これからは観光ということも大事であると、企業立町も大事であるし、一大居住拠点も大事であります。観光というものをもうちょっと掘り下げてみたいというふうなことであります。あまり私が言ったせいかわかりませんが、国もマネシマシて観光立国というようなことを段々出してきました。県は前からDCキャンペーン（DESTINATIONキャンペーン）というふうなことで、既に駅を中心に駅を交代しながら観光を深めてるところであります。観光の概念というふうな形でございますけれども、観光って字を見て分か

るとおりだと思います。理屈でありますけれども光を観るって書いて観光だろうとこんなふうに思います。その光とは何かというとその地域のこれは宝物であると私はそういうふうに解釈いたします。宝物とは何かって言いますと、ただ自然ももちろんそうですし、ホテルなんかもそうでありますがやっぱりその地域の文化、歴史伝統、人の生き様、また人が苦勞してこんなことを考えてる、あるいはこんな知恵を出し合ってこんな良いことやってる、そんなようなことなどをお互いに知り合うことが観光であろうと。だから自然ばかりでなくてという意味です。中には企業観光などといひまして辰野にも大きな会社がありますから、そういった所へも来ていただいてそういうことを知ること、自分の肥やしにすること。これが一つの観光であろうと思いますからそれに大きな会社の見学などをしたり、そこで一つ研究などしていただいたり、例えば写真の撮り方でも良いでしょう、どんなことでも良いです。そういう中でたまたまそこにありますからタイミングよく冬のしだれ栗を写真を撮ってみたり、あるいはいろんな交流をそこで求めたり、ですから受け皿もとても大変だと思います。同時にまた住民の皆さんも観光に対しまして「わしゃ知らんに」っていうふうなこと「正式に答えろ」っていうと嫌になりますけれども概要ぐらいは知っててもらいたいと思うんですが、一番酷い話がよく役場にも町長室にも電話があるんですが、秋口になって「冬のホテルはいつからですか」というような問い合わせもあるぐらいです。ということで意外と知らない。ですからホテルは大体6月ぐらいです。早い所は5月から出てますけれども、辰野の場合はこの気候に合わせて6月だとかこういうようなこと。「ああ、そうですか」なんてゆうことで「それじゃ来年」というような本当に来たかどうか知りませんがそういう問い合わせがあるぐらいですから、簡単なことは皆さんが知ってて一応の説明が、アドバイザーまでいかななくても良いんですけれども説明が簡単なことは知っていなきゃいけない。中間ぐらいまでしなきゃいけない。長く詳しく知らなきゃいけない。三分配ぐらいにしましてそれぞれがまた関心を持っていただいて、来たいお客さまにはそんなことを簡単にお答えできるようなふうになってほしいなと思います。結局そういうことの中で観光ということで進めてくわけではありますが、今まで観光の概念といひますと大体点と線で観て過ぎていってしまう。観る観光、その内に浸る観光、体験する観光というふうにも段々観光自体が発展してきています。もう一つは農業などもかやぶきの館などをやって本物の農業っていうのを謳ってますので、や

はりそこへ都市近郊型というふうなことで私ども位置付けて農業の本物のあり方なども、講習って言いますか耕師さん、これも面白い字で耕すって書いて耕師さんというふうなことも地元の皆さんも一生懸命やっていただいておりますので、そういった方もどなたかくればすぐ講演もしてくれるし話もしてくれるし、簡単に10秒で答える答えも。それから20、30秒で説明できる答えも。やあ1時間掛けてしっかり講習する答えもできる人たちも、要員も揃ってきているなあというふうに思います。したがいましてそういう所では体験型農業などの発信もできるかなということで、今までバラバラでしたが観光という一つの枠組みの中でそれぞれを取り入れて、そして一大発信をして辰野へも来ていただく。最近では上伊那広域にも話をしまして辰野だけでやってもいけませんので、来るお客さん辰野だけ目指して来るわけじゃありませんので、来たらついでにその辺という形になりますからやはり辰野だけでなく、箕輪とか伊那とか上伊那全体が一つの一丸となってある時期は高遠の桜も良いでしょうし、箕輪の梅園も良いでしょうし、そんなような形で複合的に回れるような形態を作ろうとこういうふうなことで広域も今動き始めたところでもあります。そういう中でやはりただ「来てください、物を買ってください」でなくて、またその中に物語性もないとダメだろうし、意外とその物語性を知らなんでいる人もあります。今度の御柱も何回だったと、一応202回って言われているんですが、本当にどうかって証明とかそういうことは抜きにしまして記録があるだけで202回、中6年ですから掛け算しますと1,212年前くらいから記録がありつつあるんですから、それ以前もあったかもしれない。しかし小野の御柱は1年遅れてやるんですね。また来年ですからそういうことですが、そうじゃなくてあそこは6年早くやってるんだってこういう話があります。むしろ回数からいくと小野の方は224回目に来年なるようです。22回も早い、というような声も一つの物語性だとか、そんな話題性だとか「本当ですか」えらいこれを証明しなきゃいけないっていうことではありませんで、あまり嘘もいけませんが一応伝わるような民話だとか「何のために4本柱で建て替えるんですか」って「いやそうじゃなくて神様は高い所から来るからああいうものやっているんじゃないか」と2通り説があるそうです。そんなようなことなどもやはり人間ですからただ観て「きれいだな」で帰るんでなくてあるいは「面白いな」で帰るんじゃないかって実際にそこに参加してもらったりして、今度も36、37名観光協会の皆さんが辰野の伊那御柱に来て体験して引いていただいて、それでいろん

な話し合いをもってお帰りになってというふうなことも既に始まっておりますので、そういったことをやっていくこと一つずつやっていくこと、これは一つの観光立町の概念であろうと私は思っております。簡単に言ってまいりましたけれども、これ言いますととっても大変でまだまだ言い足りないぐらいであります。住民の皆さん一体となって、辰野の良さを出していきたいなと思います。日本の中心一つ取っても、日本の中心これも観光の一つであります。日本の中心が日本にはいくつもあるようではありますが大騒ぎした所が中心になると思います。測り方によって全部違うわけですから。ほぼ中心には間違いありませんので、どうか自信を持って日本の中心、大城山麓ほたるの里謳っていただきたいと思います。以上であります。

○中谷（４番）

町長の構想につきまして聞きましたけれども若干私はハードの面で考えておりましたので、町長のソフトの観光立町のことと若干質問の主旨が変わってきたとこんなように私も思っておりますが、ご理解できましたので次の方へ進めさせていただきます。

２点目の質問であります。観光立町実現に向けての予算措置についてどのようにお考えか質問させていただきます。観光事業には多額の投資を要する仕事と先輩諸氏からお聞きしています。町長は今後どのような予算を捻出し、どのように投資していくのか観光立町を推し進めるにあたり予算的な措置の考え方をお聞きしたいなとこんなように思います。22年度の観光事業に関わる町の予算等につきましてはほぼ前年並踏襲の考え方であり「観光立町を謳うには予算反映が少ない」との意見を多く聞かれています。町長の見解はどのようなものであるかお聞きをいたします。

○町 長

２番目の質問であります。さりとして鐘や太鼓でもって観光立町謳ってこれだけの予算で大丈夫かということでありまして、大変にご指摘も厳しいしありがたいご指摘だと思っております。しかし今の財政状況を見ますとそんなに使えない、さきほどのバスの話もそうですがすぐやりたいんですけどとってもお金がない。そんな中で工面したのがこのくらいであります。病院の問題は経営が黒字であろうが赤字であろうが人間の生命を守るものですから、赤字になっているのは国が医師不足にして診療報酬を下げちゃったからそうになっているだけで、それを上に上げていただきやまた黒字になるわけですからそれは運動するとして、そのほか非常に厳しい財

政ですから切り詰めてやっています。そういう中でまず投資効果のあるもの、投資してまた税金として跳ね返ってくるもの、これは積極的に投資しなきゃいけないと思います。そういうふうなことで企業感覚、民間感覚っていうのはそういうものがあります。しかし行政はやはり福祉でありますから、福祉でもどうしてもこれは利益が出てくるあるいは跳ね返りがなくともしなきゃいけないこともあるなあというふうにも思っていますし、非常に難しいところです。そんな中でこの観光に対しましては一つの公約でもありましたので、課長の方から詳しく説明申し上げますがなければ、この中で有効に、これじゃいくらもできないじゃない、これでも最高のものやってくれとこういうふうな気持ちでいるわけであります。国の方である人が言ってました。「科学技術日本、何で1番じゃなきゃいけないんですか、2番目だって良いでしょう」とこういうことを言う人がありました。これを仕分けする時です。あの人は立派な人ですけどそのことだけ良くなかったですね。「お金はこれしかないんです、これだけ下げます、だけど世界1を頑張ってください」って言わなきゃいけないんですよ。「2番目じゃいけないんですか」なんていうようなことを言うようではこれは機会があれば向こうへ電話しておきますけれども、私どもとしても切ない限りであります。したがって私もそういうことは言いませんので、これでも最大のこと、効果を揚げてくれとこういうような気持ちでという意味で例えば、卑近な例で申し上げたところであります。それじゃあ課長の方から金額について言っただきます。

○産業振興課長

22年度に予定をしております観光関係の予算の金額でありますけれど、観光については情報化時代に伴いまして情報の発信が必要であるということの中でですね、観光資源の発掘、情報発信事業に322万円、それから展望台が辰野町には2つございます。鶴ヶ峰としだれ栗にありますのでこちらの展望台の改修塗装工事に315万円。それからしだれ栗の森林総合公園の施設の関係のバンガロー、トイレ等の塗装改修を含めまして200万円を予定をしております。なおこのしだれ栗の200万円につきましては塩尻峠から桜沢まで中部北陸自然歩道に指定をされておりますので、この指定の特典を活かして環境省の自然環境整備支援事業という国の事業がありますので、こちらの事業を導入しながらパークライン、しだれ栗森林公園の周辺整備を考えておりまして、こちらの予算が付けば国の補助事業として取組みをしていき

たいとこんなふうを考えております。

○中谷（４番）

只今、町長、課長の答弁をお聞きしました。まずお金がなければ前へ進まないと全くそのとおりだと私も考えております。そこで提案いたしますけれども、さきほどの町長の話にありましたように国も観光立国、県も観光立県、辰野町も観光立町と全て行政が観光に力を入れて将来日本の国、地域を変えていこうとこういうことでありますので、国でも県でも大がかりな観光資源開発に関わる予算付けがいつもよりは、いくら仕分けがあろうと付けやすくなってきておりますので、今度できた観光振興室を中心にして23年度には多くのそういった予算を使って大がかりに辰野町の観光政策を展開するように要望を提案して、この項は終わります。

次に荒神山公園の充実についてということで、当面している全体と違いまして小さな課題でございますけれども、今町民がいろいろ考えておりますので是非答弁をお願いしたいと思います。3と6の荒神山公園の整備をまとめてお願いをいたします。1つが天狗巢病の侵攻とその対策ということで、辰野の荒神山公園には800本の桜があると町長が始終申されているとおり、これも40年を過ぎていよいよ成木になり少し樹齢も弱ってくるという時代を迎えておりまして、大きな桜の木は天狗巢病で悲鳴を出しております。早急な対策を検討いただきたいと思っております。それから2番目に花木の植樹を強化し、春は桜、サツキ等通年公園の来客が訪れるような対策を進める必要があるということで私ども山野草クラブでも多少なり山野草の苗を売ってそのお金でいろいろの樹木を植え、荒神山が賑やかになるように段取りしております。また観光協会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、オリンパス等もその主旨に賛同し多くの団体企業が植樹に協力しておりますが、規模資力に限界がありますので積極的に町としても対応推進をすることが必要だと考えます。3番目に荒神山公園の道路整備であります。この問題につきましては竜東振興会より町へ要望してありますが中学南側の旧原田井水路取り入れ口付近の道路が狭く、横断歩道等の整備も必要じゃないかとこんなように考えます。道も狭くカーブもあり坂もあり危険であります。また大型バスも通行不便、また横断歩道が遠く通学児童も危険というような状況でありますので、以上3点の促進方提案し町長の見解を求めます。

○町 長

それでは観光にもありますし、辰野のスポーツ公園でもあり自然公園でもあり都市公園でもあります荒神山につきまして、ご質問でありますのでお答えをしたいと思います。まず天狗巢病が桜の敵だということはよく分かっておりますが、それが非常に桜を立派なものにする高遠でもそうですが、結局菌が飛んで来て入ってしまいますのでどうしょうもないということで、結局罹った所は切り落とすしかないということでもあります。高い木になりますととても危ない作業でありますし、桜は折れやすいという部分もありまして重機かなんかで電柱かなんか吊る中電のようなワゴンが上がっていくようなあぁいったもので、それで上手く届けば良いですけど届かない所もあったりして非常に困ってるところですが、常備手を入れていきたいと思っております。天狗巢病は桜だけでなく灌木にも繁茂いたします。ツツジだとかあぁいったものも、キューッと特別1本の木の中で混んでる所があると天狗巢病だということですから、それも共通菌でありますので桜だけやってもそういったものも取ってかないと、あるいは切り落としていかないと大変であるということでもあります。適宜そのへんは今もやってますし今後もやっていかなきゃならない。また樹木医などもたまには入れてお考えを聞いたり診ていただいたりというふうなこともあります。しかしさきほど800本と言いましたが800本ぐらいということで前後であります。1,000本も800本ぐらいの中の内じゃないかというふうに思って、もうじき1,000本と言いきなりになりますがあまり、行政は正確に言った方が真実味があるようでありますので800本前後、しかしそれだけありますとなかなか手入れも難しいということでもあります。しかしできるだけ手を入れていきたい。また皆さんからお声を聞いて「何番目のあの桜のこのへんがそうだよ」ということも教えていただいてもありがたいかなと思います。ご指摘ありましたように各種団体からもご協力をいただきまして、今通年で楽しめるというなかなかこれも難しいんですが、やらんよりも良いわけですから一生懸命やりまして、観光協会の皆さんはアジサイを100本ほど植えていただきましたし、オリンパス株式会社さんもモミジを毎年毎年20年度20本、21年度16本、22年度は15本とモミジを植えてくれております。これは秋の方の関係であります。町議会の皆さま方も今度55周年の記念植樹で3本いただきましたし、鋸南町からも来まして、また辰野から発祥したと言われて現在辰野になかった里原、サトバラという品種の桜も飯田から、なんと鋸南町の方で仲介

してくれて辰野へ帰って来て荒神山に植えたところでありまして、八重桜ですがすばらしいものも来ております。なおまた町議さんもはじめ山野草の方の皆さん方も相当のグループで難しい山野草の育成でありますけれども、こまめにノウハウを掴められて立派にあそこでもって見せる、展覧会などもやっていただいたり植物に興味を持っていただいて大変敬意を表してるところであります。こんなようにドンドン進めていかなきゃならないということでもあります。道路問題につきましては大変いろんなこともあるわけではありますが、おかげさまで城前橋が架け替えになりましたらバスが回りやすくなったと、荒神山へ行くのに。回りやすくなったけどあとズーッと広くなったわけじゃありませんので、しかし中学校の方ももう少し広げたいとも思ったりいろいろするんですけれども、もう校舎がギリギリまで来てますので、校舎壊ってまでっていうわけにもいきませんので、何十年か先かいつか建て替えてくれる時には引っ込めてというふうな希望は、今の行政を預かっている皆さんとともに残してはおきたいなと思いますが、そんなこともしていかないと段々に広がっていかないだろうと思います。都市計画道路を1本入れるのが良いのかどうなのかそのへんはまた検討してみたいところでもあります。護岸も天竜川の600t放流に対しまして荒神山側の方も今逐次進んでますので、自然に護岸の上の平らの道路は広がるだろうとこんなふうにも思われているところでもあります。あと課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

私の方から6番の関係のですね、荒神山道路の整備の関係で旧原田井水路を歩道にどうかという関係でもって現地調査した結果でございますけれども、水路幅が1.5m、深さが2mほどありまして水路の天端の高さ、上一番の高さが段違いになっているような形の中で非常に現状の形で歩道として設置するのは非常に難しいという形であります。土砂で埋めてしまうことも考えたわけではありますが、付近の田んぼの田の排水等が流入しておりまして現状のところ埋めてしまうことはできない状況であります。さきほど議員おっしゃったとおり中学校等の通学路になっているものですから、歩道設置の工事につきましては検討してみたいと思います。横断歩道につきましても現地精査の結果、公安委員会等との協議が必要でありますけれども必要な箇所については設置していきたいと思っております。以上です。

○中谷（４番）

大変前向きな取組みの方向のお話をいただきましたので質問を終わりますけれども、竜東振興会の長年の要望でございますので是非前向きにお進めいただくよう提案いたします。

次に４点目質問になりますけれども町の観光拠点施設である辰野パークホテルの経営健全化と発展のための対応施策の実施は、極めて重要と判断しておりますが町長はどのように考えているか見解を求めます。また当面している４つの点についても提案しますので併せて見解を求めます。冬場の利用促進対策として町を上げて応援が必要と思います。関係者の率先利用の督励、特に町議、区長、それから町職員等の法事や各行事に関わるようなものにつきましては是非パークホテルを利用するように督励をいただければなあと、こんなように考える次第であります。２番目にコンサルタント事業導入についてであります。専門家による経営診断、事業診断等の必要はないかお尋ねをいたします。地域との連携、都会集客対策、町内観光スポットとの横の連携や他町村との連携等模索の必要を感じずるものであります。また商工会でもコンサルタント支援措置があり、町を通じてあげていただければ費用等については支援ができるとこんなようなこともお聞きしておりますので、パークホテルと連絡を取りながら担当部署でそのことも今後の課題として検討していただければありがたいと思っております。また地元ではどんなことをすればパークホテルの助けになるか、いろいろと新鮮な野菜を作ったり環境を整備したり既にグループが動いております。どうか町もそんなようなことで前向きに検討いただきたいと思えます。次に美術館や公園内関連施設との連携強化や、イベント等の企画をお願いしたいということで、特にここで申し上げたいのは冬場のお客が少ないということで冬場の土日等お客の状況を勘案して美術館の冬期間でも開館ができるように連携強化をしていったらどうかと。山下画伯、それから柴宮画伯等の立派な画も揃い美術館も充実をされております。是非、見たい、温泉に入りたい、パークへ泊まりたいとこういう連動性がありますので、そこらへんも検討を進めていただきたいと思えます。また各種の企画についてもパークホテルやふれあい美術館等で開催をし集客対策を町としても応援する必要はないかと考える次第であります。４番目にパークホテルの指定委託管理委託料について質問をいたします。今回の６月議会において、指定管理委託料支払い延期特別措置として1,200万の補正予算が提案されております。

町当局も十分理解し対応しているように思いますが、昨今の経済情勢の中では即経済好転の予測も難しく経営者や職員の努力だけでは、越えられない事態と判断しております。おかげさまで経営状況につきましては、もう一息のとの状況だと受け止めております。指定管理料支払い延期措置のみならず、諸般の状況を判断し当面策として指定管理料の一部を軽減するような対策を併せて考えられないか、以上4点につきましてまとめて質問いたします。

○町 長

最後の方の指定管理料というのと、指定管理料をもし払うなら町がということですか。逆に向こうから払っていただくのは使用料、建物とかね、というようなことで若干の前後はあると思いますが意味は分かりますのでお答え申し上げたいと思います。ご心配いただいております観光スポットであります荒神山、その中でパークホテルを中心にもっと栄えていくように町も援助を、イベントなどもいろんなことも考えていけということではありますが、正にそのとおりだと思っております。特に冬場の利用であります、冬場もさりとて昔と違ってそんなに大雪が降るわけじゃありませんので、あそこへ上れないわけでもありません。そういうことでパークセンターふれあいは冬場の利用も上げなきゃならないと思いますし、もちろんパークホテルの利用も上げていただかなきゃなりません、体育館は体育館で冬場でも正に室内スポーツはあそこをメインスタジアムって言いますか、メインになっていくわけがありますし、また湯に行くセンターのお風呂の方も冬もやっていますので是非一つ来られるような体制、これにかててくわえてどのように町でアレンジをしていくかと。白い荒神山ということになるのか分かりませんが、いろいろと企画をお手伝いしながら、また町自体もやってかなきゃなりませんまたコンサル（コンサルタント）の導入などもご指摘でありますのでやっていきたいとこんなふうに思います。イベントの企画なども観光協会ほか、もう皆さん方も大分力を入れていただいておりますので一緒にそのことを模索しながらやっていかなきゃならないと、こういうことでもあります。指定委託料についてということですが、今回までは議会におかけしている最中でありますからここで答弁も何であります、1,200万円ほど町としては指定管理の委託料として町は払っていきたくと思います。またご審議をいただいて皆さん方が議決していただければ、そのようにしていきますが、逆に先方も指定管理を受けた以上は建物ほか施設の使用料を辰野町は1,200ほどいただきたいと思っております。

そうすると1,200、1,200で行って来いみたいになりますけれども、これは提案事項でありますのでここではあまり協議してはいけないかと思いますが、是非適宜ご賛同いただければと思います。そういう中でやはり応援をしていかなければならないことは事実ですし、たまたま指定管理に町だとかそういった開発公社、振興公社などでやっているものに対しては切り離して民間へというような強い総務省からの指示がありまして、そのようにやったわけでありまして。もしそれがなければいまだに大変だなあ、この経済状況大変だなあ、また利益もないなあ、しかし住民福祉になるなあっていうようなことで町が続けている筈ですがたまたま指定管理者になりましたので、そういったことで指示がありましたので指定管理をして町はそれで逃げちゃうっていうことじゃなくて一緒になってやっぱりそれは続けていかなければならないというふうなことで模索をしていきたいと思っています。やはり地元の皆さん方、町議さんをはじめどのようにしたことが良いのか、また協力していただけることでもありますので大変にありがたいことですが、できるだけ大勢のお客さんが来るように努力をいただける知恵を出していただきたい。同時にまた遠い所から来られる方ばかりでなくて地元の皆さん方も使いやすく「使って良かったよ」とこんなようなことになっていかないとやはり住民福祉が基本にこれは建てる時の構想であるわけですから、そのへんもお声を聞きながらまた一緒にやっているわけでありまして、パークホテルの方へも注文をつけていきたいとこんなふうにも考えてるところであります。ほか、美術館の問題に関しましては冬場今現在利用度が少ないという意味で、要するに来館者が少ないデータが出ましてここんとこずーっと数年、冬は閉館いたしております。しかしパークホテルへ来られる方などが「見たい」とか「良い美術館があるね」とか「町で美術館持っているのは珍しいですよ」なんていう声もありまして、その場合には予約いただければ開館させたいなというふうにも考えているところでもあります。また教育委員会の方にもお願いしてどんなふうになりますか、ただ冬は暖房がいりますので来た時間だけボツと暖房入れてりゃ暖っかいかってそういうもんじゃなくて、帰ったあとの方が暖かいっていうような形になっちゃいますので、なかなか冬場ずーっと暖房で暖めとくっていうわけにもいきませんし、大変美術品もある一定の空調の中で管理しなきゃいけませんしとても大変なことでもあります、結論といたしましては予約をいただくっていう言い方も失礼ですけども、1日前でも見たいっていう方があれば、また教育委員会の方からとんでっ

て開けて見ていただけるというようなこともできるのかなとこんなふうに考えているところであります。ほか課長の方からあればお答えいただきます。

○教育次長

それでは私の方から美術館に関して補足をさせていただきます。只今町長申し上げましたように冬場の利用が少ないということと同時にですね、主要な部分の暖房に難点がありまして効かないということで、現在11月の末から3月のお彼岸頃まで閉館をしているところでございます。ただし1階の第1展示場、それからロビー、それから3階の展示室並びに回廊については暖房を入れますとしばらくすると効いてきますので、前日までにご予約いただければ見学いただくことは可能かとも思われます。それで予約をいただいて開館する、あるいは1階につきましては貸館としてもご利用いただけますので、これも申し出あれば開館をしていきたいということでございます。そのへんご要望あれば検討しながら冬期間もスポット的に開館させていくような処置をしていきたいとこんなように考えております。以上であります。

○議長

中谷議員、パークホテルの指定管理料については最終日として出されておりますので、事前審査となるといけませんので触れないようにお願いします。

○中谷（4番）

それでは町長答弁にありましたように指定管理に任せたので、そっちのことでということではなく町も地域もパークもみんなが一緒になって地域の観光事業発展のために前向きに取り組んでく姿勢が大事だという答弁をいただきましたので、前向きに一つよろしくお願いをしたいと思います。続きまして時間も経っておりますのでドンドンいきますが、これからが今回どうしても質問したい事項でありますのでよろしくお願いします。

新たな観光スポット発掘と史跡のPRについて提案し町長の見解を求めます。まず1点であります。新たな観光スポットについて提案をします。今回、国の激特対策事業で新樋橋から城前橋までの間が両岸が立派に完成したのを機に町が国より、水辺公園の認定を受け、公園やウォーキング道路また、遊歩道とし町民の健康増進と辰野町の観光名所として活かしてはどうか。天竜川のせせらぎ、残雪に映える西駒ヶ岳の眺望、荒神山の深緑、大城山の眺望はすばらしく、また桜が中学校、城前、コニカ、衛生センター、万五郎天神様と概ね350本近い桜が植樹されており、近い

将来壮大な桜並木が完成し辰野町の名所となることでしょう。また春には原田井河畔の山吹の花、夏のホタルが楽しめます。兩岸の空き地には、ジャーマンアイリスやアヤメ、花木などを植樹し関係の区も賛同の中でそれぞれ知恵を絞り協働のまちづくりで公園化を進めれば必ずや立派な公園となり、大きく育つと思います。町保健福祉課の話でもウォーキングはこれからの健康づくりの大きな柱で健康増進のためには効果抜群と絶賛しております。新病院の回復期の機能向上や観光と結びつけた町活性化のため是非辰野町の国土利用計画の中にも入れ、前向きな検討をいただきたいと思います。2つ目であります。史跡について提案を申し上げます。樋口次郎兼光、古式ヶ城とのろし台のPRについてであります。木曾義仲の四天王と呼ばれた人で辰野町周辺を治め樋口には、樋口次郎と言う地籍と城址並びのお墓があり区としても管理しお守りしているところでもあります。有名な巴御前は、兼光の妹であり近時大河ドラマ化が進んでいるとの情報であります。次に古式ヶ城址と、のろし台跡についてであります。古式ヶ城址は樋口山際地籍のきつね城の山城で鎌倉時代から400年もの長きにわたり使用されたもので、眺望はすばらしく伊那谷が一望できる界隈いきっての、のろし台跡です。地籍は樋口で先人も開発に取り組みましたが最近境を接する箕輪町が観光スポットとして目をつけ開発に努力中ですが辰野町としても観光立町の見地から連携しつつ、開発の努力が必要かと思われませんが町長の見解を求めます。なお水辺公園については今後観光立町の政策の中に盛り込んでいただき検討をお願いしたいと思います。また史跡2件については県の観光立町施策の一環として補助金も出るとのことであり、中央道や東県道で見えるような樋口次郎兼光の里、古式ヶ城跡、のろし台跡等大きな看板や史跡付近には案内版等を設置したらどうか提案します。町長の見解はどのように考えておられますか質問をさせていただきます。

○町長

再質問に手短かに答えさせていただきます。やっぱり荒神山にまつわるそれぞれのご質問でありますけれども確かにあそこを通りますと、大分ウォーキングをやられてる方が増えてまいりまして、一つの観光、生き様、同時にまた歩きやすくしなきゃならないということで道路問題も出てまいります。また担当課長の方からその道路につきまして、道路って言いますか歩く池の周りの方ですが、そうかって舗装にしちゃったんでは嫌だという人も出てきますし非常に今のままだと、クレイだとぬか

るんじゃないというところが問題であります。検討はいたしておりますが担当課長の見解を聞いていただきたいと思います。樋口次郎兼光に関しましては確かに巴御前の弟ということで木曾義仲の四天王の一人であって、これは持ち上げていくにはやっぱり木曾義仲を日本の大河ドラマか何かに運動をした方が良いだろうと、1回なったかならないか知りませんが、高遠の方では保科正之、高遠の殿様を会津の方へ行った殿様ですが持ち上げているんですがなかなかこれはNHKの画にならない。そこだけじゃなくて日本全土に結構広がっているんですけども、非常に良い殿様だったということでやっぱりこのドラマにするには事件があり、犠牲者があり、またえらい目にも遭い、成功もしてこういう紆余曲折がないと画にならないっていうことで非常に難しいようですが木曾義仲なんちゃ、このねそういった紆余曲折の最たるものですから何とか取り上げてもらう中で、また古式ケ城なども含めて同時にまた荒神山の古戦場跡ですね、古戦場にもなったわけですから藤沢が武田信玄をあそこで守りすぐ討たれて、今度は武田信玄があそこを要塞にして松本の小笠原と戦ったとこういうことになってますので、そのへんの戦跡などももう少し古くあまり史実に反しないようなふうに謳いもだし、案内板も今の案内板で意味で違うと思いますがそういったことも書いて荒神社あたりを中心に神主さんなんかにもお聞きしたりして、説明できるようにしたことすることもやっぱり観光だろうと、こんなふうに思っているところであります。課長の方から道路問題ほかをお答え申し上げます。

○建設水道課長

提案を受けました水辺公園の関係でございますけれども、いずれにしても現地が国が管理する国土交通省が管理する河川区域になっておりまして、その関係で現在の皆さんがウォーキング等に使っているあるいは散歩に使っている道路につきましても堤防の一部ということでもありますのでなかなかあの区間を全部、公園と言いますか議員提案のような水辺公園ということにすることはなかなか難しいんじゃないかっていうことでもあります。これは天竜川の上流河川事務所という事務所がございましてそこも確認済みでございますけれども、現在ある道路を堤防でありますけれども道路を皆さんが有効活用でもってウォーキングあるいは散歩に使っていただくことについてはかまいませんし、なおかつ原田井の水路があったりあるいは若干の広場があったりするものですから、そこについては地元の皆さんが植栽あるいは花を植えていただくっていうことについては問題ないんでございますけれども大き

な形状の変更等はできないというような足かせもあります。ですから地元の皆さんがあるいは通学、道路を使う皆さんがですねこれから快適に歩くような形では残していきたいと思えますけれども、正式に水辺公園等の認定ということはちょっと不可能ではないかっていうふうに考えております。これからのあそこの資源として、景色も良い、あるいはせせらぎも良いということもございませぬけれども一旦大雨が降ったり災害等が発生するような大きな大雨になったりしますと通行等危険でありますので辰野町があので遊歩道に認定するとかですね、そういうことはなかなか国の施策の中でできないような状況でありますのでよろしく申し上げます。以上です。

○中谷（４番）

私も先だって天竜川上流事務所伊那出張所へまいり、一部始終聞いてきました。まったく課長と同じようなことを申されておりました。ただこれから20年、30年指をくわえてこの膨大な観光資源になる所を指をくわえて見ているというのは非常に残念だと、こんなに思いますのでこれは町が取り組むかどうかに懸かっておりますので、これは町長の判断だと思えます。是非そんなことで将来を見通してお願いをしたいということを申し添えます。ほか前向きなご答弁をいただきましたので是非そんなことでお進めすることを提案いたします。

最後になりましたけど観光立町の一連でスマートインターの構想を三度提案をいたします。6番観光立町政策の一環としてのスマートインター構想や道の駅の推進案について、町長の見解を問います。スマートインター絡みの質問は今回で3回目となりますが、段々強く必要性を感じますので重ねて提案し今後の観光立町政策の大きな柱として検討願いたく思えます。町長は一大居住拠点都市構想を柱に福祉の町、安全なまちづくり、企業立町、今回の観光立町と構想仕上げの段階に入ってきております。インターや道の駅構想は最後の仕上げと考えます。財源問題、町民の世論形成ができない、構造的に厳しい、政変で実現困難、町内の道路整備と連動したい、町長は発案者でありながら、あまり積極的取組み姿勢は示さない状況で経過していますが、今回は一大居住拠点都市構想や企業立町構想そして観光立町構想実現には避けて通れない課題と私は考えております。再度提案をいたします。先日東京へ出向いた時の話であります。

○議 長

中谷議員簡潔にお願いします。

○中谷（４番）

はい。我が町のふるさと大使いわく「予算と道路公団の認可は任せなさい」らしき強いお言葉をちょうだいし勇んで帰ってきた次第であります。ふるさと大使の心から我が故郷、辰野町を思う辰野町のために何かしてあげたいという強い心に感動すら覚えました。予算的なことがなければ病院と同じで反対や心配の声も大幅減少と思います。できれば上り下りでき町民の通勤拡大と道の駅等併せた町内物産主体に町おこしを進めたらどうかと提案します。最悪の場合でも下りるだけでもスマートインターはできないものかと思っている次第であります。また全ての道路をここに結集し観光スポットへの連動もスムーズに連結され、まちづくりを提案しホテルの町、芸術の町、観光の町そして史跡の町として一大居住拠点都市構想の完成をさせていただくよう心から願って質問をする次第であります。町長のコメントをお願いします。

○議 長

答弁も簡潔にお願いします。

○町 長

スマートインターのことですけれども、ご存知のとおり高速道路範囲内は全部高速道路で、認可された場合ですね、場合はやってくれますが取り付け道路は町だということ若干計算しますと3億とか4億とか掛かっちゃうんです。それで私の構想はもう少し民意を確かめなきゃいけないんですが、みんな喜ぶと思ったら意外とそうでもなくて「こんなところへお金を使うの」という人も結構いますので民意はまたあったとして、その取り付け道の町の分もできるだけ国の方から持ってもらうことを今考えているんです。ところが考えた時、また朝日会で言っていた方など政権与党でなくなっちゃったもんですから。じゃ今度政権与党にお願いをしてかなきゃならないと思います。ところが政権与党ご存知のとおりインターチェンジを無料にするとかですね、インターって言う高速道路をあるいはうんと1,000円ぐらいにしちゃうとか何かいろいろこうまだ動いてますので、じゃスマートインターの用事が成すのかなと。そうかって誰でもスースー、スースー入れるようにしとくと危険この上なしだという形にもなりますし、そのへんの動向をちょっと見つ

めながら同時にまた町のお金をできるだけ、今度は病院建てなきゃいけない、何かしなきゃいけない時にそんなお金やったら大変なことになりますので、町に負担掛けない方法、今の介護予防センターと同じようにできるだけ国のお金を導入にしてやっていく。そういうことを考えながら進めていきたいと思いますがもうちょっとこれすぐに見解は出せないと思いますが、将来に向かってはいろいろ検討してみたいとこんなふうに思います。

○中谷（４番）

それでは前向きにご検討をいただいて、私の質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩とします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 36分

再開時間 11時 50分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 3 番、議席 8 番、岩田清議員。

【質問順位 3 番、議席 8 番、岩田 清 議員】

○岩田（８番）

鳩山内閣成立後、1年も経たない中に内閣総理大臣が交代しました。菅新首相は最小不幸の社会を実現したい旨、その決意を述べました。町政においてもこの言葉は当てはまると思います。ようやく厳しかった国内景気の方も業種にバラつきがあるとはいえ明るい兆しが見えてきたと思いきや、今度はギリシャの財政破綻が南ヨーロッパ諸国へ、更に一昨日にはハンガリーへと飛び火しました。ユーロ安から円高となり景気の先行きに不安が広がり、東証の日経平均株価も一昨日7日の月曜日には9,520円まで下げております。2番底の懸念すら予想されている異常事態であります。まさに内憂外患、町内の産業への悪い影響が少なかれと祈る想いがあります。さて通告にしたがいまして3つの課題について質問をいたしたいと思います。まず最初に辰野病院の新築移転後の運営についてでございます。前議会で新築についてのハード面を中心とした問題点を指摘しましたがけれども、今回は運営面について質問したいと思います。まず1番目でございますけれども去る6月2日上伊那地域医療再生事業、これは2009年度から13年度7つの作業部会のトップを切って回復期の医療部会が開かれたとのことですがけれども、辰野総合病院は前から言われているよ

うに急性期、2次救急から回復期・在宅医療を分担されるという内容になっています。いよいよ自治体病院上伊那広域圏における3つの病院の本格的ネットワーク化が始まっているわけです。そこで質問いたします。改革プラン初年度の各病院の決算を見ますと伊那中央でも昭和伊南でも開闢（かいびやく）以来の黒字という明るいニュース、非常に劇的に良化しています。なぜ辰野病院だけが取り残されているのでしょうか。

○町 長

それでは質問順位第3番の岩田清議員の質問にお答えを申し上げます。辰野病院の新築後の運営とかあるいは現状の問題についてということであります。上伊那医療再生計画に基づきまして今辰野の場合は新築移転に対しての予算取りをするというふうな形で補助金を付けるということでもありますし、またあえて言わなくても上伊那医療の中では連携が辰野の場合には諏訪地区とも、あるいはまた松塩地区とも連携がされているわけではありますが、そういったことの中での今の現状運営、経営の問題であろうかと思えます。普通でいきますと大体赤字になるのが誰でも当たり前のことです。理由は医師不足ともう一つは診療報酬の下げられたことです。何度もわたって下げられました。民主党がちょっとはほんのちょっと、ずーっと下げてきた100分の1ぐらい、ちょっと上げましたが下がるよりは良い。でもちょっと上げたことによって黒字になるということはありません。それで黒字体質に運営が出た所、また事務長の方から詳しくお話申し上げたいと思えますがこれはもって銘すべし大したもんだらうと思えます。しかし大体日本中見てまいりますと中核になりそうな病院、あるいは中核の病院などが早く黒字転換しているというふうな現象が現れています。これは診療報酬の下げた中での各いろいろな差があるんですが、診療によつての診療報酬の金額の差があるんですがやはり急性期、手術そういったところなどの回復期に至るまでの段階の方が診療報酬が高い、亜急性期、あるいは回復期、慢性期になるとその安い中でも更に安い、こういうことが第1点にあげられるかと思えます。昭和伊南につきましてはその両方やっているわけではありますが、そのへんもまた事務長の方からお答え申し上げますけれども、もう1点は医師不足ということ。医者がいれば売り上げ上がっているのに、売り上げって言いますか診療報酬が安いになりにも診察した分だけは入ってきますのでという意味です。そういう中でこれもまた中核の病院などを中心に、医師の方がいない中でも多い、

多く入っている。しかし伊那中央病院とて潤沢ではありません。昭和伊南とて潤沢ではありません。辰野の場合はもっと潤沢でないという現象が現れてます。それで医者がいつも言ってますとおり、今までと違いまして臨床研修制度はくどくは申しませんが、免許取ってその大学へ残るんでなくて自由にしちゃったために我が故郷へ帰ってきてる。帰っちゃってる。その我が故郷とは大都会と、大都会の学生の方が地方の医学部も受かりやすい。そういうふうに日本の試験はですね、日本の試験の偏差値だけでいくと、その変わり幼稚園からもう良いことじゃないでしょうけども、偏差値偏差値でやられてやっていく。順風満帆な教育をやって理想的な教育やっていると受からないというのが現状でありますから、このへんの中で大都会が殆ど占めてる。したがって大都会いってますが、いつも言ってますとおり大都会もそんなに研修医をキャパが無縁に永遠に無限にあるわけじゃありませんので、それが詰まってくる。詰まってくればちょっとずつまた地方の方へもお医者さんは回らざるを得ない、回ってくるだろう。この現象が10%ぐらい現れてきてるかなというのが現状であります。したがって10%くるとやはり中核病院の方へ比較的入りやすい。中核に近いような病院の所へ入りやすい。したがってそういう現象も現れてるといふふうに思っていたかとありがたいです。ですから辰野の場合は現在は本当の最低、最低、最悪の状態の中で今維持し、今いるお医者さんたちをお願いをして維持し、早くまた医者を入れてかなきゃならないということになります。それでそういうような原因などで辰野は今赤字のまま大赤字になっているといふような現象が今現象として現れていると、こういうこととなります。事務長の方からもう少し詳しくお話を申し上げます。

○辰野病院事務長

概略は町長の申し上げたとおりだと思いますが、各病院ともそれなりの努力をされているということは承知もしてますし、辰野病院も改革プランに基づき努力しているところでありますが、経費の節減につきましてはなかなかこれ以上の削減というのは大変厳しい状況ではあります。各病院とも繰入金を入れまして昭和伊南病院さん、それから伊那中さん黒字になったことは承知しておりますが、やはり内容等聞いてみますと医師の確保に連動するところに大変大きいということで、昭和伊南さんも少ないながらも2名ほど医師が増えているということになりますし、伊那中さんも19年から比べますと5名ほど医師が増えているという状況がありますので、そ

のことが大きいと認識しております。以上ですが。

○岩田（8番）

さきほどからの各議員の質問について、総論的な形、特に医療についてはですね国策の流れの中で町長が非常に詳しいので言われてますけれども、やはり各論に移ってきて辰野病院という話になった時にはですね、その上伊那広域圏の中で要するに個々具体的な形の中で自分の生きる道を模索しなければならないと思います。さきほどですねこの病院も苦しいと言いましたけれども、5月25日付の『長野日報』によれば伊那中央行政組合、これは中央病院の経営の組合でございますけれども、非常に順調で保有現金は20億円にもなり、その内の数億円をですね構成市町村に短期貸付まで行うという話まで出ております。まず辰野病院にその新築のための初期投資ですね、これは民間でいう投資ですけれどもこのイニシャルコスト部分別としましても、毎年ですね真水で3億円以上、将来私は5億にも上る繰入金ということも予想してはいますけれども、ことの厳しさを考えた時にですねこの新築を節目として経営方法をですね一新する可能性を模索すべきではないかと思っておりますけれども、お考えを伺いたいと思います。

○町 長

一新する前に辰野病院も参事も入れて、医師確保に努力しております。整形の先生が昨年いろんな事情がありまして「やっぱり手術をしていきたい」ということで昭和伊南へ移られたのは非常に残念でありましたが、それ以前に内科の医師が昨年の6月着任いたしております。そのほかに東京の方からパートの医師で産婦人科1名こちらへ、これは月に1、2回であります来て来てくれます。これも確保できました。整形外科は土曜日1名に対して空きがありましたので信大より派遣と言いますか、個人的にもお願いをして来て来ております。そういうようなことで常勤でポンポンというわけにはいきませんが、バックアップ的なこともこれも探るのが大変でありまして、それぞれの努力の成果はこの病院なりには一応出ているなと、しかしまだまだ黒字体制になる状態にいくにはもう少しあとになるというふう考えております。それで、体制を一新ということでもございますけれどもこれは事務長の方でそのへんを言うと思いましたが、あとでまた言ってくれると思っておりますけれども、昭和伊南のやり方などは伊那中あたりは中核ですから、中核が脚光浴びるような経営のような方向が今国から出ているわけでありまして、理由はさきほど

言ったように、重症、手術、そういった所の診療報酬は高い。したがってそれでも最大でも3箇月置いておくと治らなんでも出さないと、ガクンと下がっちゃう。だから亜急性期で受けてくれってくことを、中核の方も言うわけですがそれだけ転がしてれば良いに決まっているわけですが、これもやっぱり制度の方の問題が1点あるということです。さてそうばかり言ってなくなくてご指摘のように一新して考えてく方法はないかということではありますが、現在検討中でありまして、昭和伊南のことにつきましてちょっと参考になりますので、事務長の方からも一緒に答えてもらうようにしたいと思います。

○辰野病院事務長

経営改善の具体的例につきましては、議員もご承知だとは思いますが昭和伊南さんの場合は公営企業への全部適用をして給与費等を削減し、医者への給与は削減はしなかったわけでありまして、経営の努力をされているということをご承知のことだと思います。それとこれからの辰野病院の件も形態をどういうふうにするかというご質問の主旨だと思いますけれども、基本的には連携強化して辰野病院の維持をしていくということに変わりはないと思うんですが、その後のことにつきましてはこれからの検討課題になってくことと現在は認識しております。

○岩田（8番）

今の答弁でやはり考えなければいけないということにつきましてね、一新という言葉を使ったんですけれども、公営企業への全適用、それから企業への全適用、それから独立行政法人、これは県立病院がそうなってますよね。で指定管理者制度の利用、あるいはですね将来はこれなかなか難しい問題だと思いますけれども伊那中央行政組合へのですね参入という言い方おかしいですけれども、参加させていただくと。そうするとトータルな形でもっと密度が濃く連携できるんじゃないかこのへんのところを視野に入れながら、新築移転後の運営について十分にですね検討してほしいと思います。それで町長の方で私の方の質問を先取りされまして、医師確保の方法についてもですね実績などについてもお話されましたけれどもですね、その前段で私はですね、新築を前にですね病院に対するアンケート調査を行い、特に利用調査を行い町民の医療を受けている現状把握がまず大切だと考えております。多分アンケート調査ほかの全国規模のものでも1,000人を調査すれば足りるという形ですので、500人からマキシマムで1,000人程度ですね規模の調査をすれば現在

の辰野病院の利用率の低さ、私は実は眼科に掛っていて非常に病院のありがたさが実感しているわけですが、この国保における前の議会の答弁で5人に1人しか辰野町民が掛かっていないという事実とほかの保険も考えればですね、もっと低い数字じゃないかなと。じゃあなぜそうなるのかという形でやはり順を追ってですねデータに基づいて考えてくべきだと思います。医師確保の方法についてですね、専門職員を配置して3箇年が経とうとしておりますけれども、具体的にですね町長さきほど申されたように3年間の間に常勤医師を1人確保したと。ほかにですがエース級の先生が1人抜けたと。ざっくりばらんに言えば差引はマイナスだと私は考えているんですね。これは全国的な医師不足はどこでも一緒であり、もしですねこの方法で結果が出なければですね、医師確保のプロジェクト・チームをですね結成してもっと組織的に対応してゆくべきであるし、あるいは担当者1人にこの難問をね押しつけて孤独なですね仕事を続けてゆくのは私は酷とも考えております。このへんについてですねお考えを聞かせていただきたいと思います。

○町 長

プロジェクトでやるか、あるいはまた少し多くやるかですね。大勢の人たちをお願いしてやるか一人でやっていくかということなんですけれども、今参考にその判断基準になることをちょっとお話申し上げたいと思います。今医師確保でやることはどんなことをやっているかということですが、このまんま詳しくやっている時間がありませんので、まず信大医局への派遣依頼、各科、各教授の所へはしょっちゅう顔出しているかと。それから県の医師確保対策室、それから国保連合会、医師紹介センターを訪ね依頼。それからインターネットなどでの募集、例えば県のドクターバンクに加盟、国保医師紹介センター、全国自治体病院協議会への登録をします。そうすると出てくればバーッと分かってきましてその話し合いをあちらこちらでするところということになります。辰野病院ホームページでの募集、それから日本医事新報、それからリンクスタッフ、総合メディカル、ニューハンプシャー等の民間企業へも登録をしております。しかしなかなかそれが全体に少ないんでなかなかそれに現れてこないというのが現状であります。現在はその中で非常に有力だと思われる所に1社に強くアタックをしているところでありまして、リンクスタッフだろうと思います。成功報酬を求められる場合の民間ではそういうことがありますのでそれに対しても「構わないやる」と。お金を払わないんじゃないで、それは民間業

者もそれだけのやっぱり出費も出るわけですから、7社契約してます。なおその紹介で良いかっていうとやっぱり見極めませんと、そんなこと言っていていいかどうか分かりませんが、大まかに当たりハズレもありますのでこのへんの問題があります。来た時にすぐに常勤にしてしまっていて良いかどうかということが問題ですから半年ぐらいは臨時のような形でとかいろんな方法もあるわけですが、多くはこれで全てが成功しているとは限りませんが今この方法ぐらいしかない。さあプロジェクトでやっている時にどうなのかということでもあります。辰野町の出身の医師、その他など100何名の調査が出ております。それに全部あたって、全部と言ったってロートルの方はあれですが、来られるか、やっぱりそれぞれ都合があるようでして将来はとかそういうことはあるんですが、すぐ「はい分かりました、すぐじゃ行きましょーう」なんて人はなかなかないわけで、ということは今のその職場のその病院なりでそんなに活躍していない人になりますので、そうはいきませんけれども大勢の皆さん方が当町、あるいはこの近隣もあれですが当町出身の中ではピックアップされてきております。こういう中でただ一人で暗中模索でめくらめっぽうやっているのかなっていうとそうではない。じゃあプロジェクトでやった場合、検討はしてみます。その方がどんな効果的にあるのか、あるいは辰野の住民の皆さん方に紹介を願って紹介願ってこういうもの出てきているわけですけれども、あるいは口コミだとか、聞き歩きでそういうのをやっています。更にまた良ければそうしますがただし、絶対量が少ないっていうことよく覚えていただいて、今来て10%ぐらいあたるんですがその地域医療再生計画についてもうちちょっと説明いたしますが、今辰野が一生懸命地域医療再生計画乗っているのは病院を建てるにあたっては公立病院、国の補助はないんです。ゼロです。昔は10%とかあったようですがあっても10%、今ゼロなんです。それで学校やなんか耐震構造には補助金付けて、病院の耐震付けないとは何ごとだっという事で県及び国の方へあたってたんです。国の方も困ったり、困るっという事はないでしょうが、厚生労働ちょっとありませんどうします、何とかっという事で相談に乗っている内に地域医療再生計画っていうものを各県へ二本平均ぐらい出す。それで「それに乗ってください」と、その中で取りましょーうというのが詳しくは言えませんが国の方の進めであり、また県の部長も「じゃ、そうしましょーう」と。それで耐震でいしましょーうということでも新築移転について補助金でなくて耐震構造にするからということでもなったわけです。したがって地域医療

から外れるわけにはいきません。ここが大事なところなんです。ですから辰野の狙いはまずは連携なんかできているんだから実際には、この補助金ないしそういったお金をいただく、まあちょっと変な言い方ですが、のためのっていうことがまず第一義的に現在は出てます。ただし地域医療再生計画に乗ると不都合のこともあるということに考えていただきたいと思います。これはどういうことかということ、地域医療だから良いだろうというのが国の国策でこうきてますから、個々でいろいろ患者さんが困ったり地域医療の切り捨てだとかいろいろなこと言われないようにするにはっていうのは、遠くても良いから中核作ってそっちへ固まってしまえということなんです。そうすれば何となく国の方は逃げれるというふうなことを官僚が考えたんだと思います。さてそうなるとんじゃどうなるかと、今10%ぐらいがちょっと戻りつつあるかなというふうなことになってきた時に、まず入るのは中核へ入っちゃうんです。さきほど言ったとおりです。と同時に中核じゃなくても信大あたりは医者を派遣するのに「じゃ、諏訪地区へ出しましょう」「上伊那地区へ出しましょう」っていうことで伊那中だとか指定できないんですね、今のやり方は。だからこれは地域医療に乗っていると「辰野お願いします」って言っても「いやいや上伊那の方へ送りますから」、そこで分け合わなければダメなんだとこういうふうになってっちゃうんです。そうするとさきほどの原理で、また一番あとになっちゃう。相当もう中核だとかセミ中核あたりがしっかり満帆に埋まってこない限り来ないことになっちゃいます。さきほど言葉の中で言いましたように伊那中とて、諏訪日赤とて中核と思われる所です、とて潤沢じゃないのが現状だと。したがってこういう現象が出ているんだということです。したがってこの地域医療の問題、さきほどお話がありました例え具体的には言えませんが、例えば辰野病院ていうんじゃないで良いです。ある病院がほかの病院と一緒にあって合併したやったらどうだろう、そっちの方が中核っぽいと、そうすると楽じゃないかと。さあどうなります皆さんが自分で経営を考えてみてください。この中核の方は乗ってきますよね。医者が欲しいんですから、こっちから医者持ってっちゃいます。こっちどうする、向こうから派遣しましょう。最初は同じくらいの方法でやるでしょう。あとは開けてみたら診療所になっちゃいますよ、今のまま進みますと。ということで伊那中はとか、辰野病院がってあえて具体的に言いませんので一般例で日本国中の中でそういう場合があった場合、場合分けの中でお話申し上げたわけです。誤解是非しなんでいただきたい

ですが。地域医療再生計画に乗って良いものと不利になるものとあるというふうにわきまえて私は対処していきたいと、こんなふうに考えてます。

○岩田（8番）

一般論としてそういうことは分かるわけですがけれども、さきほどの永原議員の質問じゃないですがけれども、今困っている人がいるということなんですね。エース級の方が抜けて、そして信大の方からですね派遣されていると。でも週に何回派遣されるという形ですがけれども、抜けてみてその大きさが気が付くわけですがけれども、やはり人間対人間ですのでやっぱり信頼関係、あるいは医業っていうのも一つの人気商売的なところもあるというふうに私は感じてます。その流れの中で着いた患者さん、そういうものを今逃していて私が毎月通っているわけですがけれども以前よりも非常に患者の数が少ないかなと懸念しているわけです。医師確保の制度につきましても、実際に石の上にも3年じゃないですがけれども3年経って結果が出てないのですから新しい方法を考えるべきだということを提言して、この項は終わりたいと思います。

続きまして入札制度の改善について、これもですね私3回も4回も質問してはいますけれども、実はですねここで今年度から改革されましてそして試行錯誤されていると思いますけれども行政側からの評価を伺いたく、あるいはまたその今後の課題についてですね質問したいと思っております。まずですね1番目に受注希望型競争入札のですねこの「最低制限価格」の算定フロー、これ私ここに町役場の出したインターネットから出してきたんですけれども、これはこの4月1日から以降適用と書いてありますけれども予定価格のですね87.6%の応札者が3社以上いるか、いないかという条項、これ非常に難しいことがあるんですけれども更にまた複雑な計算となっています。実際にですね不落になったケースもあると思いますけれどもそのへんも含めてですね、執行側の立場としてはどう評価されているでしょうか。まちづくりの課長もご答弁いただければありがたいと思いますけれども、町長。

○町 長

入札の公平性、あるいはまた業者育成いろんな意味がございまして、また景気浮揚策ということで入札方法を入札選定委員会の方へお願いをして変えて今執行が始まったところでもあります。総じて私の方から言えることは業者育成という立場からいくと評価は良いだろうと、総体的に思います。落札率に関しましては21年度は

80.5%、22年度は90.72%ということで1割強落札率が上がっていると。逆に言うと町はその分余計お金を出しているということになりますね。まあ業者育成だからしょうがないんですが。そこが非常に難しいところでどのへんでこの鞍点を取るか、最低価格を作ればそれ以下はダメなんですから。それ以下でやってくれる所があったら町はそれで安かった、しかしそれは業者育成にならないからってということで最低入札価格作っちゃいましたんで、ということも出てきましてまあまあ総じてはそんなことだと思います。担当の長あるいは課長からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

入札制度の受注希望型競争入札の最低制限価格につきましては、ご存知のように平成22年4月から1件130万円以上の建設工事につきまして適用をさせているところでございます。一般競争入札の最低制限価格の算定方法につきましては長野県の方法を準用して算定をさせていただいております。価格の算定につきましては、今議員ご指摘のようにホームページに載っておりますけれども、落札予定価格の85%から90%の間で設定をされます。細かい算定方法はホームページをご覧をいただきましたというように思いますけれども、今町長申し上げましたように22年度につきましてはまだ2箇月しか経っておりませんが、落札率に関しましては10%強の差が出ているというのが現状でございます。

○岩田（8番）

新しい方式の入札に参加した業者数社にですね、私が感想を求めますとこれは意外と公平性という面でね評判が良いんですね。それで前年、前々年も質問してそしてこのままのですね、一番安い所に出すような方式だともう建設業者が保たないよという話があって、その間にもですね町内業者がもう何社もバタバタ倒れていったと思います。この経済状況の中でなかなか公共事業の方もですね出しにくいとは思いますが、少なくともですね落札した業者がですね自分の努力によって多少でも利益が出るという明るい顔があって、今県の算定基準を参考にしてやっているという話を伺いましたけれども、意外と高く出して不落になったケースあるいは業者がみんな安く出して不落になったケース、ですからこの算定基準なる基の金額がまた難しいと思うんですけれどもそういう点をですね改善しつつ時代に即応したのものとして定着させて欲しいと、こういうふうに思っております。もう1問その件で質問があるわけですが、一部はですねプロポーザル方式というのも採用さ

れていますけれども、これはどういう基準でプロポーザル方式を採用しているのでしょうか。

○町 長

概要を申し上げます。一般にプロポーザルっていうような場合には前にも論点になりましたけれども基準が決まってないもの、あるいは何て言うんですか基準が決まってない、どっから買っても同じものがくるっていう場合、あるいは同じものができるとなくて提案によってこういう方式もある、ああいう方式もある、方式がいくつもある方法、例えばソーラーなんかはまだそうです。定格が決まっておりませんので、というようなことの中だとプロポーザルが適当だろう。例えば保育園だとかそんなようなものに対しましても前も樋口保育園なんかは、おそらくプロポーザルでやったと思います。あの地へどういうふうによったら一番効率的なのか、あるいは先生方の考え方はどうだろうと、じゃプロポーザルで一度建物もそうはいつでも見端もあるから、また実用も兼ねてやってみようということをやったことがあります。例えば介護予防センターの中でも1、2プロポーザルがあります。これはですねプロポーザルが良いか、一般受注希望型競争入札が良いかっていうこういう振り分けでなくて国から来ているお金を使ってますのでいかに町もそうですし、各区の持ち出しを減らすかという金額のことを考えてった場合に、これはもうキチツとしてますから申し上げますけれども、一般競争入札でいきますと設計料何%って決まっちゃってるんですね。それ以上の場合は地元区で持ちなさいってこうなっちゃうんです。そういう基準があるんですね。プロポーザルだとじゃあ設計料がいくらであろうが全部含めてその中で収めていただけますかっていうと全額これは国の方のお金が使えます。ということでそういった費用の問題、今非常にシビアでありますのでそういったことでプロポーザルにしてる部分もあります。あるいは非常に三角形の土地で「こんな難しい所はないよ」という場合にこれどうやって有効利用するだろうか、一定の規定がない場合、これはプロポーザルにやった方が良いでしょう。決して南湯舟がそうだったっていうことではありませんが、そういう話しているわけじゃありませんけれども、そういう場合もあります。それとさきほどの入札にもちょっと関連してまいりますけれども、国から100%事業っていうのは億単位で入れた時はしょっちゅうありましたが、これは入札で今度は話違いますが、さきほどの話にちょっと戻りますが入札で安ければ安いほど良いっていう

んでなくて安ければ安くやるとお金が余ります。例えばタタキなんて言ってグリーンと下げちゃう所も前にもあったんです。余ったお金は国へ返すんですね。国も返してもらうことを予定して予算付けたわけじゃないんで「ああ、返ってきましたか」っていうだけです。それをほかの方へ使ったらそれこそ近隣の町でもって20年ぐらい前にえらい目にあいましたが、大変なことになるんです。言わんとしてるのはどうということだからって言うと、町の町単 100 %でやる工事は安いほどありがたいです。もう安くしてもらってもその分、国へ返すんだよっていうやつは安くしなんで業者がしっかり育成に使っていただきゃありがたいなあと、品質の良いものをと、こんなことも参考に付け加えておきます。非常に入札ってというのは複雑怪奇で言葉の上でポンポンとなかなかその単面で判断等するとちょっと間違える部分も出るのかなと、こんなふうに思います。担当長の方で何かあればお答えをいたします。

(なし)

○岩田（8番）

町側には町側のまた悩みがあることも分かりますけれどもですね、プロポーザル方式の中で例えばですね、この前のソーラーシステムのようなケースの場合ですね私が把握してるのはですね、プロポーザルの採点表、これ前副町長に私も申し上げたことなんですけれども、要するに新しい事業なので町も皆目分らないと、暗中模索だと。業者側が持ってきた要するに採点表でですねやるっていうケースがあったわけですね。そういう形のものはずいとい。要するにその場合はですねメーカーへキチッと行ってやるとこういうことです。要するに役場の側もですねそのへんところはちゃんと透明な目線でそういうことをですね、キチッとやってもらいたいとこういうことを申し上げておきます。

時間がないので最後の質問に移りたいと思います。去る3月30日、文部科学省は来春から使用する小学校の教科書の検定結果を発表しました。ゆとり路線時代の2000年度と比較しますと理科で67.3%、算数で67%と増えています。しかし主要教科の授業時間は10%程度しか増やしていないようです。そこで質問いたします。まず最初に教育現場に混乱はないかということをごさいますけれども、学力低下の批判を受けたまさに「朝令暮改」の教育行政と私は思っていますけれども現場の混乱が大変予想されています。100%教科書を教えることは無理な分量の中「教科書を教えるのか」「教科書で教える」のか教育長の見解を伺いたいとます。

○教育長

ご指摘のように教科書と言いますか学習指導要領が変わるわけでありますので、当然教科書も変わるとこういうことではありますが、学習指導要領の内容が増えてきておりますのでその分は教科書の内容も増えてきているとこういうことでもあります。更に今回の場合は特にですね、学習指導要領で定められているところ以上の発展的な内容まで入れてある教科書が多く出ております。したがってその部分については扱わなくても良いわけであります。教科書を教えるのではなくて教科書で学習指導要領の内容を教える。したがって教科書以外のものを使っても教科書はある部分を使わなくても良いわけであります。

○岩田（8番）

そうしますとですね2番目の教育格差が広がらないかということと、そのあとのですね教育委員会のリーダーシップについてまとめて伺いますけれども、子ども手当や高校の授業料無償化など親の負担軽減が国の施策としても実行されつつあることは大変喜ばしいんですけれども、しかし学校納入金や部活の費用など不況が長引く中、親の経済負担はますます大きくなっております。親の経済格差が子どもたちの教育格差につながっているとの調査もあります。今回の教科書のページ増が、さきほど言われてましたように「教科書で教える」という形の中で、各小学校につきましても辰野町にはいくつもあるわけですけれども、実際の現場では混乱が起こることが必至だと思っております。各学校長の裁量によることも町内小学校での格差が出る可能性もあると考えてますけれども、これをですねこの辰野町では教育委員会がリーダーシップを取って学校間の調整を図るべきと考えていますけれども、教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長

教育の格差についてということでございます。経済的な格差ということをご指摘でありますけれども、確かにそういうことが全国的の中にはあるということも私も承知はしております。町におきましてはなるべく格差、経済的な格差を生まないような形で考えているところではあります。国の例えば要保護でありますとか準要保護でありますとかいうようなことにつきましては補助をしているところでもありますし、また各学校で必要な例えば音楽鑑賞会であるとか演劇鑑賞会には補助金を半分出しているとか、あるいは今年度からは学級費の補助を少しでありますけれども

出しいるとかあるいは、手の掛かる子どもたちのために職員を増やしているという
ような人件費の関係の補助もしておってなるべく格差が生じないような形は考えて
いるところであります。それからまたその扱う内容についての教育委員会のリーダー
シップとこういうことでありますけれども、もう既にですね学習指導要領が新しく
なってから以来、国からも県からもいろいろな形で今度はこういうふうになるんだ
よという指導が入ってきております。しかも20年度、21年度は完全実施の前の移行
期間というふうになっておりますので、もう既に少しずつ移行しているわけであり
ます。完全実施は23年からで、そこで混乱がないように順次整えているところであ
ります。例えば国や県の指導書だとか手引書だとかですねいろいろな会合における
研修、研究というようなもの、あるいは県では教育センターの講座でありますとかい
ろいろな研修の機会が一杯取り揃えてあるわけであります。したがってですね必要
とあらばやっても結構ですけれども、教育委員会があえてやらなくても既に先生方
はある程度のことは承知していらっしゃる。そして更にですね最終的に言えること
は教育課程の中身を組むことは校長の権限でありますので、教育委員会がこうしろ
ああしろという指示をする前に移管がない限りは校長の権限に属すると、このよう
に考えております。以上です。

○岩田（8番）

教育長の模範答弁を伺ったわけですがけれども、そのとおりだと思います。ただで
すね地方の時代と呼ばれている今ですね、市町村の教育委員会がその存在価値を要
するに発揮するのはですね、今までその文科省の上意下達（じょういかたつ）の機
関としてのですねドグマを脱却していかなければですね地方の教育委員会はこれか
らは生き残っていけないんじゃないかという私の観を指摘しておきます。

最後の質問になりますけれども読育についてでございますけれども、辰野町の小
中学校の図書費の購入金額がですねここ5年の経年でですね、分かりやすいところ
で説明いただきたいと思います。

○教育長

町内の学校の図書費の推移でございます。平成17年と22年を比べてみますと町内
小学校4校の数字は平成17年に4校合わせて176万円でありました。これが22年の
場合210万円で34万円アップしております。それから中学の場合は平成17年に70万
円であったものが、平成22年には100万円になっておりまして30万円アップになっ

ております。全体ではそのようにアップをしているわけではありますが、年によったり学校によったりして多少のデコボコはあります。それは学校と相談をしながら何を優先順次に考えるかということがありますので、「今年は図書館の本を沢山にしましょう」という学校には「それじゃあ沢山にします、来年はそれじゃ少しで良いです」というようなそんな変動もありますので、この17年と22年だけの比較ではものを言えないところもありますけれども、全体として少しずつアップはさせてきております。また昨年度におきましては辰野町に図書館教育大会が会場としてありましたので、会場になった西小学校と中学には平年よりも沢山の図書費を差しあげてあります。なお備品としての図書費のみでなくて消耗費の方から雑誌とかいろいろなものも買ってる時代もありますのでご承知おきいただければと思います。以上です。○岩田（8番）

5月14日付けの『信濃毎日新聞』の報道によればですね箕輪町は本年度、読育などを通じた「子ども育成事業」を重点施策に掲げております。小中学校のですね図書館全てに司書の資格のある人を配置し、図書購入費は前年度より230万増えて680万ということを決め、いくつもの斬新な事業を展開しています。財政が苦しいのでその中、町の方も読育に対する大切さはよく分かっていると思いますけれども最後にですね辰野町の読育に対する方針を町長に伺っておきたいと思っております。

○町長

読育という言葉はまだ正式にはないようですが、言っている意味は分かります。食育は一応国統一の言葉という、最近じゃ材木だとか木材だとか自然環境をやるために木材育とかね、木育なんて言葉も出てきてるようですけれども今日の場合はこういう方向はどうかということではありますがやはりバーチャルリアリティーって言いますか、今の現代っ子の中の特色でありましてテレビ、苦勞しなんて見て人がやってくれる。しかもその中であまり自分の想像力豊かにいろんなことを考えられない。一つのことは一つで見たとおりと。それよりやっぱり読書で自分で苦勞して字を覚えながらああ、感動した所は何度も読みながら、また戻って読みながら、大体流れる所はサッと読みながらとこういうことは非常に印象に残ることです。すし、自分の血や肉になる。このように思います。同時にそのことによって今ちょっと触れましたけども、人間の今日本で一番欠けてる教育の中で欠けてるという独創力、想像力、クリエイティブな考え方を作り出すにはまさにこの読育であろうと私

は思っています。それが非常になくなって日本にはきてる。日本の優秀な頭も外国行ってフルに自由に、自由闊達に勉強する中でノーベル賞も取ったりいろんなことができるわけで、日本にいる中ではどうしても独創力がでてこない。日本の難しい試験やってくと独創力を抑えてしまう。だから条件を与えないと反応しない、条件与えて反応するならコンピューターの方が十分もっとその方が何十倍も何百倍も的確にできるというふうなことであります。したがって日本の最高学府出られた皆さん方が一生懸命優秀な方もいらっしゃるわけですが、世界の貢献度は日本の大学は64番目であると、相変わらず変わってません。だから入学試験方法、日本の教育の方法いろいろにやっぱり問題があるんじゃないのかな。明治、江戸時代以降教育のあり方はどうあるべきか、望ましい教育は、親の育て方は、先生の指導の仕方はとこんなことを何百年も考えていまだにこんなことかと、非常に残念なところであります。まさに長くなりませんが、読育につきましては非常に大事なことでありわざわざ時間取ってもやるべきだと私も思っております。以上です。

○岩田（8番）

今町長がですね非常に読育は大切だということを伺いましたので、質問を終わらせていただきますけれども、実は5月28日に革命的なことが起こっております。これはアップル社がiPadを販売した日でございますけれども、これはですねパソコン、ナビ、音楽配給、その他ですね特にですね我々を驚かせたのは電子読本、これからは本を買わなくてもですね、本が読めるというこういう多機能のとんでもない想像できないような便利なものができたわけです。それは別にしまして結局教育とは何かという時にですね、その機会均等の中で一番大事なのは図書館行けばどんな経済力ない子でも読めるという形の中で、読書力こそ学ぶ力、考える力、生きる力の原点と私は考えております。図書館事業のより一層の充実を要望します。その信毎の中に、箕輪町の小林教育長の言葉がありますけれども「文字を読み取ってイメージすることは子どもの成長に大きな影響を与えている。司書が読育の中心となり、良書を子どもたちに数多く読ませて欲しい」私も全く同感でこの言葉を最後に紹介しまして質問を終わりたいと思います。

○議長

さきほどの岩田議員の入札制度についての採点方について、まちづくり政策課長より答弁を求められているので、これを許可します。

○まちづくり政策課長

さきほどの岩田議員のプロポーザル方式の最後に、業者が持ってきた採点表で採点したというような発言がございましたが、町の審査につきましては町の選定委員会、業務担当部局とで予め定めた採点項目によりまして採点し、業者を決定をしておりますので、お願いをします。以上です。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 39分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席7番、船木善司議員。

【質問順位4番、議席7番、船木 善司 議員】

○船木（7番）

昨日新しい内閣がスタートしましたが、地方を切り捨て地方にしわ寄せのない政治を望みながら先に通告してあります2点について質問をいたします。まず最初は「梅雨期を前にした災害対策」であります。もうすぐ梅雨を迎えるこの時期、多くの犠牲者を出した16、18災害が浮かんできます。2度とあのような痛ましい災害が起きないことを願いながら質問に入ります。そこで「河川における危険個所の把握とその対策の進捗状況はどうか」についてであります。先日の新聞には町内の天竜川、横川川の重要水防個所は34箇所あり、その中には最も危険な重点個所として平出地籍の城前橋左岸上流が洗掘の恐れありという指定であり、またランクAに12箇所、ランクBには21箇所が指定されているという記事がありましたが、その後少しずつ解消されてきたやに聞いております。では天竜川、横川川のそれぞれの重点区間、ランクA、ランクBをどのように区分し対策への反映をしているのか。併せて2河川以外の調査・改修の進捗度はいかがでしょうか。行政と地域住民、地域消防団との情報の共有及び密接な連携が災害対策のキーポイントであると思います。災害応急用品等を各地区へ配置し定期的な確認、更には災害応急訓練等の実施が災害に対する意識の高揚と非常時対応に活かされるものと思います。これらの仕掛けこそが行政の最も重要な仕事と考えます。ここで町長に伺います。町内河川の危険個

所の把握及びその対策、更に行政として災害防止に向け住民への働き掛けについて伺います。

○町 長

それでは昼前に引き続きまして、午後一ということで質問順位 4 番の船木善司議員の質問にお答えを申し上げてまいります。今ご指摘がありましたように梅雨期を前にとということで河川における危険箇所の把握ということであります。辰野町も16年の台風災害、23号でした。また忘れない内に18年災害と大きな災害を受けたところでもあります。人的被害も出たところでもあります。河川におけます危険箇所の把握対策、住民への働きかけということではありますが天竜川では管理を天竜川上流河川事務所、また伊那建設事務所、横川川合流地点より上は県であります。その下は国という意味で天竜川を例えば分けたところでそういった所がありますが、それぞれの事務所に辰野町の全体の毎年パトロールなども実施していただいております、それぞれの担当所が中心になって消防署、消防団また警察署、町などが説明を受け危険箇所を把握しているところでもあります。そのほかの県の管理の一級河川、14河川ありますがあるいはまた町の管理しなくてはならない準用河川17河川ありますがこれにつきましては日頃から河川モニター、各区長さん、水防団からの情報に基づきまして危険箇所を重要水防区域として把握をしているところでもあります。本年は6月の18日に行われる予定であります。それぞれの情報などは6月の18日の開催の防災会議の席上で町水防団に下ろされてくるわけでありまして、それで更にまた住民の皆さんにもそれを周知徹底するように知っててもらうこと。いざという時には対処の仕方などもやっているところでもあります。また消防団におきましては北部水防訓練を毎年2町1村で行っておりまして、意識の高揚と技術の習得をしているところでもあります。そのほか水防倉庫なども各所へ設けて、といっても必要箇所にはもう置いてということでもあります。また住民の皆さんにはそれらの団体からの啓発をいただく、更にはまた防災マップ、ハンドマップ、ハザードマップなどを全戸配布いたしましたのでそれによってまた日頃から減災という意味で心がけていただきたいというふうに周知徹底を図っております。以上です。

○船木（7番）

私今の質問の中でですね「災害が起きる用品等を各地区へ配置し」というふうに申し上げました。これはですね辰野町の住民の意識高揚のために災害用品等を各地

区へ配置する、これが大事なことかと思えます。町はその整備をする気があるのか、そのへんを伺います。

○総務課長

災害備蓄用品に関しましては、今町議さんのおっしゃられたことは孤立をしそうな危険性の高い鴻ノ田地区ですとか源上地区、山口地区それから河子沢地区にも配布をした経過があるかと思えますが、そのことを言われたかと思えますが、それは県からの補助事業がありましてそれを導入したわけでございます。それ以外におきましては毎年町の方の備蓄倉庫に殆どの商品が5年の賞味期間でございますので、それを過ぎたものは防災訓練過ぎる前に、防災訓練で試食をしていただく等に活用をしてですね更新をしてきておりまして、目標には少し届いておりませんが、毎年備蓄はさせていただいております。それからその前ですご質問の中でまだお答えを申し上げてないことが1点ございますけれども、さきほどのAランクBランクというお話が出てまいりました。新聞にも報道された天竜川の危険箇所の数も出てまいりました。これにちょっと補足をさせていただきますと、天竜川の言われました33箇所でありますかこれにつきましては県の方、国の方の基準が天竜川は600 t放流に対しての基準を設けてあります。ですので6箇所を除きますとそれ以外はですね堤防高不足という危険指定区域に入りまして、これは600 t放流でありますので100年に1度の想定に基づいた危険度ということでありまして、実際には今18災での415 tという放流のピーク時があったわけでありまして、それにクリアーが全てできておりますので町議さん心配されるほどの危険性はないものかなと思えます。それからAランクBランクの関係が出ましたけれどもAランクは県ですご専門的な見地から指定をしていただいているものでございまして、これは担当課の方で区長さん方から要望が出された時に県等と調査地域を建設課の方でしておりますけれども、それに基づいて県の方が指定をしてきている地区でございます。AランクBランクの基準を県の方で持っております、最も重要な区間をA、最も取れてですね重要な区間をBというような位置付けをされております。その基準の内容でございますけれども、堤防高、それから堤防断面、それから工作物等のあるなし、それから水床洗掘、漏水、それから法り崩れ、滑りってというような6種目の中から判断をされてきているわけなんです。その指定は毎年変わっておりますけれども今年もその6月に出される、それを受けてまた防災会議等で下へ下ろしてい

くというそういう流れで対応をさせていただいてますので、よろしくお願ひしたい
と思います。以上でございます。

○船木（7番）

さきほど町長の答弁の中にですねハザードマップの話がありましたんで、そちら
に移ります。「防災・ハザードマップの実効ある活用について」質問をします。19
年度末町内全家庭へ土砂警戒区域及び特別警戒区域のマップが配布され、どこの家
庭でも「自分の家はどうか」と確認しているところだと思います。他の市町村
に先駆け全世帯へ配布されたことは町民の防災意識の高揚につながるものと、高く
評価できるだろうと判断します。更にマップといえは社会福祉協議会で取りまとめ
ております「支え合いマップ」これも今後重要になってくるだろうと思います。こ
れは要援護者支援システムの1つとして関係個所で共有し、非常時に有効活用を
図るマップであることは承知しておりますが、どこまで実態に即しているか危惧す
るところであります。なぜなら個人情報保護法の制約を大きく受けているためであり、
非常時において万全に機能するためには、個人個人の同意を得てマップに落とし込む
ことであり全住民の同意を得るには行政の指導が必要であります。併せて同意うん
ぬんではなく、正確なものを策定しておき、公表できないまでも町で管理しいざ有
事の際は活用すべきであります。これこそ真の公助の精神であろうと思います。こ
こで質問します。立派にでき上ったマップが有効に活かされるかどうかはこれか
らの使い方次第であります。マップを使って危険予知ができたのか。予測対策は確
立したか。ハザードマップ、支えあいマップの連携はできたか。要はマップをと
おして住民の取組みをどのように高めていくのか伺います。

○町 長

ハザードマップ全戸配布いたしましてその活用ということではありますが、地域の
環境を災害の種類に応じてその度、違ってきますので住民の皆さんに認識して
いただきたいということでもありますので、また各区をとおしまして回覧板なども
お願いをして地域での有事の際の行動について各家庭での話し合いをしておく
ことが非常に必要だということでもありますから、それで災害を最小限に留める、
この場合あの場合いろんな場合があると思います。大きくわけて3つぐらい土砂
災害、地震ほかその地域におかれた心配される有事に際しての話し合いを
するように話しかけていきたいと思ひます。支え合いマップにつきましては
これは毎年これ情報を入力して

いかなきゃならない、変更がありますので。ということで地域と相談してこれ作ってありますから是非その活用もしてく中でお互いに防災意識の高揚を図っていただきたいとこんなように思います。これは一応に完璧にできてきますと、まだ入力はまだドンドン替えていくわけですから更新していくわけですが、上伊那行政の中でも広域行政の中でユビキタスタウン構想、ユビキタスタウンというものがありましてそこへこういった情報などを送って郡下、諏訪も川岸も関係ありってあるんですけども、とりあえず行政単位で全体的に郡の中でも掌握できるように各町村の方の持ち込みを図って、そしてそういったコンピューターなどを利用していつでもその情報が取り出せる体制を図っていくと、こんなような方向で進めていきたいこんなように思っているところであります。

○船木（7番）

今の答弁をお聞きしますとですね、通り一遍の答弁かというふうに感じます。私はですね最後のところで申し上げました正確なものを作る、要援護者対策としてですねいかに重要かということは、これはお分かりだろうと思います。もう公表できないまでもこれはキチンとしたものを町で作るべきだというふうに思います。町で作る意志あるのかなのか、それとももうできあがっておるのかおらんのか、当然公表する必要はありません。いざ有事の際に使うのはこれだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

○総務課長

それでは今ご質問の件は災害時要援護者支援システムの件かと思しますので、それについてちょっと流れ、今までの経過を報告をさせていただきたいと思います。これは基本のベースになるのがですね支え合いマップといいまして、社会福祉協議会で各地区に入り込んでそれぞれ手上げ方式で作っていただきました。まだこれはあと4区ほどまだ全部できておりませんが、その分を電子化したものがベースに入っております。それ以外に保健福祉課で持っております要援護者の情報、そして消防署で持っております防災の施設の情報、そして総務課におきましてはさき一昨年作りしました土砂災害の警戒地域とそれらをそれぞれの言うなれば簡単な地図に重ね合わせたレイヤーというわけでありまして、それを重ね合わせましてそれぞれにセキュリティーの関係で担当者の見れる権利っていうものをですね、義務付けてありまして誰でもが全ての情報を見れるわけではありません。ですので通常

にはですね作業といたしましては、それぞれの所管課で把握している情報をその中に打ち込んでいくという作業が必要になってまいります。これは一朝有事の際の本部情報としてそれを活用できるような形でもってやっておりますので、日常この情報を使ってどうのこうのということではできませんので、今年の防災訓練等でですねそれを皆さんに見ていただきながらこんなふうに情報を持っているんだというものをまた見ていただければ、一目瞭然かと思いますのでそんなことも考えていきたいと、こんな状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○船木（7番）

住民に全ての情報を出すということではありません。正確な情報をですねいざ有事の際には行政でキチッと使えるようにしていくことを望んで次の質問に入ります。

次はですね「情報伝達手段のあり方と新しい気象警報の周知について」であります。辰野町の情報伝達にはご存知のとおり有線放送、防災行政無線、ほたるチャンネル総務課から発信する携帯メールの4種類の手段があり、恵まれた環境にあるだろうと思えます。しかしそれぞれ大きな課題を抱えており、早急な対策が望まれるところであります。まず有線放送は昭和36年開設されその後の老朽化により、平成9年にデジタル自動交換化されたものの、各家庭の端末機は耐用年数を大きく超過し、メーカーからの機器調達是不可能であり、併せて現在の加入率は44%であるということです。一方防災行政無線は屋外に設置されているため天候に大きく左右され、時には聞き取れない状態がある、これまた大きな課題であります。したがって平成20年7月に辰野町有線放送運営審議会の答申が出され「22年度には告知システムの構築をする」とまとめております。携帯電話の急速な普及をはじめ多くの情報手段がある中、今審議会の答申を踏まえ辰野町の現状を考えた時、防災行政無線との整合性を図ることが行政の取組むべき喫緊の課題と思えますがいかがでしょうか。有効な情報伝達のためには個別受信機を町内各家庭へ早期に設置し、全国瞬時警報システムの緊急地震速報や気象情報等も受信し、更には行政からの個別受信機に限った放送や、必要に応じたグループ放送も可能にすべきであります。どのようなシステムを導入しても1つで全てが満たされるわけではありませんが、個別受信機を備えた整備が最適と考えますがいかがでしょうか。次に去る5月27日から、気象警報が長野県下各市町村別に発表されることとなったため、より身近な気象警報に替わりました。この気象情報を地域防災に有効に活かすため、例えば災害行政無線から

放送するなどの情報提供はいかがでしょうか。ここで町長に伺います。辰野町有線放送審議会の答申をどのように受け止めているのか。そして町の情報伝達手段は、町内各家庭へ個別受信機設置に向け場合によっては金銭的補助も町として不可欠であり、早期実現を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

○町 長

情報伝達方式の問題でありますけれども、ご存知のとおり現在有線の審議会でも審議しておりますが、大分器具が非常に老朽化してきたということでもあります。辰野町は農協の放送から町へ、町の行政放送として貰い受けてから丁度11、12年が経ってくれると思います。そういう中でやはりああいった電子機器でもあり頻度も高い利用などもあったり、あるいは放っておいてもやはり器具の老朽化も目立ったりして通話ができなくなったり、音が小さくなっちゃりといろいろ不便であります。ここで有線の立場でいきますと、ここで入れ替えるべきということでもありますけれどもいろいろと情報過多になってきておりますので通話も携帯電話なんていうことが恐ろしく普及してまいりましたし家庭電話もう減ってきている状態だそうですが、しかし家庭電話は家庭電話で一応大事な任務もあるわけであります。そういう中で有線までも通話機能まで持つべきかどうかというようなことの論理の中で、一方通行の受ける方にしてみりゃ「受信だけで良い」と「的確ないろんな行政の告知放送を主にしてやって欲しい」と、こういうような声も出てきております。18年災害のあと岡谷市ではFMを使った各家庭へラジオのようなものを置いときまして、電池でもしかし電池終わってしまえばダメですがAC線をつないでおいても良いんですが、しかしスイッチ入れてないとこれは入らないんですが、スイッチ入れておくと一定の周波数を設定しておきますとそこへ防災無線が入るといふうなことで市で配ったといふうな時もありました。辰野町もさあどうしようかといろんな検討をズーッと続けてたところですが、ここへきて実はアナログとデジタルの切り替えといふようなことも大きな話として出てきております。そうしますとデジタル対応の中でやっていくべきであろうと。さてじゃあどんな方法があるかといふうなことで相当今詰めているところであります。こういったことの中で時代の流れに即応したもの、有線に加盟してない家にもじゃあどうするか、じゃあ今までの既得権はどうなるのか、いろんな問題点もあろうかと思えます。それらをクリアーしながらこの情報システムと兼ね備えた共通のものができれば一番良いのかなと、同時に時代

の波でデジタル化していくことが一番良いだろうと、こんなこと今現在考えてるところでありますので、詳しくはまた課長の方からお答えいたしますがお願いいたします。

○総務課長

私の方から沢山補足する部分もないわけではありますが、議員さんご指摘のとおり有線も老朽化して防災無線もデジタル化を図らなければいけない時代にきているということで、各所で研究をしてきていただいています。有線の審議会の方ではご指摘の答申のとおり告知放送の方は残して、辰野町独自の文化である情報伝達の告知放送の部分は残していただきたいというような内容も入っております。防災行政無線の無線を使うということになりますとこれは総務省の管轄になりまして、なかなか行政情報以外のですね情報を提供することはできなくなります。ですので災害情報、行政情報に限られた部分での放送ということになりまして経費の面、それからいろんな維持管理の面を考えますと議員さんご指摘の個別受信機を全世帯に設置していただくのが一番ベターかなということで、一応昨年度の年度末に一応まとめました関係部署による内部の職員での検討会の中ではそういう一応案がですね示されているわけではありますが、ただこれについてはですね起債事業ということで全て起債で対応しなさいということが国の方の補助事業がなくてですね、起債事業という色分けに入っておりますので、そうしますとですね全戸に仮にこの個別受信機を設置しますと3億7,000万という費用が掛かるわけであります。このへんのところで実施計画の中には除けさせていただいておりますけれども、なかなかG○というところまで行かない状況があるわけがございますので、このへんのところもご理解をいただきながらまた良い知恵があればお寄せをいただければ、検討の中に含めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○船木（7番）

今の情報伝達手段はですね、いつダウンするか分かりません。早期にですねそれなりの対応を望んで次に移ります。

次は「介護予防と運動について」であります。辰野町の高齢化は加速度的に進んでおり、22年度首には30%の大台になり介護保険給付者は年々増加し21年度は9,100人余が受けその給付額は13億9,000万程で、対前年比1億5,000万ほど増加している点も介護予防の強い取組みが望まれるところでもあります。町内における介

介護予防の拠点作りは老人福祉センター、あさひヶ丘共生館など19箇所を数えるに至りハード面は充実しつつある今、今後はソフト面の充実が求められるところだろうと思います。では何をすれば良いか？介護につながる高齢者の寝たきりや、閉じこもりを防ぐためには、生活習慣病の予防だけでなく運動機能の維持向上が必要なことは明白であります。普段の生活に必要な運動機能があれば、寝たきりを防ぐだけでなく生活範囲が広がり、心も体も元気になっていくことが科学的にも証明されております。また高齢化に伴う要介護の要因の約半数は、老化が引き起こす脳卒中と認知症、並びに転倒・骨折が占めているというデータが出ております。実は脳卒中や転倒・骨折及び生活習慣病は、運動によって予防できることが証明され中でも筋力トレーニングの重要性は国において早くから着目し、平成15年度から厚労省の介護予防地域支え合い事業のメニューに「高齢者筋力向上トレーニング事業」が加えられております。転倒・骨折を防ぐために、体の大黒柱ともいわれる大腰筋を鍛える筋力トレーニングが最も重要であるとされ、併せて栄養の上手なコントロールが望まれております。しかるに介護予防には体力トレーニングが最も効果的であることから、町内各所で行われている介護予防教室のメニューに、筋力トレーニングを積極的に取り入れていく必要を強く感じるものであります。ここで町長に伺いますが、介護予防における体力トレーニングの必要性についてどのような認識をお持ちであるか伺います。

○町 長

介護予防ってということは介護されないようになる時間をズーッと遅らせていくということでありまして。それには病気もそうでしょうし今議員のご指摘のように筋力を鍛える、高齢者になるとあまりスポーツ選手みたいに無理な鍛え方はまた逆効果でありますから、ある一定の筋力を保つようにこれは結局運動しかないんですけども、動かすこと。リハビリ師が動かすようにじゃなくて自分の力で自分で動かすことの方が人に動かしてもらって大体4倍ぐらいの意味があると、効力があると言われてますので指導によって自分で動かすようなこと、とてて大事だろうと思います。筋力にいたしましても大きくは赤い筋肉と白い筋肉があるということでありまして、両方をまた鍛える必要がある。転んだ時にこうっと支えて自分でやるのはやはり白い筋肉、ヒラメの筋肉のような白紋筋って言うんですかどうに言うか知りませんが、俊敏な動きをする。それから持続的に鰹みたいな魚が遠洋をズーッと長く泳ぐ、こ

れはもう俊敏な筋力じゃないんですが持続性、マラソンの選手あたりの使う筋肉は赤紋筋ですか、このような鍛え方も非常にそれぞれ専門があるようですので、それをやはり普通の家庭生活の中でも応用的に鍛えることはとても大事であろうと、どのように考えるということですから体力トレーニングは必要性があると、もちろんそのように思っております。だから介護予防の中でも取り入れていきたいというふうに思っております。

○船木（7番）

今の答弁の中では体力トレーニングの必要性というものはある程度理解できましたので、もっと積極的にですね進めていく必要があるだろうと私は申し上げたいところです。パンフレットを作成しての啓蒙、これらよその市町村に見習うところは十分あるだろうと思います。町長そのへんまで含めていかがでしょうか。

○町 長

今私どもが進めているのはやはり各介護予防センターなどに集ってもらった人たちを中心にまず指導者が行って指導をし、覚えていただく。毎回毎回着いていなくても覚えれば覚えた範囲で家庭でもできる。こんなことを広げ、それからまた口コミなどでそういった参加者を増やしていただくというようなことであります。必要に応じては、パンフレットなどに印刷してそれはまあよく長野県の医療だとかいろいろなことでパンフレットはしょっちゅう回ってきますね、いろんな病気も、体力トレーニングも、怪我しないようにしようとか、骨折しないには転ばないことだとかいろいろなものが一杯出てきてますが、適宜町でまとめたものが段々できて介護予防センターの方が中心に活動がもう少し更に進んでくれば、そのことも取り入れていきたいなど、こんなふうに思います。前、共生館あさひヶ丘などでやっておりましたヘルスアップ教室というのがありました。これが平成20年度の医療法の改正などまあしょっちゅう国が変わるから大変なんです、変えた意味があるかっていったらあまりないものも中にありますし、余計ダメになるものもありますが、変えても意味のないものも中にあります。同じものっていうものも。そんな中で平成20年度の医療法の改正に伴いまして、各世代別へのアプローチを今行っていきたいと思っております。結局事業主体を代える場合もありますけれどもそういうことの中で更に生活習慣予防、生活習慣病の予防も含めてまた介護予防も含めて、それから健康増進も更に加えて、教室実施をこれからはしていきますし更に増やしていきたいと

そういうふうに思っております。それで資料を活用してそのへんが一番今ご指摘の
ところありますが、そこへ来れない人、来ない人に対してもそういったものをもう
少し広めたらどうかということでもありますから、その時の活用した資料などを一般
向けとしてプリントアウトするなり、あるいはまたもっと簡明に簡便にするなりし
て配布することなども今検討中でありますので、よろしくご協力をお願い申し上げ
たらとこんなふうなことであります。積極的取組みということになるとそれであり
ます。

○船木（7番）

川島の介護予防センターが近々の内に竣工します。このような時にですね町内各
所の介護予防センター併せてPRするのが今、最適な時かというふうに思います。
そんなふうに指摘をしながら次に移ります。時間もありませんので次に2つをまと
めて質問をしていきたいというふうに思います。まず「トレーニングのサポート体
制について」であります。町長さきほど指導者という話がございましたので、健康
運動指導士について、すなわちトレーナーについて質問をいたします。「介護につ
いては、家族はもちろんのこと社会の責任において看ることであり、介護予防は地
域市町村単位で考えろ」とまで言われております。前項で指摘しました、筋力トレ
ーニングを進め介護予防の効果を大きく引き出すには、現在川島地区に建設中の介護
予防センターの活用が最適であると思っております。完成の暁には、ウォーキングマシー
ン、エアロバイク及び複合トレーニングマシンなどを備えるとともに、超高齢者
向けトレーニング機器も配置した、まさに辰野町の介護予防の拠点にふさわしい場
所と思っております。今迄区単位で実施している介護予防教室を、トレーニング機器が充
実した川島の拠点で時々実施するのも大きな効果が得られるだろうと考えます。そ
れには当然トレーニングのサポート体制を充実すべきであります。いい替えるなら
ばトレーナーの配置を考える必要があります。実効ある介護予防の取組みに向けて
は、トレーナーの配置が必要であることをいち早く認識した市町村ではこれらの体
制を整えております。2点目は「辰野病院と連携した介護予防について」でありま
す。辰野病院の新築にあたっては特色ある病院としての回復期医療の機能強化を強
く打ち出している点からも、病院と連携した介護予防対策が最も重要であり、併せ
て予防医学とも連携した介護予防対策が望まれております。以前の「医者付きフィッ
トネスクラブ的な取組みについて」の答弁は今後検討していくということでありま

したが、病院建設に取り組む今絶好の時であります。病院と連携しトレーニングを組み入れた介護予防こそ、町長が以前から強調しています医療と福祉そのものであると思います。さきほど申し上げました介護予防に向けての筋力トレーニングは体力チェックを行い、個人個人にあったメニューづくり、時々指導にトレーナーの配置が不可欠だと思います。併せて特色ある病院づくり、元気な高齢者でおられる辰野町のために、町長先頭に立って本腰を入れ取り組むべきであります。町長の所信を伺います。

○町長

それでは再質問にお答え申し上げますが、不足の方は各課長から詳しくお答え申し上げます。まず介護予防センターあちらこちらやっていますが、それに対してやはりトレーナー、専門家の指導、現在もこれは入れてやっておりますのでそのようなことを続けていきたいと。更にまた病院のことにつきましては事務長からお答えいたしますが、現在検討の課題にあげてることも報告をしておきます。それぞれ課長、事務長からお答えいたします。

○保健福祉課長

それでは川島の介護予防センターにおける件について説明をさせていただきます。現在介護予防教室については町の方としてはいつでもどこでも自分で行えるトレーニングということを知得していただくために、教室を開催して一定の効果も得られております。介護予防教室の中にも体力トレーニングを入れた予防教室となっております、その中にトレーナーが入った中で教室が開かれております。今後ちょっと考えていく中では教育委員会の方で実施している、楽しいウエイトトレーニング教室、またメタボパンチ教室っていうのをやっております。これに参加している皆さん、専門の運動療法士から習っておりますのでそうした皆さんが各地域に戻っていただいた中で、地域の介護予防教室に運動支援者としてお願いしていくというようなことも考えてまいりたいと思います。以上です。

○船木（7番）

私はさきほどの指摘の中でですね、時々トレーナーを配置して個人個人にあった指導をしていくべきだというふうに指摘をいたしました。今の話では答弁ではですね、トレーナーの支援体制を整えてくと、支援者というふうに答弁をいただきましたけれども、辰野町の多くですねトレーナーの資格を持った方々が配置できるよ

うに望むところであります。箕輪町では町職員の健康運動指導士、この方を配置して町民の健康維持増進に努めているところであります。以上、申し上げて私の質問を終わります。

○議長

ちょっと待ってくださいね。

○辰野病院事務長

すみません、辰野病院の関係であります。新しい病院でも成人病予防への取組みも検討課題となっております。リハビリスタッフの配置状況にもよりますけども、現在もリハビリスタッフ、地域に出てることもありますけれども連携しながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○船木（7番）

以上で、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位5番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（5番）

それでは予め通告してあります1.導入3年目を迎えたふるさと納税制度の現状と取り組みについて、2.通年観光振興策について、3.高齢者・障害者支援についての3項目を、質問項目にしたがって質問していきます。まず、はじめに導入3年目を迎えたふるさと納税制度の現状と取り組みについてであります。出身地など任意の自治体に対する寄付金を税金から控除する「ふるさと納税制度」は平成20年4月の地方税法改正により同年1月以降の寄付に遡って適用された制度であります。住民税の約1割を上限に寄付額から5,000円を除いた額が翌年度の住民税などから差し引くとされ、寄付金の使途は自治体が自由に決められるとしているが、辰野町は4つの事業分野を定め、寄付者が自由に指定できるようにしているものと解釈しております。そこで私はこの制度に大きな期待をもって質問します。辰野町に対しこのふるさと納税制度を活用し、過去2年間に支援していただいた寄付金は20年度17件、201万6,100円、21年度15件、97万3,000円と初年度に比べ大幅に減少しております。そこで町として過去2年間の取組みと実績寄付金の活用先と町としてのこの2年間の実績に対する評価をどのようにしているかお伺いします。

○町 長

それでは質問順位第5番の宮下敏夫議員の質問にお答え申し上げます。
ふるさと納税制度ということで、まずは初年度と21年度、20年と21年度では20年度の方が倍近く良かったということになって、どういうことかっていうんですが、これは実は20年度は1人の方が大口がありましてこれは行政職に携わった方でありまして行政退官にあたってということですので、その大口を毎年くれるかっていうと退官にあたってくれたものでございますのでそれをありがたくいただいてそのように大きくなると。21年度は若干それでも減り気味ではありますが、当初みたいに大騒ぎを国でしなくなってきちゃったということもありますし、ふるさと朝日会あるいはふるさと辰野会などでも、このあいだも行ってお願いをしたりいろいろいたしておりますので、分かっている方はある一定の額を毎年出してくれる方もありますし、「ああ、そうだったね」って忘れてる人もありますし「じゃあ今度1回ぐらいやらなきやいけんな」っていう人もありますし、非常にまちまちであります。大変これはありがたい制度でありまして、理屈を言いますと国がこういったふるさと納税制度を決めた裏には地方で育った皆さんが大都会で活躍する人が多いと、地方で育つ時は町の税金をあるいは村人の皆さんのお世話になって稼いだお金で町へ税金を上げて、それで学校を出たり保育園出たりまたいろいろ遊んだりいろんな施設を使ったりして大きくなった。でいよいよ稼げるようになると大都会へ行ってその稼ぎの税金は全部大都会、住んでる居住地に入ってしまうと、ふるさとへはいたいどうなるのだろうかというふうなことも矛盾じゃないかというようなことなどを少し考慮されてこういったふうになってまいりました。しかし一番困るのは大勢の地方の出身者を迎える大都会であります。東京都知事などはこれに大反対でありまして、しかしどうしても通すということになりました時に非常にそれではっていうんで複雑にしてしまったんですね、この納め方を。辰野へ5,000円以上出した方は税金から控除されるんですが、例えば1万円ふるさと辰野へふるさと納税した場合に本人の納めている税金から都でもって引いて、添付してくれりゃいいんです。一番早いのは。そうじゃなくて一旦税金は税金で払いなさいと、それで1万円納めたら納めて、その証明書を辰野町からもらいなさい。その人はその証明書を持って確定申告の時にもう1回、確定申告しない人もですよ、している人ももちろんです。しない人は給料の天引きだけで済んでる方も確定申告をいなさい。その書類を出し

ていけばその1万円は税金から控除しますとこういう話ですから大変複雑になってやりにくくなっています。面倒臭くなっています。それで大都会からの税金の流出を抑えているというふうなことに、結局曖昧の内になってしまったと。これを早く正さない限りあまりこの大ききは望めないのかなとこんなふうなことで地方全部が困っているところであります。こういった地方切り捨ての国政が続いている以上、少しは今見直しも掛かってはきておりますが、大ききはもう下がってきたまんまです。こういう時にはこういったふるさと納税など非常にありがたい限りでありますのでまた目的資金があっても良いしなくても自由でも良いしフリーでも何でもお任せっていうやつもありますので、どんなことでもやっていただければ大変にふるさとにはありがたいなとこんなふうにも思っているところであります。優秀な皆さん方を大都会へ例えば出したとして、そういう市町村あるいは地域はそういった税金が返ってくることで「ああ、本当にああいった子どもの皆さんを育てて良かったな」と初めて思うんじゃないかと思えます。今現状はそんなところであります。

○宮下（11番）

この活用先についてはどのように、寄付していただいたのはこの4つの分野になっているわけですけれども1つが自然環境の保全、2つが福祉医療、3つが子育て教育文化、4お任せ、この部分にそれぞれ寄付を相手がきめてきているわけですけれども、これにつきましてはこの実際にこういう分野で寄付してもらった金額がさきほど言った寄付金ですけれども、これをどういうように活用していくかその点についてお伺いします。

○まちづくり政策課長

活用方法ということでございますが、4つと言いますかお任せを含めて4つの分野に分けて指定をしていただいております。それぞれ希望のあったものにつきましては目的に添った歳出に対する財源充当をしてございます。ただ20年度のお任せにつきましては病院の建設基金の方へ積立をさせていただきました。以上です。

○宮下（11番）

さきほどの町長の説明を聞きますと、大都会では全く反対しているということですが、この制度は利用すればいくらでも大都会から持って来られる、取ってこられる制度でありますので、もうちょっと積極的に取り組むことが必要じゃないかと思えます。何かこの制度に対する町の考えは甘い考えじゃないかと思っております。

ます。この制度においては民間企業であればもうスタッフを増員しても、取組みたい魅力ある制度の筈であります。ふるさと納税は町出身者などに、単に寄付をお願いすることでなく税金で納める住民税の一部を辰野町に回してもらい、まちづくりのために貴重な財源として、活用させていただくことを理解していただければ多くの方から賛同を得られるものと思います。もっと町の熱意が欲しいと思います。一方この辰野町居住者が町外自治体へふるさと納税として寄付をしている人が、平成20年度7件、金額として71万円。21年度はまだ数字を把握しておりませんが辰野町町税はその分少なくなっているのが現状です。上伊那町村では辰野町から町外への税の流出は、市は除いて町村ではトップであります。この原因を究明し対策を立てる必要もあるかと思えます。現に辰野町在住者が近隣の勤務市町村へふるさと納税の手続きに来ている町民もあります。自治体同士の分捕り合戦は制度に沿ぐわないとの消極的な意見の自治体もありますけれども、この制度を何とか活かして財源を増やすことが必要かと思えます。そこで継続的に寄付を募る取組み、及び今後新たな取組みがあるのかどうかお伺いします。

○町 長

もちろん辰野に住んで、辰野で税金払っている人が自分のふるさとがほかにあるって言ってそちらへ流出することもできるわけですが、具体的にそんなにあったのかどうなのかちょっと税務課長の方がもし分かれば、もしなければあとでちょっと今7件もあって辰野が入るより多く出ちゃったんじゃ、これ本当に何にもならんわけですが。ただこれも上手く進みませんともう会合などでお願いしても、中には辟易してる人もいるわけですね。「また我々との交流がまた資金集めか」と、いうようなことにならんとも限りませんので、しかし言っている意味はよく分かりますから上手に許されたことだぞということで、宣伝PRをこれはいずれにしても上手にしないと会の雰囲気壊っちゃう可能性も実は出てきてます。しかしほかの方法も何かプロジェクトか何かでできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ただ本当にこれ大変なんですよ。そのやる気になった人は、実際に自分で送らなきゃいけないですお金を立て替えて。辰野からくどい話ですが証明書を貰ってそれを確定申告しなきゃダメなんです。確定申告で自分の払った税金から差し引かれるっていうことなんです。あれ全額だったっけなあ。5,000円だけはダメなんだ。5,000円だけはダメでそのオーバーボーン、オーバーフローの分は戻ってくる

と、こういうことなんですけれども。で税金以上に払った人はもちろん返ってこないです。ちょっとじゃあ担当課長がもし分かれば。

○住民税務課長

今の件でございますけれども、実際にはその方がどこで確定申告をされているのかそういったことが現実的に把握ができませんので、町外に住民税を取られてしまうのを抑えるというようなことは、結果的には確定申告の申告書が最後に町に来た時にこの方がそういう申告をされたという結果は分かりますけれども、申告する時点の時にはなかなか把握はできないものと承知しております。以上です。

○宮下（11番）

そうすると新しくこれを拡大していくというような取組みは考えていないですか？当初は寄付金をしていただいた方に『広報たつの』を送るということでしたけれども、それ以外に何かやっているかどうか。

○まちづくり政策課長

寄付金をいただいた方につきましては『広報たつの』は送っております。また去年は町の観光カレンダーにつきましてもお送りをしてございます。以上です。

○宮下（11番）

この寄付金を継続していただくには今ありましたけれども、過去2年間寄付をして下さった方々の思いに感謝しなければなりません。『広報たつの』だけでなく、観光パンフレット・四季折々の諸行事案内、特に寄付金の使い道を明確にして「地域に役立った」という寄付をしていただいた人に対し、感謝の気持ちを伝える工夫がなければなりません。上伊那市町村の一部、伊那市、飯島町、宮田村では寄付された本人が5,000円自己負担となる部分に対し、寄付金のランク別に地域の特産品あるいは地元施設の優待券などを贈呈し感謝の気持ちを表しております。箕輪町、南箕輪、中川村ではまだこのどういうことをやっているかちょっと私、掌握できませんでしたけれどもこの伊那市、飯島町、宮田村はインターネットのホームページで品物も全部指定して出しております。同じ上伊那でもこう一生懸命やってる所が今のくらいその寄付金を集めているかということは掌握しておりませんが、この制度を活用し財源を確保しようとする熱意の現れかと思えます。この記念品の贈呈に賛否の意見もありますが町への望郷を誘う、おもてなしの心が通い合う、このことが最も大切であると考えます。このことにより寄付金への関心をもっていた

だき、税収確保につながる事となる筈です。もっと町は積極的に町出身者及び町民への働きかけと行動を起こすべきと考えます。お尋ねします。寄付していただいた方に具体的な使い道を公表すること、また他の上伊那町村のように贈呈品の採用の考えはあるかお伺いします。

○まちづくり政策課長

さきほど申し上げましたが、一応パンフレットそれから観光カレンダー等、当然広報もお送りをしているところがございます。品物につきましては議員ご指摘のように賛否両論があるかというように考えますが、また検討をさせていただきたいというように思います。以上です。

○宮下（11番）

実際に知ってる、今この贈呈品を差し上げてる市町村等もまた調査していただいて効果があったのかどうか検討していただきたいと思います。次にまず町理事者は一番身近にいる町外居住の町職員にもこの制度を理解してもらい、協力を求めることなどふるさと納税制度活用PRの拡大と推進を図り、財源の確保に努力すべきことを訴え、以上でこの質問は終わります。

2つ目として通年観光振興策についてであります。町は22年度組織の見直しで観光の専門部署として新たに観光室を設置し観光振興に力を入れるとの方針を出されました。また1月26日町・商工会・観光協会の三者懇談会では、通年観光の必要性を語られております。また昨年11月の上伊那地方事務所が上伊那地域へ訪れた県外観光客に対するアンケート結果によると「知っている観光地は」との問いに「高遠城址公園・中央アルプス・駒ヶ根高原・南アルプス」が大半を占めている中で、辰野町の観光は認知されておりました。辰野町においては全国的に認知されているはずのホテルだけでは期間が短く、小野のしだれ栗自生地、紅葉の横川溪谷のほかに観光の核となる四季を通じた観光資源の発掘が必要と考えます。私は荒神山スポーツ公園を通年観光の拠点として町内各地域の名所、更に上伊那広域との連携エリアを広め対応することが必要と考えます。町長は観光資源の通年化への必要性を語られておりますが、そのビジョンについてどのように考えているのかお伺いします。

○町長

さきほどの質問の方と同じことになりますので、手短にはしょって申し上げたい

と思いますが、いずれにしても観光ということで単なる自然観光でなくて自然文化、町に伝わる人間の生き様、産業までいろんなことの観光という切り口の中で大勢の人に訪れ、また我々も訪れていくとこういう交流などをした方が良いでしょう。ホテルばかりでなくて1年中あるというものになると日本中心の碑は1年中あるとか、あそこも冬登れるか別といたしまして、何かそういったものを作り出しあんまり全く嘘のものはいけませんけど、物語性なども御柱だってもう少し物語性のことをやったり 202 回であるっていうことをもう少し大々的に式年御柱祭と言ったり、いろんなことの方法もあるだろうと思いますので、通年を通して何か来れるものはないか、その方の模索をしてもってここはどっちかっていうと都市近郊型、大都市に両方に名古屋、東京近いわけですから都市近郊 2 時間ぐらいで行ったり来たりできるわけですから、そういった中での体験農業それから今までみたいに通過観光も結構けすけれども滞在、体験、学習、習得それから人々との結びつきっていうことですからこれは住民の皆さん方にもただ人が来ても放っておいてもダメで、やっぱり案内できるぐらいの説明ぐらいのものをみんながちょっとずつ覚えていただく。案内する方は受け皿の方をまたいろいろの場合に作ってたりして「イヤわしは知らない」言われりゃあ嫌って横向いちゃうんじゃないこれ困るわけで、簡単に言えること、もうちょっと言えること、そして詳しく言えることとそん中全部やらなんで良いわけですから、何かどうか分かっていたくようにしてみんなが一体となって要するにさきほどありましたけれども賄いの心といいますか、そういった心をまず磨くことからスタートしていかないとなかなか難しいとこんなふうに思います。ビジョンといたしましては観光、光を観る、光は宝、宝は人間の生き様、自然、文化、全てであります。こんなふうにビジョンは考えております。

○宮下（11番）

今只今町長からビジョンについて説明がありましたけれども、この観光振興について町・商工会・観光協会ともどもが今いろいろな計画を立て進めているわけですがけれども、それぞれの事業計画等においても資金が必要になるわけですがけれども観光協会等いろいろ計画立てても、さあ、その作業に入るとなると資金の問題があるわけですがけれども、その連携というものをどのようにしていったら良いのかそういうものに対しての町の考え方はありますか。

○町 長

観光を取り扱うということになると町もそうですし、観光協会の皆さんもそうですし商工会もそうでしょうし、またその連携も考えられるということでもあります。現在はその三者にて懇談会で検討もしたりしていただいていますし、独自の行動に対しての若干の補助をさせていただきながらやっているということです。ブランド商品の開発など、掘り起こしなどは三者の連携は絶対必要であるというふうに思っております。ホテルというような切り口からはある程度まで練られておりますのでそれを住民の皆さん方が意識して我々の尊い観光だって意識することから、それからまた三者連携してほかのものの掘り起こしも進めてくというようなことでもあります。さきほどもちょっと触れましたが、日本の中心っていうのがこれは揺るぎない事実でありまして正し本当に中心かっていうと、屁理屈言わないようにしていただいて日本の中心に近い所に間違いないわけで、ただ標を建ててあるのが5、6箇所日本にいっぱいあります。大騒ぎした所がそれが中心だろうと。測りようがないじゃないですか事実。だからどっかから測れば辰野が中心になる、いずれにしてもほぼ中心というようなことを謳いあげてもいかなきゃならない。じゃあ中心なら行った時になにかあるのかと、眺望が良いのか悪いのか。じゃあ何かそこに物語性はないのか。「日本中心地理の辰野、大城山麓ほたるの里」っていうような謳いの中では何か一つの画が描けないかと、あんまり嘘はいけません若干の物語性もその中で作ってかなきゃならない、いうふうなことで観光協会の方にもお願いしながら話し合いながら進めてるところということであります。既に観光協会さんが中心となってこのあいだの伊那御柱、三社の御柱に対しては30数名の皆さん方大都会から来ていただいて案内をして実際に御柱を引いて体験をしていただいて、それで懇親会ももったり一部町もその負担を出させていただいたりとか、需要の中の全部でなくてその中の一部は町の需要にくい込むと、こんな連携なども考えていきたいとこんなふうにも考えてるところです。

○宮下（11番）

今町の観光協会もこの観光振興については特に一生懸命取り組んでおりますけれども、何といたっても事業をするとすると資金的な面がなければなかなか計画倒れになりますので、そのへんも十分この三者懇談会もまだ継続するということのようにですのでそういう面もしっかりと頭に入れて連携を取っていただきたいと思います。

ます。次に荒神山スポーツ公園を通年観光の核とし振興を図ることには、四季を通じ人が集い憩える場所でなければなりません。幸いこの3月農林水産省のため池百選の選定に荒神山公園のたつの海が指定され、たつの海を含め荒神山公園の観光振興の弾みになることを期待しているところです。そこで質問します。荒神山スポーツ公園の環境整備と保全についてであります。さきほど中谷議員からもありましたけれどもなるべく重複しないような質問でいきたいと思えます。たつの海湖周は健康保持増進を求めウォーキング、ジョギングの愛好者が早朝から夜間まで途切れることなく利用され、安らぎの場となっております。しかしこれからの梅雨時を迎え、遊歩道には水溜まりなど痛みが見られ、また冬季は霜柱など遊歩道としての使用が不可能な状態であります。ため池百選に指定されたことを契機に環境整備をすべきと考えます。お尋ねします。湖週に植樹されている桜の保護をも考慮した、またウォーキング等にも配慮した、たつの海湖周遊歩道を全天候型舗装への改良を提案するが町の考えをお伺いします。

○教育次長

ご提案ですが難しいというふうに感じております。これにつきまして経過を申し上げますと、平成10年にたつの海周回ジョギングロード舗装工事として整備を行っているところでございます。この際の工事費につきましては約2,000万円で2分の1の補助でございます。工事の概要につきましては土舗装による舗装でありまして下層に採石10cm、上層に団粒化した山砂を10cm敷いて敷き平したものでありまして、幅2m、延長740mでございます。今後整備する場合には補助金がないわけにありますけれども、仮にアスファルト舗装で行った場合につきましての概算工事費を申し上げますと直工で592万円で、ゴムチップ舗装の最低ランクでしたとしてもですね1,924万円が直工で掛かる見込みでございます。なおそのほか木のチップを敷くというような発想もございしますが、これにつきましては歩行することには支障がありませんけれども、ジョギングをする場合には力が伝わらず望ましくないというふうな見解がございします。以上でございます。

○宮下（11番）

舗装は今お聞きして無理だということですが、現状の状態をなんとかその部分の土の入れ替えとか部分的にはする考えはありますか。

○教育次長

補修につきましては管理の中でできる限りしたいと考えております。

○宮下（11番）

これから梅雨時に入りますので早急をお願いしたいと思います。次に荒神山一体は長年の間各種団体地元企業、ボランティアグループなどが植樹活動を続け現在桜が約 800 本、ツツジ、サツキ、福寿草、紅葉など数多くの樹木が茂り、町の誇りと景観を保ってきました。最近では桜祭りのシーズンに県外からの観光バスが訪れることも多くなっており、この観光資源を大切にしていかなければなりません。しかし近年の気象の変化、人的による根元の踏みつけなどにより花木の樹勢が弱まっていることが判明しております。さきほど中谷議員から質問がありましたので、そこに触れないとこだけお聞きしたいと思います。桜の天狗巣病対策についてはさきほど枝を切って対応する等の回答がありましたけれども、桜のほかにたつの海周辺のツツジ、サツキこれが何年も花が咲かないという木があります。この再生対策、また美術館近辺の民有林の整備、これも民有林であるので手が着けないということですが、民有林の所有者等も「手入れをしてくれるなら」というような話も聞いております。また天狗巣病ですがただ枝を切るだけで対応ができるのか、長い間 20年、30年植林をしてきてくれた方たちに対しても、何とか保護あるいは手入れをもう少ししっかりとした手入れが必要だと思います。そこでこの天狗巣病については町の造園業者に一応どの程度のものか調べてもらったんですけども、約 250 本がそれぞれ天狗巣病に罹っているということで、場所が一番多いのは機関車周囲とグラウンドの階段ののり面とかそれからグラウンド周囲の体育館北側が非常に多いというようなことではありますが、全部下枝から天狗巣病に罹っているのを改善すると約 300 万掛かるといような見積もりも出ております。しかし今教育委員会で既に手の届く所は切り取り等も行っているということですが、城前の特に工事を今度したあとの桜はよほど手入れをしないとせつかくの城前の桜が消滅しかねない、今心配もあります。そういうようなことで教育委員会で手入れをすと言っても少しただ形だけやっただけでは、さきほど町長も言われましたけど菌の繁殖で天狗巣病は拡大するということですので、ある程度辰野町の荒神山の桜を守るといことであれば、徹底的にやる必要があるじゃないかと思えます。その点についてはどうですか。

○教育次長

天狗巢の対策につきましては直営になりました21年については、桜の剪定に合わせてできる限り行いました。また届かない所については高所作業車を用意しましてしたところでありますけれども、現在のところ十分というふうには思っておりません。まだ高所作業車を持っていけば届く部分もありますので、そういった所を早急にやりまして議員さん指摘の場所については作業車の届かないような所でございますので、何か別の方法を考えながら検討をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

○宮下（11番）

大事な観光資源ですのでそれぞれ前向きな検討をして桜を守っていただきたいと思っております。次に辰野町の観光振興のためには通年観光化へ向け、ただ立ち寄る通過型観光だけでなく、いったん立ち止まり体験するなど着地型観光を目指すことが大切であります。しっかりと戦略を立て各地域が主体となって取り組まなければなりません。町の観光資源をどう活かすか重要課題として先頭に立って方向を示すことを訴えこの質問は終わります。

3つ目として高齢者・障がい者支援についてであります。高齢者・障がい者のみなさんはそれぞれの立場で町事業、及びボランティア活動に生涯現役として活躍されていることに対し敬意を表しているところです。各地区も高齢化が進み介護予防施設の整備が図られエレベーターや身障者用トイレの新設など利便性が大幅に向上し皆さんが参加しやすい環境整備が整いつつあると思っております。しかし本庁舎は2階に町長室、不況対策相談窓口である総務課、大会議室などがあり弱者に対し階段の上り下りの負担軽減の配慮がなされておられません。エレベーターの設置についてお尋ねします。本庁舎内に高齢者・障がい者専用エレベーターの設置をする考えがあるか町の考えをお伺いします。

○町 長

介護予防ではエレベーターあちらこちらに着けましたが本庁の方がないということではありますが、本庁使用ということになるとまた別の費用でありおそらく補助金はないと思っております。介護予防で高齢者、あるいは障がい者のみなさんが何かするので必要だということになってくるとそれも対象に、町のお金使わないっていう方法でいくとそうなるのが大変難しいですが検討はさせていただきますが、そ

うかって建物の中へどうも造る余裕ないし、外エレベーターっていうことになってじゃあどこへ着けるのか、下りてきたらそこは部屋になっちゃって部屋壊られても困るし、第6（会議室）あたり目指してくると議会に出てきちゃいますね、ここへ。ここへエレベーター出ちまっても変なもんですし、そういうことでいろいろやってみると難しいですね。ですけどいろいろ検討はしてみたいと思います。そここことにつまましてまた課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

○総務課長

この件についてはちょっと2点ほどですね課題がございまして1点は今町長申しましたように、この建物の構造が廊下に面した所のスペースでまいりますとどうしてもエレベーターが2階までやってもですね3階に設備の部分が入ってまいりますのでスペースも相当潰さなきゃいけないと、外付けにした場合でもですね廊下が外に面していないためにですね、会議室を1つ2つ潰さなきゃいけないということで保健福祉課をこちらの中へ移動したという関係で相談室とかですね、会議室が足りなくなって職員の休養室、それから保養室等を全部潰して今それに充てている状況でありましてなかなか思うようにいかないのが1つ、それからもう1つはですね今年度国の方に申請をいたしまして庁舎の耐震診断の補助金を今申請しております。これが付けばですね耐震診断の実施をしますとその結果が自ずから出てくるわけでありまして、その結果も見ながらですね、もし建物の改修をするということになればその耐震診断に基づいてその補強工事等も併せながら総合的に検討していった方が良いのかなというようなことがございまして、研究はしておりますけれどもそんなことでご理解をいただき実施計画の方はですね今年の秋には私どもの方で乗せさせていただくような努力をすることをお約束をさせていただきたい、そんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○宮下（11番）

今町長から補助金という話が出ましたけれども、町のいろいろの施設で補助金がなければできないとかそういう、この高齢者支援というのはそういう問題とはまた違うと思うんですけども今町長の場所、いろいろな問題があることは理解しておりますけれども、そういうことが大事なのかこの高齢者・障がい者支援が大事なのかまたそこらへんは十分検討していただいて、前向きな対応をお願いしたいと思います。次にこのエレベーターで3階まで、さきほどはせめて2階までという要望で

出しましたけれども3階まで来れない方、テレビ中継の放映の実施についてお聞きしたいと思います。さきほど申しましたが各地域で活躍されている高齢者・障がい者の方々、特に老人クラブのみなさんは行政に高い関心も持っていただき、定例議会一般質問には毎回傍聴に参加されております。しかし傍聴したくても議場傍聴席に入れない体に負担のある方々のためには、町民ホールで同時に見れるテレビ中継放映の実施をすべきと考えるが町の考えをお伺いします。

○町 長

今回のこういったところ、議会もそうなんですがそのまま直に出すのが良いのかどうなのか、また議員の皆さんに相談しなきゃいけないと思います。私どもはかまわないと思うんですが、これズーッとやってますとこれだけの時間全部ズーッとですからね、明日まで掛かって。出入りの時間だとかそういったことの無駄が出てきちゃう。ですから今編集とはいったもののある程度、時間オーバーした場合はあれですが、無駄がないように全部つなげてて議員さんの質問なんかもえらいカットしてないような気がいたしますが、ただまあ本当に臨場感があるっていうことになるこのままお映しになれば一番良いかと思います。それでそれを映すことは可能で、下のロビーですかね町民ホールの方へそのまま画像を送る、音声も送ることは可能だと思います。ただしこれはLCVの9チャンネルのケーブルを使って36チャンネルでやるので可能ということ。そうするとその画像は家庭でも見れるということ。同時放映が皆さんが許可されれば下でも見れるし、あえてロビーに来なくても家庭でも同じ時間帯からズーッとこの生で臨場感と言いますか、そのままズバリが実況で映るということになっていくかとこんなふうに思います。不可能ではありませんので、どのぐらいまた費用掛かるのか検討しながらそういった方向で議員の皆さんがそういう希望であれば、そんなにそんなにお金掛けなくてもそんなに悩んで補助金取らなくてもできる範疇になるのかなっていうふうな想像もいたしております。以上です。

○宮下（11番）

22年度の有線放送の予算にはその全戸に配送する予算でなくて配線の予算も300何万ぐらいでしたけれども載っておりますので、そこらへんまた検討していただいでお願いしたいと思います。一般質問だけでなく町長が年度初めに行う初年度の式等についてもビデオではやりますけれども、直接見たいという人もかなりいると

思いますのでそういうような、また大会議室でやる重要な会議とかテレビで放映できる範囲のものは見れるような、それが情報の公開にもなると思いますので是非前向きにお願いしたいと思います。

次に高齢者祝いの贈呈品目の見直しについてお尋ねします。年々高齢化が進む中町民の福祉の充実を望む声に町が取り組んでいる一つに高齢者への節目祝いについて贈呈品の改善が必要と考えます。例ですが米寿祝いとして入浴券を配布しておりますが、88歳の全ての方がどのようにして温泉施設に行けるのか、私は疑問に思います。昨年度の配布対象者は103人、1人5枚、計515枚が配布されておりますが実際に使用された枚数は270枚であり52.4%の利用率です。そこでお尋ねします。この温泉入浴券に替えてほたるシールの商品券、またはどちらかを選べるなど町内にも貢献できるような実情に合ったものをいただいた方が、本人が本当にうれしかったと思える品物にすべきと考えるが町の見解をお伺いします。

○町長

今の状態が結構何年にもなります。その前は花とかその前は座布団とかいろんな時期もあってこれは町長が高齢者訪問で行く時にお持ちするものが主だと思います。いろいろ聞いてみますと元気な方は「こんなの何にも持ってこなくて良い」と、来てくれるだけで良いって握手する人もいますし、それは表面だけかどうか分からないんですが、その前にいろいろ持っていったら「お断りだ」と、「来ても良いしここで写真撮って話するじゃないか」と、「そういったものは町に負担かけるから持ってこなくて良い」って強く言われた沢底のある方もいらっしゃいましたし「おまていにすみません」っていう方もあるんですが、丁度検討の時期かなとはいうふうに思います。ちょっとこの件に関しましても保健福祉課長の方の見解などもまた聞いてください。

○保健福祉課長

米寿の祝いの件のご質問だと思います。さきほど議員さんが言われましたとおり入浴券を配布してございます。それからまた昨年度52%ということでときたま辰野町はパークホテル、かやぶきの館、湯にいくセンターと3つの施設があるということで比較的幅広い中で利用できるということで、これにしたようでございますが今町議さん言われましたとおり、ほかのもので良いものがあればですね、検討して変更をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

宮下議員、簡潔にお願いします。

○宮下（11番）

それでは前向きに取り組んでいただきたいと思います。更なる思いやりのある行政の推進を期待し、以上で私の質問は終わります。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時10分といたします。

休憩開始 14時 59分

再開時間 15時 10分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席3番、三堀善業議員。

【質問順位6番、議席3番、三堀 善業 議員】

○三堀（3番）

通告してあります質問順位にしたがってまいります。まず協働のまちづくりについてでございますけれども、18年から今年の3月まで2期4年間、まちづくり委員会へ携わってきました。18、19年で辰野町協働のまちづくり指針、それから20、21年で手引書、協働のまちづくりガイドを作成、まちづくり委員会では「誰もが住んでみたい町」を目指して住民の満足度を高めるためにどうしたら良いか、その論議を重ね完璧ではないかもしれませんが、町の実状に合わせた指針とガイドを作成してまいりました。その関係で質問申し上げます。1、2、3が関連していますので一緒に質問いたします。まちづくりの活動というものはより多くの町民が参加し、より多くの町民の声を反映させる、これが不可欠だと思います。そのために22年度のまちづくりがどのようにこれから展開されるか、その組織体制がどのようになされるか、また住民のアンケートもありましたのでテーマがあるのかないか町民の声をどのように取り上げていくのか、より多くの町民の参加をどのように構築していくのか、これをお聞きいたします。

○町 長

それでは質問順位を第6番になりましたが、三堀善業議員の質問にお答えを逐次させていただきます。まず協働のまちづくりについてこちらに通告があります22年度の組織体制のテーマ、町民の声をどのように取り上げるか、より多くの住民参加に

ついてということであります。このことにつきましてはまちづくり委員会を発足させるわけでありますが、22年度発足の委員の一般公募を行いたい、こういうことでできるだけ多くの住民の皆さんにも参加いただいて、少しでも多くの住民の声がその中に参画できるように、またしていきたいと思っております。7月発足を現在考えております。テーマにつきましてはでありますけれども、委員会で決定をしていただきたいというふうに投げかけていきたいと思います。ただしこちらの要望といたしましては第5次総、第5次5箇年総合計画の策定の参加や協働のまちづくりというものが入ってまいりますので、これに関する研究もテーマに組み込んで欲しいという要請はしていきたいと今は考えております。また町民の声をどのように取り上げていくかということでありますが、第5次総合計画、第5次総と一般に言っておりますが住民懇談会を開催して意見を吸収していきたいというふうにまず思います。大体町内7箇所ぐらい、各区できれば良いんですがやっぱり時間の関係もありまして7箇所ぐらいを回り歩いて、というふうにしていきたいと思います。またホームページによって住民の皆さんのパブリックコメントなどもいただきたいと、こういうふうに考えております。また町民会議における意見聴衆をして審議会等に図って、決定をしていききたいとこんな順序を今考えているところでございます。より多くの町民参加ということでありまして、広報などを使わしていただいて、協働のまちづくりの周知徹底を図りまして町民参加を更に促していきたいというふうな考えであります。行政の各種委員会、また審議会等の公募委員は積極的にダブっても良いわけでありまして参加をお願いしたいとこのように望んでおります。以上で一応このまちづくり委員会に對しましての町の姿勢を、また質問を盛り込んだ答えにさせていただきたいと思っております。以上です。

○三堀（3番）

我々がやってきたことがやはり継続されると、そしてまたその意向が十分に盛り込まれた形で発展していくのが私たちとしても希望でございます。どうかこの平成12年4月に地方分権一括法が施行されて国と地方の関係、地方は住民と行政のあり方が必ずしも将来的に好ましい方向性ばかりではない、などの背景があつてのことと考えます。そこで実際の財政事情、住民の行政への高依存度、核家族化、都市化による連帯意識の低下などさまざまな事情を踏まえて、協働のまちづくりは全国で展開されました。まちづくりは特定の人、ボランティア組織だけで活動しているよ

うに見られがちですけれども、誰もが当たり前で参加して誰もが意見が言えるのではないとまちづくりにはならない。また長続きもいたしません。続かなければ地域の仲間意識も生まれてきません。私そのまちづくりの一員であったということを考えますとどうしても、住民、町民との懇談を今、町長も懇談会を7箇所くらいで開きたいということをおっしゃいましたので、非常に良いことだと思いますが、将来のビジョンの中に「一大居住拠点都市構想、町民と事業者と行政の協働による町と活力と暮らしづくりの基本理念に基づき、住民合意の協働のまちづくりを進める」とあります。我々まちづくり委員会としては、締めくくりとして松本大学、まちづくり専任講師の福島明美先生を招きまして、コーディネーターをやっていただいて基調講演、それからシンポジウムを開きました。活動発表としてはひと・まち・こん、日比野さんですか、それから福寿うどん、山田さんがいろいろの献立を紹介していただきまして私も一度ご馳走になったこともあります。大変アイデアに富んだ美味しいものを提供していただきました。個人として垣内さん、それから沢底の有賀さん、この方は福寿草から最近では子どもと山羊のふれあいというようなことまでいろいろなことをされている方で、大変活発に活動されているということで敬意を表しているわけですけれども、住民合意に基づくとするならば、これは発表の場を作らなければならないじゃないかということを考えます。さきほどの懇談も一つの大変良い方法だと思いますが、同時にその活動している人たちと住民との懇談、そこで発表するということをまた何かの機会にその7箇所の懇談の機会でも結構です。是非発表の機会を持っていただくようお願いしたい。私たちは2年間ずつの2期4年間やってきまして、このシンポジウムが唯一住民との懇談の場でありました。このこれから計画されてく住民との懇談の中に是非、そうしたいろいろの活動の発表していただけるかどうか、それをお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

さきほど町長が申し上げました住民懇談会というのは第5次総の計画につきまして、住民懇談会を開催をしたいということでございますので、お願いいたします。まちづくり委員会が7月に発足をいたしまして、その委員会の方針によりまして住民懇談会もしくはボランティア組織との懇談会等が決まるというように思いますのでまちづくり委員会の方向でいきたいというように考えております。以上です。

○三堀（3番）

5次総の件についての懇談会という、そうなるとその発表というのはちょっと間に合わないとは思いますが、しかしやはりまちづくり委員会はまちづくり委員会としての方向性あるいはそのテーマを持って、活動していくと思いますのでその人たちに懇談会を作れということではなくて、町としてその発表会の場を是非何かの機会をもって作っていただきたい、そんなふうに考えております。我々さきほど申し上げたようにシンポジウムをやったのが最後の打ち上げでございますけれども、唯一住民との懇談、大変意義ある意見もちょうだいいたしましたし、またいろいろ苦情もいただきました。そうしたことを踏まえて考えますとどうかそのへんを充実させていくためには常に住民との話し合いを持っていただきたい。この件につきましては以上にいたします。

次に観光ですけれども、もう既に中谷議員、それから宮下議員の方から大変いろいろの意見を出されまして私の申し上げることあまりないんですけれども、重複しないようなところを2、3質問いたします。さきほどから話の中に出ておりますけれども観光というのはいろいろな形態がありますけれども、現在の状況で見ますと1箇所です長居をする観光というのは極めて少ない。高速道路の整備だとかあるいは一般道路も整備されてるといようなことの証になろうかと思えます。大体が複数をセットにする。そういうことになりますと辰野町として考える時にはこの田舎の一地方ではまとまったものはできない。一つひとついろいろ挙げれば沢山あります。お二人の話の中にも沢山ございましたので、詳しくは申し上げませんがその一つひとつは小さいわけでございますけれども、それがつなぎ合った時にはある程度の大きさにもなりスケールにもなり、またそれをつなぎ合わせるの案内ではないかというふうに考えます。ここで一つ提案ですけれども、観光案内はそれぞれの地域の人たちに担当してもらおう、その土地の人たちでなければできない案内ができる、その魅力、そして次の場所をその人たちが紹介する。案内人のネットワークを作ればそれぞれが有機的につながってくるわけです。観光ルートができてくればそのついでに食事、土産、グルメの穴場なども、あるいは手作りのパンフレットなんかを提供してやれば興味を持ってもらえるし、ある程度の魅力を次の人に伝えてもらえるじゃないかというふうに考えます。この案内人のネットワークこれをこれから構築するお考えがあるかどうか、それをお聞きいたします。

○町 長

次の質問にお答えをさせていただきます。さきほどらい、多くの議員の皆さんが観光取り上げられてその中でもちょっとずつお話申し上げてまいりましたが、やっぱり町ぐるみでお迎えするおもてなしの心、ということは来たら聞かれたら「何もしりません」っていうんじゃないダメで、知ってることで良いですから、あるいはまたその地区のことぐらいを新聞と同じようにタイトルで簡単に答えられる人。次はリードと言って3、4行で答えれる情報、詳しく知りたいてたら専門家か何かを作っていて1時間ぐらい掛けて説明していただく。こういう3つぐらいに分けてタイトルぐらいはどなたでも言えると思いますので、そんなふうに関心を持っていただくということで私もこれは案内は町中が全員が強制じゃありませんけれども、案内人になったようなつもりになるということのように、段々足広げていく必要あるだろうと思います。その地域の特性を語っていただきゃ良いわけですし、案内人で言い方が良いのかアシスタント、どんなことがありますかね。よくコンシェルジュなんていう言葉を最近ではフランス語で使う人もあります。コンシェルなんて言って略しちゃう人もありますが、何か適当な言葉でお祭りかなんかで大勢人が集まる時には腕章かなんか、あるいは着ているものを少し変えたりして案内できますとかですね、何かこう目立たないと話しかける人も聞いて良いやらどうか分かりませんので、そんなようなことを段々にすぐには無理であっても、段々そんな状態の中に持ち込んでいくのが一番の、こうなると人が来ると思いますねえ、その案内人も大勢呼んでくると思います。一つの例なんですけどこれ笑い話で、前に長野にチョイチョイ行きますが長野へ行く途中のところに川中島の古戦場の所の銅像があったり、お宮があったり、お土産がありまして、それでそこのお土産屋のおばさんにみんな分かってますけれども「武田信玄と上杉謙信どっちが勝ったんだ？」と言うと「お客さんはどちらから来ました？」と言うんだそうです。「甲州の方だ」って言う。「それは武田信玄が勝ったに」と言う。「越後のあちらの方から来た」って言う。「それは上杉謙信が勝ったんじゃないかね」と言う。ただし最後に一言「わしは見てなんだで分からなんだ」とこういうことを言ってどうれいもんにそのお店はうんと売れるんだそうですね。そのおもしろいおばさんということで。そんなようなことで事実と反しないようなことを冗談で言いながらもこれも一つの大事なコンシェルジュでないかなというふうにも思うわけで、そんなに難しく考えなんで笑い

の中にそんな案内ができればと、特にホテルとかですな地域地域の川島でしたらかやぶきの館はどういうことなのか、茅と芦と芦でふいても茅葺きだというようなことはありますので、その違いは何だろうというようなこともおもしろおかしく語れるとかいうことはうんと良いかなと思いますが、私もそんなふうに考えているところでもあります。これは最終のこう詰めてった一番理想論であります、是非その地域でやっていただけるようお願いを申し上げたいと、私も賛成であります。以上です。

○三堀（3番）

是非、観光案内のネットワークを作っていただきたく、町長は観光は光を観ると言いましたけれども、こちらからすれば来た人たちに光を見せる、辰野町の良い所を見せる観光案内ができればというふうに考えます。それではその次にこの観光についての考え方ですけれども町長いろいろ言われてる中で、観光立町それが国がマネしたとかいうようなこと言ってますけれども、実際にまだ町民の目から見て町長のどういう観光にしたいか、どのような形が観光になって現れてくるのか、観光が短期間で作り上げられるとか何でもかんでも観光になるというものではありません。慌ててつまづかないように考えていかなければなりませんけれども、町民の目に見えるものになっていくようにどうかそのへんを方向性を定めてお願いしたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。この病院問題ももう既に2人の方が言われてまたあと中村議員の方からもありますので、どうしても重複するかもしれませんが、なるべくしないようにいたします。伊那中央病院、昭和伊南病院との連携においてその機能を持つことはこれ当然です。その中で辰野病院としてどのような特徴付けを考えてるか。亜急性期だとか回復期だとか慢性期だとかいろいろそうしたことはお聞きしましたが、これだけはという診療科を何にするか、医師確保いかんでしょうけれども巨費を投じて建設する病院です。歴代の院長はじめ、医療スタッフ、行政のトップはどのような検討を加えどのような案を持っているか、既に設計段階に入ることになればその案は固まっていけないわけです。それを具体的にお示しいただきたい。

○町 長

事務長からもお答えを申し上げますが、まずはどういう方向、どういう科、こん

な特徴、全て医師次第であります。医師を潤沢に選べるようであればその特性もこちらの思いどおりいくんですが、しかし今ある今いていただける医師を中心になんとか特性を出していこうと、そうするとダブりますけれどもやっぱり「透析は辰野にこの近辺は任せとけ」「第2次医療までは任せとけ」そんなようなことが言えてくださると思います。位置付けはやはり伊北の方の基幹病院になってないとまずいだろうというふうに私も思っております。それにはまだもう少し科も必要などころもありますので、早く医師確保をしなけりゃならない。現実的に辰野病院が潤沢にお医者さんを入れ切った状態っていうと、やはり医師を減らされる前の状態ぐらいが一番辰野病院の治まりの良いところだろうと思いますから13、14人ですかね。そうするとやっぱあと4、5人はあと入れないと思っておりますあるいは行政あるいは病院の先生方考えるとこの、理想的な病院の位置付けはできないだろうと思います。しかし今はまず耐震構造にして今のスタッフとそしてお医者さん、先生方と一緒にあってまずその辰野病院をそこまで維持すること、それがまず大事な使命であるというふうに私は思っています。また事務長の方からも見解を聞いていただきたいと思っておりますけれども、そういう中で今ある中での特性も十二分に出てまいりますのでこれもしたいんだけれども、どうしてもそれができないっていう部分は止めでなくてあとで取っておいてその時もまた加えられることにして、進めていくとこういうことで現在はあります。事務長の方からもお答えいたします。

○辰野病院事務長

基本的考えは町長が申されたとおりでありますし、前回の設計と基本的な考え方は変わっていないと思っております。ただし当然ベッド数とか面積とか変わってくるわけでありまして、その中でまたより良い病院の見直しが当然出てくるものと思っております。それに加えて上伊那地域医療再生計画というのが新たに出てきましたのでその中でも、役割も当然果たしていかなければいけないと思っております。私ももちろん町長の命を受けて行動しているわけでありまして、基本的には病院を維持していくことが基本だと思っております。抽象的な言葉になってしまって大変恐縮なんですけど、きめ細かい医療の提供といいますか、例えば在宅への関わりをもう少し深めながら実際に住んでいる人たちが安心できる、安心して生活ができるその医療の提供を辰野病院がどこまで関わっていくかという方向性がこれからの辰野病院ではないかというふうに思っております。以上です。

○三堀（3番）

時代のニーズもあろうかと思いますが、できたらそのさきほど町長言われましたように13人か14人くらいの以前の姿に戻したいと、これはもう誰もがそれを願うところです。基幹病院として建設する辰野病院、その中でお産を扱うことは私は必須条件だというふうに考えます。多くの方々から電話をいただいて是非今回のその中に産婦人科を是非というようなことを新聞でも報道されましたので、多くの方から電話いただきまして「是非その方を主張して欲しい」と「実現して欲しい」という声がありました。これは複数の電話がありました。是が非でも医師確保に全能を傾注していただき、医療が整いお産ができる誰もが住んでみたい町、辰野町を実現していただきたい。前面に病院建設というものを出してきた町長、どうか中身の「造ったは良いけれども中身がない」でなくて、中身のある町民が望んでる病院にしていいただきたい。地域医療の確保充実は崇高な目標でありますし、これは実現しなければなりませんけれども30億を超えるような巨費を投ずる町としての最大規模の事業です。「現在の辰野町の財政事情からあるいは荷が勝ち過ぎているのではないかと」、「あと町の財力を低下するのではないかと」というような危惧をする声は少なくありません。町長「歯をくいしばっても」と言いますが正に病院建設は長い間町政に携わってきた町長の政治生命にかけても成功させなければいけないと思います。町会議員2期ですか、町長4期、大変長い間町の先頭に立って引っ張ってまいりました。一大居住拠点都市構想、企業立町、あるいは観光立町も大切ですが、そのバランスを取りながら「ここ一番現在は医師はおりませんけれども、将来はお産ができる病院にする」「そのための機能を持った病院を建設する」「お産ができる辰野町にする」声を大にして言っていただきたい。病院建設イコールお産ができるというところまで突っ込んでいっていただきたい。全勢力を傾けていただいて町民の希望を叶えていただきたい。その決意のほどはいかがでしょう。

○町長

産婦人科の件を必須条件としてやっていけということですから、医者が真っ先に、真っ先にと言いますか産婦人科の先生いないかということで募集はもちろんかけていきますので、産婦人科将来の時やらんということではなくて医者があり次第はやっていきたいと、そのためのスペースをどういうふうにとっておくか。最初から産婦人科のスペースとして空けておくのか、あるいは講堂にしておいて産婦人科の先生

来たらずぐにそれがお産したり分娩室になったり入院室になったりするようしておくか、病棟との関係はどうか。その時は講堂だけは別個に外に造っても良いって
というような対応とかいろんなことを考えられておりますので、今検討中であります。
確かに30億というこういう時代のえらい巨費が掛かってまいります。建物自体は
25、26億なんでしょうけども付帯の機械とか外構工事なども入れてくと、あるいは
現在のその場合には今の現在ある辰野病院を取り壊す費用、これも9,000万ぐらい
掛かりますからこういうの入れて30億ぐらいだと思いますが、31、32億ですか、30
億ですか、大変なものです。ただ比較対象を一つ一応頭の中に置いといていただき
たいんです。辰野町の下水道事業は町長3代にわたりまして250億円掛かっており
ます。返金がもう100億を切ってる、あと80億かそこらの残金になっております。
ほたる童謡公園が投入費が約20億円であります。それぞれ大変だったと思います。
今度は30億円ということで、これはほたる童謡なんかは決済が済んでるのかな？起
債でやってくと長いもんですから残ってる場合もありますが、これちょっと調べて
ありませんが、という巨費ということで大型事業っていうのはこんなものもあった
というふうに、あとは広域へ移しちゃいましたがクリーンセンター辰野などもやっ
ぱり10億単位以上は出てきていると。そんな中の30億の大変な事業だとこんなふう
に踏んでおいていただきたいと思います。ただ拠出して30億円だけポコンと出しちゃ
いますとどういうふうに、右から見ても良いんだか左から見ても良いとか分かりま
せんので、そういうことの中の辰野の流れの中の30億だというふうに位置付けて、
これはもちろん大変なことですから真剣に関わっていかなきゃならないと思います。
さて産婦人科の医師の確保であります。現在も外来で産婦人科の医師が来ておりま
して1人で外来でやっていますのでお産はせずに検診はしております。周産期にな
るとお産のできる病院の方へ全部データを付けて送ってるとこういうことはやって
おります。なお辰野病院で2人の医師で当時、2人のお医者さんで年間360人ぐら
いの赤ちゃんを取り出したお医者さんたちがいます。一人女医さん。一人は男の人。
その女医さんも今外来で、今信大にいますので信大から辰野へ1日ぐらいは来てく
れております。じゃもう一人着ければお産できるかっていうと常勤で2人いなきゃ
ダメで、常勤ということは泊まりもやるっていう意味です。それでいない時にお産、
いつ産まれるか分かりませんので、それに対応するには最低2人、理想的には3人
と言われてますが、大体辰野の場合は2人ぐらいでやりましたから2人ぐらいで

先生にご無理を言ってお願いするようになるんじゃないかと思います。ただしこれは医師不足で大都会へ集中と言ってますが、産婦人科だけは日本中で大都会でも足りません。これはなり手がないと、理由はすぐ訴えられちゃう。ということでこれはこれこそ厚生労働省があまり全て自由自由でなくて変なところ自由にして変なところ自由にしないからおかしいですが、こういうことはちゃんと規定で国家試験の何番から何番までは産婦人科って決めれば良いんです。よっぽどおかしいことじゃない限り、すぐ解消されます。そこは自由にして地域住民が本当に病院がなくて困ってお医者さんがなくてっていう地域が一杯ですよ、地域で。離島なんか診療所一人の先生だけでしょ、ということで困ってる、そっちは放りっぱなしという変な自由を進めてる国でありますので早くそれに気が付いていただいて、産婦人科医がとりあえず大都会でも満杯になるぐらいあると見込みが出てまいります。あの手この手でさきほどの話じゃないですけども、それまで待ってだと確実にですけどもそれ前にもなんとか入れるようにはお話はあちらこちらにしているところでもあります。駒ヶ根も1人産婦人科の先生が今年の今頃入ったんですかね、ただしもう約束されてまして1年間だけです。丁度1年間で今年の4月絶っっちゃいました。その時には開業するからということで駒ヶ根へ産婦人科やって駒ヶ根へ開業して、産婦人科やっていますから駒ヶ根としては同じことなんでしょうけども、病院の方も1年で開業する先生でも病院へ来てもらいたいっていう、呼び込んだぐらいですからこれは塩尻の方の関係から来られた先生ですけども、そんなような現象でとても大変なんです。しかし今言いましたように産婦人科をやりたいけれども入るまでは今のような検診体制でいって、それで辰野病院は産婦人科は未来永劫に置かないんでなくてお医者さんが見つかり次第、置いていくというふうなことで進めていきたいとこんなことでお分かりいただければとこんなふうに思います。

○三堀（3番）

医者不足の事情っていうのはここだけでなく全国的なものですので、簡単にここだけで解決するというものではありませんが、今産婦人科医が絶対量が少ないというようなこと考えますと、むしろこの時を機会に是非産婦人科を開業できるような努力を全能をあげてお願いしたい。これは私がお願いするじゃなくて町民の本当の願いです。どうかいろいろの事情があろうかと思います。しかしそれをこの際、なんとか乗り越えてやっていくと。さきほど下水道事業が250億とかあるいはほか

る童謡公園が20億というような話も出ましたけれども、下水道に250億とそれから病院の30億とはちょっと内容が違うと思います。また数年前に実質公債費比率24.2%というような時がありました。それを今では18%おそらくもう切ってると思いますがそこまで落としてきてる、その努力は評価しているものでありますけれどもなおまだ財政指標は苦しいものもあろうかと思っておりますので、改善をしてかにはなりませんがこの病院建設でもってその経済財政指標が悪くなるとは思いません。おそらくそのくらいの体力は辰野町にはあると思っております。しかし大変大きな金額を投入してやる事業でございますので、できるだけ方向を定めた時には内容を良くしそして基幹病院として恥ずかしくない診療内容を充実していただきたい。お願いいたしますして私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席1番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位7番、議席1番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（1番）

それでは町の高齢者福祉の取組みについて質問をしてみたいです。高齢者が住み慣れた地域で自由で闊達にそして自立した社会を構築するため、高齢者の社会参加の促進、介護予防の推進、介護サービスの充実など、さまざまな施策を打ち出している当町であります。今後とも積極的に取り組んでいかなければならない分野でもあります。長野県の高齢化率は全国の平均を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後とも少子化の進行と平均寿命の伸長により一層の高齢化が進むと見込まれております。独り暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加、家族の高齢化等による介護力の低下など高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しております。高齢者であり、団塊の世代を含めて積極的な社会参加と地域の担い手としての活躍が期待されております。そこで質問をしてみたいです。介護予防施設についてであります。当町においても、地域の要望に沿う形で介護予防施設が建設されまた建設中の施設もあります。今後新たに介護予防施設の建設予定はあるのか、また今後とも地域の要望にしたがい有利な方法で施設を作っていくのかをまず伺います。

○町長

それでは質問順位第7番の矢ヶ崎紀男議員の質問にまた逐次答えさせていただきます。第1番の介護予防施設についてということで、大きくは町の高齢者福祉の取

組みの中でのご質問であります。泉水、川島、あるいはまた平出旭町、ボツボツ手が着くと思いますが、渡戸、羽場の改修改修も含めてということで今やっているところではありますが、今後新たにまた要望があるのかということですが、現在は宮木の中央の介護予防センターの建設の要望が来ております。老朽化ということだそうです。なおまた宮所の介護予防センターは1階がやっぱり階段で上がった所であってちょっと下るようなふうになってて地下みたい、半地下みたいになってて駐車場がありますので、エレベーターが欲しいと。なお我々は上がった1階行くとまた上に2階があって1番下から見ると3階ぐらいの所に集会広間がありますのでそこまで上られるような3階用のエレベーターが欲しいとこんなようなことで現在希望がきてますので、どのようになるか分かりませんが鋭意努力して県、国の方へ補助をお願いしてみたいとこんなふうに現在は考えております。ですから有利なものを取るかかっていうと有利なものをできるだけ使わないと町の財政もたまったもんじゃないうことで取れるうちはそういうにしていきたいとこんなふうに現在は思っております。以上であります。

○矢ヶ崎（1番）

今新規について、それから逆にこれから伺おうと思ったその新規以外の施設についてですね、既存の建物も要するに介護予防施設として都合よく利用できるように改築も進めていく必要があるかと伺いたいと思ったんですが、今お話になられた宮所のエレベーターですかこれは今有利な方法というか、エレベーター設置ですかそういう要望が出てるということでこれは可能性は大変多いということでありましょるか。

○町 長

これは何とも言えないんですけれども、通過してみないと。できるだけ取るように頑張ってみるとのことしか、可能性っていうのなかなか出ないんですね。取れるまで頑張りたいとは思ってます。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

それでは2番目として老人福祉施設の充実について伺ってまいります。高齢者福祉の充実を重点施策にあげている当町では、本年度民間が運営する小規模特別養護老人ホームなど高齢者向けの3施設が開所予定とのことではありますが、ここで質問をさせていただきます。特別養護老人ホーム待機者の状況、これは辰野町で結構であり

ますが、についてと3施設が開所することによってどの程度改善されるのかを伺います。

○保健福祉課長

お答えをいたします。今回、3つの老人福祉施設の計画が出ておりました。今回の6月定例議会の中で補正予算ということで計上させていただいております。現在辰野町の特別養護老人ホームの待機者でございますけれども、一般が114人、認知症が36名、合計150人となっております。今回の3つの施設の建設によりましてまず宅老所でございますけれども、これは日帰りでございますので待機者についてはちょっと関係がございませんが小規模特養老人ホーム29床でございます。それと認知症グループホーム18床、合計しますと47人でございます。辰野町の現在の待機者が150名おりますので差引しますと103人の待機者ということで、パーセントで申しますと31%の減ということになります。今回の整備される予定の特別養護老人ホーム並びに認知症のグループホームにつきましては地域密着型という形でございます。地域の実情に合わせて町の裁量で整備されるものでございますので、辰野町の待機者が優先して入所できるような形になります。パンフレットの中では原則として他市町村のサービスは利用できないというふうになっておりますので、かなり47名の入所ができるというようなことで町にとっても非常に大きな待機者の減ということで、期待ができるということでございます。以上でございます。

○矢ヶ崎（1番）

それでは町の高齢化率は4月1日現在30.2%で上伊那市町村でも最も高くなっておるわけでありまして、今後とも是非民間運営者はじめ町へそういうような話があれば是非協力をお願いしたいと思います。これを要望しておきます。

それでは次の質問にまいります。荒神山公園へのアクセス道路についてであります。荒神山公園は辰野町を代表する公園であります。この中にはスポーツ施設、温泉施設、宿泊施設、美術館といったレクリエーション施設がバランスよく配慮されまさに健康増進と憩いの場所でもあります。このため町内外から多くの人々が訪れております。特に夏の間には都会からの学生が合宿に訪れるなど賑わいを増しております。また公園内のたつの海も今回のため池100選にも選ばれました。この一帯の自然環境を整備しつつ環境保全、治水利水、防災の面からも積極的に利用、活用していくことが求められております。これからは情報の発信や人々の交流の場とし

てまた広域的な観光地としても有効利用を計っていくためには、道路網の整備は重要課題でもあります。そこで質問をしてみたいです。城前橋も完成し一帯の整備も進んでおり、この地域の利便性は一段と向上しました。荒神山公園への車のスムーズな誘導を計るためにも現状道路の拡幅、これはさきほども質問に出たかと思いますが辰野中側へ計画していくことはどうかと考えますが町長の考えをまず伺いをいたします。

○町 長

今度は都市公園、荒神山についてのアクセス道路を賑やかくなってきて結構確かに入山客って言いますか、荒神山訪れる方は年々、目で分かるぐらい増えてはきていることは事実です。それに対します道路でありますがさきほどもほかの議員さんのご質問の中でお答えいたしましたけれども、城前橋が広がったぐらいでできるだけあの道路はできる所から広げてくぐらいのことはやってきますが、大々的に中学校の校舎の角を潰してなんていうわけにちょっといきませんし、困ったなあとこんなふうにも思っているところです。護岸も今話が出ましてさきほども話が出ましたけれども、天竜川左岸の護岸工事 600 t 放流に釜口水門対応のために、コニカミノルタ側より下がっているっていうことになりますので上げて、そうすると上の平らな部分が広がりますから当然これは歩くことには良いだろうと、こんなふうに思いますが車の乗り入れまではちょっと難しいかなとこんなふうに思っております。担当課長からもう少し詳しくそのへんをお話申し上げます。

○建設水道課長

ご質問の取り付けと言いますか、進入路の関係でございますけれども場所的に城前橋から沢底川に流れている沢底橋まであの間は国から借りている管理道路、要するに堤防道路でございますそれを国と管理協定を結びまして、辰野町が町道として使っているというそういう状況でございます。ですからその面も含めて拡幅改良には国との事前協議が必要でありまして、ちょっと簡単には拡幅できないような状況にはなっております。さきほど申したとおり城前付近につきましては一部拡幅改良しましてあの部分についてはよろしいんですけれども、中学校の敷地分については中学校の建て替え等の時に改良していくという考えでおります。それから沢底橋から荒神山の入り口、入り口部分につきましては一部地権者の了解を得まして広くできましたけれども、その間についても建物が連帯しておるような関係もありまし

て改良拡幅にはかなりな大きな事業費がかかる関係もありまして、次のご質問にも
ございますとおり都市計画道路との整合性等も考えまして拡幅の事業化っていうもの
を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢ヶ崎（1番）

それでは2番目の質問として今課長、都市計画道路若干あれしましたけれども、
都市計画道路等について伺ってまいりますけれども、当初計画後の状況変化やある
いは住民要望の変化等に対応できるよう必要に応じて計画の見直しを行うことによっ
て、荒神山公園へのアクセス道路の計画は可能かと思いますが、計画の見直しの見
通しは現状であるのか、あるいはそれについての考えをお伺いをしたいと思えます。

○建設水道課長

都市計画道路の今後の見直しということでございますけれども現在、城前線から
丁度荒神山の入り口に入るまで、平出の通称大幹線という平田地区の田んぼの排水
路がございますけれども、それに沿って荒神山入り口まで16m幅員の都市計画街路
が走っております。竜東線っていう都市計画街路名でありますけれども、この道が
ございましてこの道を整備すればさきほどのご質問にあるような河川端の管理道路
の加工をしないで済むわけでございますけれども、いずれにしましても街路事業に
つきましては国庫補助事業になりまして、道路新設でございますけれども現在街路
事業の設置に対する具体的な動きっていうのは辰野町、また地元にもございませ
ん。今年度長野県が都市計画道路の見直しというものを新規事業として立ち上げてご
ざいますので、辰野町も街路の見直しをしなければいけない道路、ここの道ばかりで
なくて辰野町の中にございますので、それを含めて県と一緒にやって都市計画街路
の道路の見直しをしてきたいというふうな考えております。それによりまして取り
付け道路が理想的な形あるいは位置関係、あるいは幅員はできればよろしいと考
えておりますので見直しを先進めてから、街路事業を進めていきたいというふう
に考えております。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

是非、利便性の面からも可能であれば進めていただきたいと思います。それから
じゃあ質問3番目として公園内の道路の整備について伺いますけれども、歩道等が
確保整備されていない箇所が見受けられます、現実に。また段差等もなくしバリア
フリー化も年頭に整備を進めて行く必要があると思えますけれどもこの点を伺いた

と思います。バリアフリー化を進めていくお考えはあるのかどうかを伺います。

○建設水道課長

荒神山公園の中の園内道路の整備ということだと思いますけれども、基本的には荒神山公園の中には要するに町道という道路が基本的にはあってはいけないんですけれども、荒神山公園につきましては公園に認定する前から赤羽と樋口を結ぶ幹線町道が走っている関係で、一部歩道等がある所もございますけれども傷んだ所の補修については今のところ拡幅改良等でもって改良はしておりますけれども、基本的には園内の道路には歩道は付けていかないというのが原則であります。確かに道路が傷んでいる部分もありまして段差の解消あるいは施設の入り口等へのバリアフリー化の改修については、一挙にはできませんけれども順次、予算を見ながら整備をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○矢ヶ崎（1番）

それでは3番目の質問に入ってまいります。男女共同参画社会についてであります。男女共同参画推進と環境作りについて質問をしてまいります。現代社会においては、男女の人権が尊重され性別によって制約されることなく、より自由に活発に暮らせる社会を目指していくことはごく当たり前の営みであります。しかしながら、まだ一部については十分に認識されていないことも事実であります。今後とも男女共同参画推進をより強力に推し進め男女共同参画意識を高めていくことによって、男女がともに働きやすい環境作りを推進していくことは大切な施策でもあります。課題として固定的な男女の役割分担の意識が根強く残る分野や、女性の参画が進んでいない分野も多く残っております。社会において一層女性が活躍していくためには子育てなどについて男女が共同で家族としての責任を果たすことや社会全体で支えていく仕組み作りが必要であります。平成19年度県政世論調査によりますと男女平等でないと思う分野について1番として社会通念、慣行、しきたり、2番として職場仕事かと思いますが、男女平等でないと思っているという調査結果が男女とも70%を超えております。ここで質問をしてまいります。地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策方針決定の場への女性参画などを推進して行かなければならないと思いますが、総合的な施策の推進はどのように進めていくのか、人材の育成、女性のチャレンジ支援等についてまずお伺いをいたします。

○町 長

私の一番最初の男女共同参画社会の公約の中で進めてきたものであります。おかげさまで大分浸透はいたしております、この理念は大体共通概念、こういうこと言ってもみんな「そのとおりだね」というような段階には現在入ってきておりますが、まだ実施段階において至っていないところもあつたりまだまだ走りだけで終わっているようなところがあるわけでありまして、『ホテルの里の男女共同参画プラン、第3次改定版』がこの5月に完成いたしましたので、またこの今印刷中ですからまた住民の皆さんやなんかにもダイジェスト版かなんかのような状態の中で配布できるかなと、こんなふうに思っております。更にまたこの構想は進めてまいります。現在女性の登用率目標50%と、男女ですから半々ぐらいというふうに思っているんですがあるところでは良いですが、あるところではダメとかいろいろなことが一杯ありまして図書館の協議会では50%となっておりますし、民生児童委員会では女性が多くて62.5、それから男女共同参画社会づくり、この推進員は63.6、非常に良い線をクリアーいたしております。辰野町の基本構想の審議会などは40%ということですが、ただ議員さんの数でいくと皆さんがが割り算してもらおうと分かっておりでありましてもう少し女性が入って、私が入れるわけじゃありませんので男女共同に参画に基づきますともう少し多くて良いのかな、ということでどこの市町村もそんなことを考えてるところです。農業委員さんもこのところ女性が2名ほど入って、安定を%は低いですが安定をしてきました。というようなことで各会、各層の方へもまた女性をお願いしたいと思っておりますし、辰野町もできるだけ公民館などはもう女性の公民館長さんが3代目になってきております。町の課長も女性の2代目課長が今生まれているところでありますし、これも急に不意に言ってもやはり本人のやはりやる気とかやる覚悟がないと非常に難しいこともありますので、日頃やはり意識付けの中で自分もその場になったら委員やるんだとか、ああ代表出て行って皆さんの空気を伝えることが大事だとか意見を言うとかそんな覚悟がないと、急に形だけなつてもなかなか難しいところもあるわけですね。そういう心の用意がないと委員を持ってっても受けないという形にもなっていきます。今現状はそんなところがございます。

○矢ヶ崎（1番）

今後とも是非地域組織の指導的地位への女性の参画の促進を図っていただくとい

うことと、審議会等における女性委員の登用って言うかこれからも進めていただきたいと思います。それでもう1点男女人権の尊重をどのように図っていくのかについて若干を伺いをいたしますけれども、近頃問題になっておるところの配偶者からの暴力等による保護を必要とする女性に対する支援と促進といいますか、これはどのように考えているのか。あるいは差別的な取扱いに向けた啓発活動の推進は町はどのように図っているかこの2点をお伺いをいたします。

○町 長

概要を申し上げましてあと担当課長からお答えいたしますが、家庭内暴力DV、ドメスティックバイオレンスって言うんだそうですが、これも全くないわけじゃありません。これに対しましてもやっぱり子どもに対しての虐待もありますし情報を早く掴むことっていうことですから、近所がお互いに見て連絡っていうのもなんですけれども、分かたら通報願いたいと思います。それに同じように同じようにって言いますかお医者さんなどももしそういう所でチェックで「おかしい」って思えばすぐに通報をしてくれます。それぞれによって警察だとか、病院だとか専門、保健の方だとかいろんな専門家を出してそういったことを防いでいくことを考えていきたいと思います。関係課長の方からお答えを申し上げますが。

○保健福祉課長

配偶者からの暴力等っていうことでございますが、現在は警察への通報それかあと町への相談等受けた場合にですね、県の保健福祉事務所をとおしてシェルター等への保護をしているという状況でございます。支援が必要なケースがあれば県、また警察と連携をしてスピーディに保護を行っていくわけですが、只今現在そのようなものを受けているんだけれどもどこに相談して良いか分からないっていうような実際方もいらっしゃるというようなことでございますので、やはりこの件についても広報等を充実する中で相談先等を周知をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○矢ヶ崎（1番）

それでは2番目の質問といたしまして女性も男性も仕事と子育てなど家庭生活の調和を図りながら能力を発揮して働くことのできる環境の整備を今後ともより一層進めていかなければなりません。働く者がその意欲と能力を生かして充実した生涯を送れ、また雇用の場においても男女の均等な機会と待遇の確保を計っていくこ

とは当然であります。従業員の子育て支援に取り組む企業の支援はどのようなものなのか、それから低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児、病後児保育、障害児保育など多様な保育サービスや子育て支援拠点作りなどの支援はどのように行っているのか。雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を計りつつ、今後とも進めていかなければなりません。以下2点についてお伺いをいたします。

○議長

通告にはありませんけれど答弁できますか？矢ヶ崎議員に申し上げますけれど、要旨はしっかりと質問項目書いてください。私どもは全然通告受けてありませんので、もし答弁できたらお願いします。

○教育長

只今の中でですね、このですね従業員の子育て支援に取り組む企業の支援ということがございましたがこれにつきましては町では今のところ把握をしておりませんので、対策等を立てて検討はしておりません。また次の質問のところで低年齢時保育、延長保育などのご質問がありましたが、低年齢時保育につきましては現在0歳から受け付けをしております。それから延長保育につきましても土曜日を含めて延長保育をいたしております。それから休日保育につきましてはアンケートを取ったところ非常に希望者が少ないわけでありまして、これは今のところ実施をしている状況ではありませんが、これから希望が非常に多くなってきたというような状況があればまた考えていかなければならないかと思っております。それから病児、病後児保育につきましては前回の議会でもご質問をいただきました。これから「どうにかしろよ」と検討を進めるところでございます。それから障がい児保育につきましては程度にもよりますけれども、受け入れ可能なものにつきましては受け入れておまして加配の保育士を着けながらやっているところでもあります。また学齢の子どもたちにつきましては放課後学童クラブとか放課後児童教室などを開設をして働きやすい環境を作っていこうとこんなふうを考えているところでもあります。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

どうもすみませんでした。以上終わります。

○議長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

6月9日 午後 16時 17分 延会

平成22年第4回辰野町議会定例会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年6月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕起子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第12番	宇 治 徳 庚
議席 第13番	山 岸 忠 幸

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝より大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第4回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席12番、宇治徳庚議員。

【質問順位8番、議席12番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（12番）

私は2つの分野から質問させていただきたいと思います。1つは今年もほたる祭りの時期が来ましたので来年の課題と提案について、それからもう1つは指定管理者制度の課題と提案でございます。それでは1点目のほたる祭の意義と今後のあり方・進め方についてご質問を進めさせていただきます。ほたる祭は今年で第62回を数え、歴史と住民の熱意に支えられた祭も近年、蛍の増加、観蛍客の増加で「ほたるの町たつの」の知名度は確実にアップしていると感じます。折しもこの程、第17回信毎賞にわが辰野町のホタルの復活に長年ご尽力いただいている勝野先生の受賞が決まり、心から敬意と感謝を申し上げます。さて昨年のほたる祭実行委員会のまとめを改めて確認してみました。1つは9日間の期間を通して蛍の発生数6万5,000匹は史上最高に近く観蛍客は過去最高の18万人を数えたこと。2つ、菓子店では土産用品が量的に昨年の1.5倍、売上げ・利益も20%前後アップしたこと。3つ、飲食店も売上げ・利益とも前年の10%~20%アップしたこと。4つ、宿泊施設も土日はほぼ満室状態で宿泊者は同じく昨年の20%~30%増加したこと。これらは国のETCの割引制度とホームページの活用や駐車場リアルタイム情報などの宣伝効果に加えて、天候に恵まれたことによる相乗効果の表れと分析しています。一方専門部会の反省項目の中で着目した点が3つあります。1つは観蛍客のための駐車場の確保とその管理。2つは観蛍客のフラッシュ対策と混雑の対応策。3つは町民総踊りのマンネリ化です。部分での改善は年々実施されてきていますがこれらは毎年のように挙げられている大項目です。こうした事例からほたる祭の意義と今後の進め方を私なりに考えてみました。まず身近な課題から大会長である町長にお尋ね

いたします。観望客のための駐車場ですけれども辰野病院新築移転の工事とともに収容台数 800 近い上辰野に替わる駐車場はどのように対応されるのかをお尋ねいたします。

○町 長

皆さんおはようございます。昨日に続きましての一般質問 2 日目でございます。傍聴の皆さま方も早朝からありがとうございます。それでは質問順位第 8 番の宇治徳庚議員の質問に逐次答えさせていただきたいと思っております。ほたる祭りいよいよ近くなりました。町挙げての大きな観光の目玉でもあります、このイベントも成功裡に抑えていくということで更にまた発展的な考え方も加えて進めていかなきゃならない。しかし時あたかも世界恐慌の真っ只中でありまして、住民の皆さん方に対する負担に対する問題も少し出てきているところでございます。今ご質問になりましたまず駐車場確保の問題ということでありまして、今は空き地になっております工場跡地上辰野であります、これは有効に大駐車場として約 800 台ぐらいのキャパを持った駐車場として活用されているところでありますが、今後病院建設来年度本年度の終わりぐらいから着工になるか、来年度に入ってからということでございますが逐次万端進めているところでありますので、それに対します駐車場のその分をどこへどうするかというふうなことであろうかと思っております。これに対しましてはほたる祭り実効委員会の方へうんぬんということではなくてやはり町が一応の対応をしていかなきゃならないとこんなふうに思っておりますので、考えております。とりあえずは平安という祭典場がございますのでそちらの方の予約として 100 台ぐらいは確保できるだろうと思っております。今後にあたりましてはユニバース光学さんとかコニカミノルタさんとか東小学校だとか、あるいはそれでも足りなければ荒神山、球場なども考えたり周辺駐車場を利用してシャトルバス対応もしなくてはならないのかなとこんなふうにも考えてるところであります。しかし昨日も一般質問のあと病院との定期的な、定期的って言いますかこの時期に併せた打ち合わせなどもありまして検討したところでございますけれども、病院がもし始まったとしましても建築中はどうなるか分かりませんが夜でございますし外来客、外来患者さんの駐車場は夜は減るわけでありまして。入院患者さんに対応するあるいはお見舞いに対する駐車場の確保というわけで、いずれにしても病院は一般的に昼間より夜の方が駐車場スペースが空くということは通年でありますので、この境を区切ってもう少しそこ

も利用できるかどうかという検討に現在は入っております。なんとも言えませんができるだけそんな活用も今のように 800 台全部っていうわけにも今度はいかなくわけですが平行して考えてくというふうなことを現在は考えております。以上であります。

○宇治（12番）

是非そのへんは幅広くご検討いただきたいと思いますが、ところで駐車場の件について今年の町民総踊りのバスが駐車場の確保に苦慮しているということが1つ。経費がかかること、ということからバス代を半額の補助に変えるということで、長年バス利用を前提としてきた各地区は一様に戸惑いをもってですね今年の参加の可否を検討されたことは既にご承知のことと思います。協賛金が集まらないのではという厳しい判断もあったかもしれませんが、昨年の場合でも、リーマンショック直後ということで例年より人を多く投入したこともあって、結果は400万円の予算に対して500万円強を集め例年並みまで持ち上げていること。駐車料金も100万円の増収になっていること。かたや、ほたる祭の決算で募金積立金約500万円を保有しているがこういう時に活用できないのか、ということ。更には長年変わらない町の負担金300万円の上乗せ要望など、事前検討で何とか今年は対応出来なかったものか。どこまで掘り下げて検討されたのか。私は疑問を禁じ得ません。毎年2,000名余の町民が一堂に会して祭を楽しみ、祭を盛上げ、遠い地区からも足代の心配なしに協力してきている経過を考える時、ちょっと残念でありそれ故に今年是不参加2地区があると聞きます。せめて今年はやくりして最後に全額支給できるようなことを希望したいと思うわけであります。「次年度からの実施」であれば各地区の予算化の対応の道も考えられるというふうにも思うわけであります。そこで町長にこの点についてですね、町民総踊りの意義に照らしてバス費用の扱いについてお聞き及びだと思いますが、やむを得ないとされるのか、また急な変更に対してはどのようにお考えでしょうか。

○町 長

さきほどもちょっと触れましたがこのことは辰野町で決定ということよりも、ほたる祭り実行委員会の中で決定権があり皆さんと話し合いの中で決定してきたことでもありますので、私としてこうするああするというふうな見解はなかなか打ち出せないところであります。大会長もいれば実行委員長もいると。ほたる祭り実行委員

会の中で進めてることでもあります。しかし経緯の方は私も一部心配いたしておりますので出た部会と出ない部会とあるわけですが、当然あるわけですが、イベント部会等々企画部会などでこのことは論議されてきたとこのように承知をいたしているところでもあります。一番心配されましたのはやはり住民の皆さん方、特に各戸寄付それ大きな寄付になります、企業の寄付ということでもあります。それに対しまして今年度の場合はまだリーマンショックの景気、大分回復してきたと言いますけれどもまだ底力がない、昨日もお話がありましたようにギリシャの財政赤字が暴露されたらすぐにセンシティブにいろんなところにまたすぐにマイナス、下降線を辿るような方向がすぐ出てしまう。また乗り越えるとまた次にとこんなようなことになってきまして本題のまだ回復基調に入ったというふうなことは言い切れない。しかし仕事量なんかに対しましてリーマンショック以前を100といたしますと、もう85とか90とかいうような数字もGDPの合計数値では表れてるのも現状であります。一時ショック、本当のダブルショック入った時には仕事が30%「30%っていうのは7割ぐらいなら良いんじゃないか」って言ったら「いやいや7割落って30しかない、あるいはもっとない」いろんなこともあったわけではありますが、それが少しずつ回復していくことだけは事実であります。そんなことでこのイベント部会ほかの皆さん方が心配したことは企業寄付がいただけないっていうことではないだろうが、相当ダウンされるんではないかっていう心配です。その頃このほたる祭りの実行委員会の予算などが協議されたということでもあります。かてて加えまして今年度は202回と言われる式年御柱祭がありまして、それぞれご負担があつてまた企業は企業なりにその3社にまつわるところに対してはそのようなご寄付なども協力金なども出たんではないかということで、そうなるとやはり財源の問題があつて、特にほたる祭りの総踊りに特に遠い所から来られる方に対しましての足代、あるいはまたバス代の補助などが心配されるとこんなようなことの中から半額とかいうふうな形になってきたわけでもあります。しかし皆さん方がご努力いただきまして心配した数字よりは相当までまた寄付の方も企業の皆さん方もご理解いただくということなどが出てきまして、数字としては今実績としては上がってきてつつありますので半額と言わずにもう少しまた負担ができるかなというようなこと。やはりこれは次元、次元でそういうことも実行委員会の皆さんにお話を申し上げて、実行委員会の方のまた緊急決定の中で補助金が少し上げればとこんなことも考えております。現状半額と

というような補助、昨年と比べた場合の半額であります。そういう中でほたる祭り総踊り参加はおかげさまでマイナス1連、1連の中でほかの連は同じように出ていただけるといふような状況もきておりました。大変に喜んでおるところでございます。そんな状況でありますので、もう少し寄付金なども精査すれば町として実行委員会の方へその情報を早く適切にお伝え申し上げ、実行委員長のまた裁断、イベント部会の今言いましたような決定の下でできるだけ限りの補助ができればと、こんなことを考えてるところであります。以上であります。

○宇治（12番）

今のお話をお聞きすれば大会長が飾りだということのようにも聞こえるわけですが、私もそういう多分答弁を想定したうえでちょっと次の内容を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、町民踊りに対するですね17区のアンケートでは9区が「賛成」8区が「やめるか見直す」という結果を聞きました。半分近い8区が「賛成していない」という現実はですね主催者の思惑と受ける側の住民の気持ち徐々に乖離し、時代の変化の予兆を感ずるわけでいよいよ町民総踊りはそのあり方を考える時期にあると考えます。実は昨年の横浜開港150周年記念イベントの物産展の折りですけれども、来場者81名に対するアンケートでは「ほたる祭に行ってみたいか」と聞いたところなんと95%が「行ってみたい」と答えています。そして実際に昨年ほたる祭に来た20数名の方の意見を拝見してみると、圧倒的に多いのは「ホタル自体に感動した」これは数であり乱舞であり美しい光であり癒されるということでもあります。次が「自然保護を実感した」そして「パンフレット・人情など受け入れ態勢が良い」というような順となっております。中には「毎年来ている」「5回目」「3回目」「2回目」などリピーターも多いことです。逆に要望・改善されたいこととして「駐車場の不足」「駐車料金1,000円が高い」「案内標識が不十分」「シャトルバスなどの足の確保」などをあげています。これらは実は実行委員会各専門部会でもあげられている課題と図らずも一致しているわけです。こうした意見や声を私なりに総括して次に申し上げることは、次年度以降の取組みのため提案として受け止めていただければと思うわけでありまして、1つはこの際、ほたる祭は純然たる“ホタルのための祭”とし、町民総踊りは発展的に解消する。そしてこれからも増えるであろう観望客の受け入れに万全を期し、ホタルの光を存分に安心して観てもらおう。そのための環境整備等に力を入れる。加えて駐車料金1,000円を仮に妥当

とすれば、他は 500 円とシャトルバスをセットにした新しい料金体系を整備して観
蜚客のための費用支出に充当する。もう一つの考えは、どうしても町民踊りが必要
ということであればほたる祭と分離して、全国あるいは県下各市町村のように「町
民夏祭り」としてやると。辰野町の総踊りも実際のところ近隣市町村の踊りと同じ
く自分達の踊りとして楽しみ交流することが主眼とすれば、雨の時期でなくてスカッ
と夏の時期にやれば良いというようにも思うわけであります。そこで、町長に見解
をお聞きしたいわけですが「ホテルに特化したほたる祭」と「町民総踊りを解消す
るかまたは分離して開催する」か検討してみる時期にあると考えますが、この点に
ついてはどのようにお考えでしょうか。

○町 長

このこともイベント部会あるいはまた企画部会の方で企画会議ですか、中の内容
協議されたらしいんですが、さきほどのバスの補助金の問題から発生して、じゃあ
ほたる祭りの総踊りに対してどうするのかというようなことも出て、いっそやめよ
うかどうしようかっていうことだったようですが、聞き及んでます見解はやはり止
めることもできるけれども、踊りの中止に対しては惜しむ声もあると。「やっぱり
踊りは継続」というふうな声が多かったようであります。なおまた町民が一丸となっ
てやれる行事がほかにないというようなことで、これもした方が良さだろうという
ことでこのような結果に今現状なっているところであります。今後分離して踊
りをするとか、あるいはまた廃止するとか、ホテルに特化しない踊りにするとかい
うことに対しましては是非ほたる祭り実行委員会の中のその部会などで発言をいた
だきたいと思えますし、担当に入っていなければそちらの委員の方に言っていただ
きたい。なおまたそちらの方は住民の皆さん方も一緒に入った部会であり、また一
緒になって考えてそこで決定すると、決定権のある会合でありますので私の方でこ
うするああする、止めてしまうとかいうことはなかなか言い切れないところであり
ます。感想としてのことは申し上げることもできるわけでありますので、そうはいっ
ても大会長ということでもありますから、できるだけ大勢の皆さん方がご不便が少し
でも少なく同時にまたほたる祭りの踊りに来て、ホテルを帰りに観てくという、豪
雨でも降れば別ですけどもそんなことも考えられてる方もいらっしゃるようであ
りますし、さりとて夏祭りはまたもう一つどっかで企画するということになります
とお祭りをいくつも辰野はやるようになってきますし、ほたる祭り自体がほかの市

町村のお祭りとは違うところは、高遠の桜とちょっと匹敵するところがあるんですが非常に長いお祭りであると。いろいろと各市町村のお祭りがああります。大抵1日か2日。この間ホテルの出てる限りズーッとやってなきゃいけない。やり方はまたいろんなことがあります。なお高遠は昼間、夜とありますけれども辰野の場合は夜だけというふうなホテルの発生の時間に併せた、で非常に難しさがあるものであります。これを立派にクリアに仕上げて更にまた別にやるということに対して人が実際に集まってくれるかどうか、また何の意義の総踊りであるのか、付随しているから来てくれるんじゃないかとかいろんな議論もあるわけでありまして、そのへんはまたみんなの中でお話をいただければと思います。町挙げてのお祭りである以上は住民の声を十分にそういうところで論議をしていただいで決定をしてっていただきたい。以上であります。

○宇治（12番）

実際はですね、ほたる祭については負担金を町が300万円、商工会が140万円、JAが40万円、観光協会が35万円、4者が主催者となっておりますが住民の中には商工会が主催していると思っっている方もおります。今までは私はそれでも良いというふうに思います。観光立町を標榜するという中であってですねそろそろ町が例えば負担金500万円ぐらい出しても一番肝心なのは実行委員会という話がありますけれども、200総十名集まった実行委員会の最後のセレモニーであってそこに行く過程の各専門部会を見ても、充て職が多くてですねその継続的なことについてはやはり非常に議論は難しいと思います。やはり事務局がしっかりしてないとダメだと私は思うわけです。そういうことがやはりこれから観光立町の中で町が取り込んでやるんだということも私はあって良いんじゃないかというふうにも思うわけで、他の3者は共催者というようなことで組織体制から行事内容まで、通して見直していただきたいなというふうにも思うわけであります。前年をベースに積み上げるだけでなくですね、新たな観光行政の体制もスタートしたわけですからこのタイミングで視点や目線を変えて町がリーダーシップを発揮していただく時期が来ていると思うわけでありまして。そしてほたる祭を核に例えば昆虫館にホテル館も併設するなど、昨日も各議員の方からいろいろの観光の目玉の提案もありました。町長の答弁にもありました。そういうふうなものを総合した新たな観光資源の開発や各地区の特色ある行事やそういうものを取り組んだ集約して通年観光で地域経済に寄与できる、

いわゆるハード・ソフト・資金をまとめた観光戦略の構築をぜひ期待するものであります。以上でこの項目は終わりにして次の2点目の質問に入らせていただきます。

町の指定管理者制度導入の評価とさらなる拡大についてであります。指定管理者制度は申すまでもなく「自治体が福祉増進を目的として設置した、すなわち公の施設を民間事業者・団体等を指定して管理・運営させる制度」で2003年9月から施行されています。辰野町においてもしだれ栗森林公園施設、湯にいくセンター、たつのパークホテル、かやぶきの館、更には各地区の介護予防センターなど順次拡大されてきました。このことにより民間事業者が使用料の収受などの権限を行使できることが付与されたことで、実質総合的な管理・運営も可能となりました。民間の活力を活かす良い制度であると思います。また管理者の指定にあたっては議会の議決を要することで、かたや議会の責任も重くなっています。先のパークホテルの件は選定からその管理まで年度毎のチェック・フォローによる改善のための情報収集・監査、そして頻繁なる訪問による指導の重要性など、示唆に富んだ事例として今後活かされる必要があると思います。まず町長にお尋ねいたします。これらの指定管理者制度の導入・推進を実施してみて、この制度に対する全体としての評価はいかがでしょうか。

○町長

次の質問にお答えをさせていただきます。指定管理者制度ということでありまして国の地方自治法の改正がございました。平成15年を受けまして辰野町も検討した結果、平成18年からこの制度を逐次導入をしているところであります。目的は議員のご指摘のとおりでありまして「民間の活力を活用、またサービスの質的な向上とまた一元管理による経費の節減を図ること」ということであります。現在公の施設103施設を町内で既に導入をさせていただき、それだけある中で47の施設がこの指定管理者を導入している現在、いたしているところであります。その内公募による指定管理を決定させていただいた施設は9施設と、こんなことであります。ご質問の内容はどのように評価されているかということではありますが、これはただ指定管理者に渡してそれだけでなく昨日からのご質問にも答弁させていただいてますように、町も一体化してそれに関わっているわけでありまして、このことに対しまして評価基準に基づいて委託をしている町の方が評価をさせていただいております。

評価の視点は指定管理者が提供しているサービスの効果はどうであるか。設置、さきほど言いました目的などが達成度がどうであるかということであります。平成19、20年の評価におきましては大体5段階評定の中ではCクラス、適性、Cの適性ということで約8割が減現在占めているところであります。更にまたAの方が良いとすればAに少しでも近寄れるような方向をとともに考えていかなきゃならない。いずれにしても町の皆さん方もご存知のとおり言うまでもなく、財政的な面から見れば非常に負担は町が軽減されているのはこれは現実の結果として現れたことであります。したがってこの指定者制度非常に良いことであろうというふうに思います。できるものはできるだけ国の指示にしたがって、国は各市町村がやっていると市町村の運営も大変であるだろうということが発想の原点にあるようです。大変だ大変だと言って交付金を国の方へせつつかれるので、交付金を減らしたいがためにそういうのは切り離しなさいというのは歪んだ見方だとすれば、こんな法律であったかと思いますが、しかしそれを適宜良く理解してまた良く利用するような方向で辰野町はそれを用いているというところが今現状であります。

○宇治（12番）

辰野町の場合、さきほどお話もありましたように候補団体の選定は審査委員会を設置するなど透明性は確保されているというふうに私は考えていますが、指定期間が5年ということですから、指定期間満了後も同じ団体が管理者として継続指定される保証はなく、選考に漏れるなど代わってしまうのがこの制度だと思います。その場合再び、三度、管理者はもとより職員も原則入れ代わるわけでせつかく5年蓄積したノウハウやサービスに馴染んだ客が去ってしまう。また一からスタートになってしまうというこういう心配があります。おそらくここ1、2年で町もこの課題に直面するのではないかと思うわけですが、そこで指定期間5年と事業の継続性あるいはサービスの維持確保という課題にどのように対応するか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

良ければ更に5年をまた再契約の中で延長していただければ今のような問題は解決してくださると思います。5年でもしお辞めになって次のまた募集なりまた町が引き続きやるとかいろんなことになってきます時には、それぞれの問題点が発覚している時だろうとこんなふうに思います。そのことを前もってできるだけ解決する

ようにしかしそれでもダメなような場合には、やはり代えてくよりしょうがないだろうとこんなように思いますが、担当課長の方からもこれに関しましてお答えを申し上げます。

○総務課長

この件でございますけれどもこれはさきほどの質問に関わるわけでありましてけれども、毎年この施設の所管課では評価基準を設けまして評価シートを提出をさせ、そして決算書も出していただく中でその中で評価をしてきているわけでありまして、それが5年蓄積されますと自ずから全体的な評価が出てくるわけでございます、基本的には協定書では一応3年から5年ということで辰野町の場合は5年の契約が協定が多いわけでありまして、そうしますと新規、現ということでまたそこで新たに指定管理者を募っていくということが原則とはなるわけでありまして、条例の中で特例といたしましてですね特定することもできる部分がございます。ですのでさきほど町長申し上げましたように5年間の評価をする中で否がなく、そして継続をした方が望まれるということになればですね、そのへんを活かしながら再契約というような道も一つの方法かとそんなふうに考えておりますけれども、当面はその評価をキチンとして少しでもサービスの向上、効率性、効果性というものを高めていただくと努力を担当課ではしているのが現状でございます。

○宇治（12番）

是非さきほどのような課題が上手くクリアできるような方向性で検討いただければありがたいなと思います。もう一つお聞きしたいと思っておりますけれども、現在実施している施設以外でですね、国の指定範囲から見た拡大の余地はまだあるというように思います。国が指定している範囲にですね、例えば霊園とか美術館とか図書館とかあるいは町民会館なども考えるかなあと思うんですけれども、町として今後これらを含めた適用拡大の考え方はございますか。

○町 長

今議員がご指摘のようなどころなど含めて、理論的には適用できるだろうと思われる所は、実際にそれに対しましてやってくれる所があるかどうかは別としまして可能性としては図書館とか美術館、あるいは保育園、保育園までそんな所やっている所もあるようです。町民会館、病院、福寿苑等などが考えられるということですので、やるかやらんかにつきましてははまだ検討の余地があるだろうと思っておりますが、担当課

長の方からもう少し具体的なことがあれば合わせてお答えをいたしたいと思っておりますけれど。

○総務課長

この件に関しましてはですね行革部会、毎年その協議をしているわけでありますがその一つのテーマとしてですね検討させていただきながらできる所から今進めてきているのが現実でございますして、これらについても一応議題には上がった経過がございますけれども、初期のですね行政が本来造るべくその設置目的に沿った管理ができるかどうかという判断、それから経費の節減という項目に関しまして大きな削減が期待できるかどうかというような、そういう判断をする中で現在の所で留まっているという状況でありますので、これからも更に研究を進めて先進地等も情報を受ける中でそういう方向が良しとなればもう少し拡大をしていく方向があるのかもしれませんが、現在のところは以上のところで止まっている状況でございます。

○宇治（12番）

今町長が図らずも病院というお話もありました。私も病院について考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思うわけであります。辰野病院の新築で経営改革を見越しているというふうにも聞きますけれども、両小野病院とて自助努力で経営改革を行って赤字幅の削減を実現しております。辰野病院においても今、経営計画を断行しなければ外観が変わっても中身が変わらないことには経営刷新とはいえないんじゃないかと思うわけであります。医師不足・患者離れ・赤字拡大に歯止めがかからず今や累積赤字は8億円を超え、5億円を限度という願望は崩れ、話や言葉よりも大切な実践行動が停滞しているようにも思えます。経営実態の現状を思い切ってメスを入れる方策の一つとして、有効ではないかとも考えるわけです。そこで最後に病院の責任者でもある町長にお聞きしたいと思います。公立病院等の経営効率を向上させる方策として管理委託の1つでもある「指定管理者制度を導入」する考えはありなのか、あるいはそれが難しいとすれば「病院事業管理者の設置」についてはいかがでしょうか。

○町長

さきほどの考える中にも辰野病院ということで入ってきているわけですが、この指定管理のやり方としては3つほど考えられます。地方公営企業をお願いして

やっていく方法、これは一部適用と全部適用と2通り考えられます。また地方行政の独立法人、独立行政法人とも言いますがそういう形の中で特定な場合、あるいは一般的な場合と分けて、詳しいことはちょっとここでカットいたしますけれどもその方法も考えられますしその場合、職員の身分は地方公務員のままいく方法、あるいはまた一般になりますと職員は非公務員となる形等も考えられます。もう一つはさきほどらい話がありますように指定管理者という方法、これは請け手があればなんですけれどもそういう方法の問題ではありますが、これは民間業者の管理によるものということになってまいります。ただこれはこちらで思うだけで請け手がなければできないということでもあります。したがって今やってる所もありますけれども、なかなか希望しても乗ってくれない。この病院の難しさっていうのはお分かりのとおりです。町がやっているからダメとか良いのではなくて難しいからみんなが難しい。行政でやっても難しいしまた民間でやっても難しい。したがって乗れそうな所はどっちでもできるとこういうことになりますし、乗ってもらいたい所にはあんまり集まって来ないということも現状であります。これは理由は昨日から申しているとおおり医師不足、医師不足っていうか医者の絶対数は減ったわけじゃありませんけれども、大都会集中型に現在なっているのでそこが溢れてくるのを待つ、あと4、5年の中で地方へもお医者さんが来る時にはまた元のような病院に戻るというふうに言われております。もう一つは診療報酬がドンドン削減されてきている。だから同じ医療やっても収入がドンドンと減らされているということなんです、病院の。そういう中で本当にやってくれ手があるのかどうなのか、というようなことも検討しなきゃならないということでもあります。ただ心配されるのはあまり指定管理者があつてあまりにも私的な運用をされてるとどうなるかっていいますと、簡単に言うと私立の私立病院と同じような形になっていきます。それはもう最近実に報道で何度も出ているとおおり大変なことになります。これはもう医療、住民の生命を大事にしていくというこんな根源に立っているんでなくてまず運営しなきゃいけない。赤字が出すといけない。もう私立の場合には特にそういった至上命令がありそれをバックアップするところもありませんので、それでどういうことをやっているかっていうとやはり利益追求の科目に絞ってしまう。不採算医療はやらない。利益のあるものだけにしてしまう。あるいはもう本当に辰野病院ぐらいの規模であればいろんな科で総合でなくて単科にしちゃって、単科だけは完全にお医者さんが5、6人

いれば食えますので、それで一つの単科にして第3次医療までやると。それで手術やって何かしてくと、今の厚生労働省の診療報酬基準は少しずつ単価が良くなっています。あとこうズーッと長くケアをしていくとか回復期をやるとかいう所は下がっていますのでそういうことを蹴って、今のようなことに入ってく危険性も出てくる。しかし辰野病院のあり方っていうのはやはり伊北の基幹病院であるし、できるだけまた総合的なこともお医者さんがいけばやってくし、現在も総合病院でやっています。そういうふうなことがありますからそれに沿ってくれるかどうか、もう放してしまうと向こうはもう本当にとにかく1にも2にも経営が大事になってまいりますし、立ちゆかなくなっただんじゃあ何もできないということで、それを大義名分にしてそういうふうなことも起こってくる。更にはまたテレビ報道なんか今されてて問題になっていますのは患者さんをあちらこちらに動かしちゃうんですね。雇ってもいない病名を付けられちゃう。3箇月経つと診療報酬下がっちゃいますからほかの病院と提携して患者さんを動かして入れ替える。それでまた初診から1箇月、最初から1箇月同じ病気ではいけませんからほかの病気を付けてっていうようなことで、今大問題になっていますね。それほど私立の病院やろうと思っても赤字なんです。で潰しちゃうわけにいかないって言って、苦肉の策でそういう悪いことまでせざるを得ない。そういう今厚生労働の医療に対する考え方です。結局病院を減らそうとしている。まあ言ってみりゃあそういうことです。うるさい大都会は増やしておいて、うるさくない地方の方はもう減らしていこうと、ある一定まで減らした状態、そうすれば患者さんも掛からないだろう、診療報酬が下がるだろうと、医療費が下がるだろうとこんなことを考えてる。だからこういうふうな目になっているわけでありませぬ。そんなことでありますので非常に難しさがあるということを今申し上げたわけでありまして、辰野病院のことはあまり分析しているわけじゃありませんが、それはまた辰野病院のことになればそのことでお話申し上げますけれども、今現在は経営形態をどうするかということでもあります。また病院の事務長の方からも答えさせていきますけれども、管理者だけ作れば良いという方法もこれもあります。これは確かに私ども町長が公立病院の場合は市町村長がその管理者になってますけれども、そこに毎日いるわけじゃありません。殆どいない。会合があると行く、年間で10回か15回行くぐらいでしようかね、ほかにやることが一杯ありますので。それでなんか問題が起こった時に報告がある。もう報告がある時には「分かった、じゃあ

手を打とう」と思っても決定されちゃってる。手の打ちようがないというのが現状でありますからこういう難しくなってきた時は、普段は良いんでしょうけども、責任だけ取ってれば良いんでしょうけども、普段はやっぱり問題の起こる途中からもう入り込んで解決していかないと解決しない問題もありますからそういった管理者を置く方が本当は良いだろう、あるいは町長の仕事をズーッと減らしていただいて病院の方に全体の半分ぐらいはいて良いという、こういうふうにしていただければまた違ってくると思います。ただ町長の場合は辰野病院からは無給でできるんです。管理者を置くとある一定の俸給が必要になる。ただでさえ経費節減の時に管理者置いて、それなりの報酬払ってまで効果が出るだろうか、出れば良いですね。その俸給の何倍かの方向性が探れたり、お医者さんが例えば入ってきたり、沢山入ったり、黒字経営になるとかこうなりゃいくら払っても惜しくないんでしょうが、今のままのような状態で若干の問題ぐらいのことで、若干目が通るようになったからというようにことの中で、目が通るって言っても事務長とか専門の人は役場から行ってますから目が通っているわけですから、その管理者へ直接目が入るかどうかという意味であります。そういうことの中でそれだけの俸給が払うだけの意味があるかどうか、ということは非常に心配になります。ちょっと無駄足のことでありますので病院の事務長からも見解を、お答えをしてもらいたいと思います。

○辰野病院事務長

辰野病院の改革プランの中でも経営形態の見直しについては検討する課題にはなっております。移転新築が始まりまして診療開始が始まりますのでそれらも踏まえてという条項にはなっているんですが、公営企業法の全部適用を基本にという前提ではありますけれども検討になっておりますので、検討は進めていきたいと思っております。

○宇治（12番）

給料の死角がありました。やはり給料にふさわしい人が仕事をすれば私は問題ないというふうにも思うわけでありまして。いずれにしても累積赤字も年々増大している実態に鑑みてですね、確かに指定管理者制度は「難しいな」と思いますが、事業管理者の設置は私は有効じゃないかと思うわけでありまして。近隣の市や町に見られるとおり数年前には波田病院、近いところでは昭和伊南病院が事業管理者の設置により一定以上の成果・実績を上げています。岡谷市民病院もそうになりました。全

国では既に 247 の公立病院が導入しているデータもあり、殆どが医療現場に精通したベテランの医師であります。一方では、多くの市町村は首長が今町長言われたように病院の管理者を兼任しているため、あるいは事務長はローテーションで定期異動するという実態からはですね、残念ながら「人件費の圧縮する」とか「赤字ゆえに鶏が先とか、卵が先とかテーマともいえるような全町的な送迎バスの導入」とか金の掛かる問題はどうしても二の足を踏んでしまうというようなことで、思い切った経営改革につながらないとも聞きます。そうならないためにも辰野病院については、新病院の新築立ち上げと現状改革の両面を同時にタイミング良く進めていただきたいし、待ったなしの状況にあるということをし添えて私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 5 番、中村守夫議員。

【質問順位 9 番、議席 5 番、中村 守夫 議員】

○中村（5 番）

さきに質問通告いたしました件につきまして、質問させていただきます。最初の質問で新築移転に踏み切った辰野総合病院に対する期待と要望、疑問点というタイトルでありましたが、ちょっと逸れた面もあるかもしれませんが私なりに質問してまいりたいと思います。公立病院の経営も大変苦しく医師不足や診療報酬の度重なる値下げによる赤字経営が続き、この件につきましても辰野町議会においてもその都度多くの質問や答弁が繰り返されてきております。病院の苦しい経営状態の中でさきほど申しました要因もございしますが、病院のあり方、考え方についても悪い要因があるのではないかと思います。平成 20 年 3 月にも一般質問をいたしました。聞き忘れた所もございしますので改めて質問したいと思います。これから辰野病院新築移転を実施していくわけですが、今まで以上に医師の確保と医療やそこに働く皆様の質向上が大切であるかと思えます。新しい病院を造れば医者が集まるわけではございません。その病院に病院としての魅力がなければやはり医者は来ないでしょう。その病院独自の魅力があれば研修制度がどうのこうのではなく、医者はいままで以上に集まって来るのではないのでしょうか。最近になって昭和伊南病院に 2 名、伊那中央病院には 5 名が増員になったと先日お聞きしました。研修制度の廃止により研修医が大都会へ流れて田舎にはいなくなってしまった

なんて言うてはいられませんかもしれません。探せばいるんじゃないでしょうか。現実にさきほどの2つの病院には増員の実績があるのです。優秀なるスカウトマンでも活躍しておられるのか分かりませんが、他人には分からない何かその病院独自の魅力があるのかもしれません。また患者にいたしましても具合が悪くなった時に辰野町民が具合が悪くなった時に、辰野病院を選ばずによその病院に行くのも辰野病院以上にそっちの病院に、辰野病院にはない何か魅力を感じて行くのかもしれません。また病院経営も行政主体の病院ではなく、病院現場で働いている人たちの総意で決め行政はそれを追認していくことも必要ではないかと思います。ただし医療、また働く人たちの質向上が前提でなければならないと思います。また病院内の改革につきましても現場からの声を聞き、必要とあればお金の出し惜しみはしない、そんなところに経営の健全化も付いてくるのではないのでしょうか。町長にお伺いいたします。病院のあり方、病院医療の質向上を備えた魅力ある病院づくりについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第9番の中村守夫議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。辰野病院の問題で今これから新築移転を耐震構造にするためにしていかなきゃならない、永続をしなきゃならない。大変に苦しい状況下にある。そういう中で地域医療再生計画で地域で結局、厚生労働などがみんな地方は困っているから地域で連携してやってくれという一つの方針を出されまして長野県では2つ、上小地区と上伊那がそれに入ったということで入らない所は更にまた大変なんでしょうけども、それを日本各地へやってまた国のお金を出して、辰野病院もおかげさまで新築移転にあたっては億単位の補助金をいただけるような方向で今進めているところであります。さて建物だけでも建てれば魅力になるかと言いますと、魅力で全くないことはないんですが確かにそんなものではなくて、やはり内容であろうというふうにも私も考えております。どのような魅力のある病院に構築しました今不足と言われる医者を、医師を入れていくかということでもありますけれども、魅力ある病院であればこんな苦労は日本中しないわけでありまして、それがなかなか打ち立てれない、打ち立てれないから経営も大変なことになり診療報酬も下がってしまっているし、更にまた医師不足になるということでもあります。魅力はやはり来る医者による部分も沢山あります。「じゃあこういうことやっていこう」「ああいうことやっていこ

う」と言っただって医者がいなければできない。私どもが行って代わりにやるわけに
いかないということも一つ大きな問題点があります。したがいまして医師確保をと
にかくダメで元々でドンドンにあたっていくよりしょうがないということでありま
す。ただ方向性はやはり上伊那地域医療再生計画乗って良いことと悪いこととあり
ますけれども、これは補助金とプラスアルファとして補助金とまたこのことは乗っ
て良いだろうと思われるのはやはり亜急性期などをやっていく、主にやっていく2
次を主にやる病院としての特性、またリハビリなどもやっていく、回復期をやって
いくと同時にまた絶対住民の皆さん方が遠いととっても大変なことになりますが、
透析なども一つの、これは「透析じゃなけりゃどうなんだ」言われますけれども透
析の患者さんにとってはとても大変なことでありますから、なくしてしまったらこ
れえらいことになります。週3回とか4回ですから。これは正月でもお盆でもその
日が来ればしなきゃならない。そういったことも特徴にしてですね、魅力と言いま
すか特徴にしてやっていくことであろうと思います。やはり医師流出ということに
なるとまいますと、やはり麻酔がないと手術ができないという部分も大きな手
術はありますので、そうかって麻酔医を入れれば良いでしょうけどもそれが魅力で
もって来る医者もあるかもしれませんが、じゃ麻酔医をやはり一人常駐していただ
いてそれだけの手術量があるかっていうと、隆々とやってた頃から見ましてもそれ
ほどの手術量もない。適宜ありますけれども、ということでそのことも医師の流出
につながって一つの魅力に欠ける点になるのかもしれませんが。お医者さんていう
のはやはりお金ばかりの問題でなくて自分のやりたいこと、医療を進める、そして
自分の実力を上げていく、同時に実力があれば住民の健康奉仕したいということで
適切な手術もしたいということでしょうから、そのへんがやっぱり難点になってい
く。やろうと思ってもできないこともある。しかし将来に向けてはやっていく。人
口増やすその他ということの中で産婦人科の問題もあります。辰野にいれば赤ちゃん
産めると、これもやっぱり2名の医者を確保しなきゃならない。ですからこれは医
師不足がある程度解消してきた段階でできることでありまして、今はとてもそんな
ことはなかなか声は掛けていますけれども、産婦人科だけは大都会でも不足なん
ですから日本中不足なんです。それは至難の業だと。だから止めるんでなくて医
師がまた4、5年先かもう少し先になるか産婦人科の場合はもう少し先にいくんじ
ゃないかと思いますが、国策の方へも産婦人科の医師を増やすようにまた町村会など

をとおして厚生労働あるいは国策の方をお願いをして、やった段階でできるようにまた手は打っていきたい。建物もできてないからやりませんということではなくて、その段階では対応できるような方向も考えてきたいとこういうことでもあります。したがって魅力のあるって言いましてもこれはなかなか難しいんですが、辰野町住民の皆さんにとっても魅力あるっていうことになれば近い所っていうことじゃないでしょうか、まず。近い所がないのが良いのかあるのが良いのか、ただ近くでもできることとできないことがありますからそういう中で今いるお医者さんたちも優秀なお医者さんですから、実力を発揮していただいて頑張ってやっていただく、こういふことであろうかと思えます。魅力につきましても事務長の方からもお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

病院の方向性とすれば町長の答えたとおりだと思います。事務方としましてはより患者さんに優しい、それから親しまれる病院を目指してとすることが魅力につながるんじゃないかと思っておりますので、職員にそのように研修を重ねてくつもりであります。

○中村（5番）

私も病院についての魅力と申しますが、じゃあ魅力とは何かと問われても答えることができないかと思えます。ただ研修制度の廃止で医者いなくなっちゃったとか診療報酬が値下げされてお金が入らないとか、当然そういう心配もあるかと思えますが、それと同時に当然考えておるとは思いますが病院のあり方、魅力についても検討していただきたいと思う次第でございます。また医者の確保についてご質問する予定でしたが、只今結構町長がお話されたもんでございますから質問に至るまでの私なりの意見、また状況についてをお話したいと思えます。昨日、三堀議員さんの質問に答えて町長さんがこんなことを申しておりましたが、「辰野病院にとっての理想的な医師数は減員になる前の13、14人は欲しいと思っている」「現在外来の産婦人科医が1名来ておるが診察のみです」「お産に必要な理想数は3名だが以前の実績で常勤2名は欲しい」「産婦人科の医師が見つかり次第すぐにでも産婦人科は開業したい」こんな答弁をされておりました。現在も医師不足でございますが、常駐の整形外科医、手術ができるように麻酔科医、地域住民お母様方からの要望が非常に強い産婦人科医等、まだまだ医者不足は続くかと思いま

すが、さきほど町長答弁されたみたいに十分に検討いたしまして医者確保にご努力していただきたいと思っております。次に平成20年3月の一般質問で新しい提案として「受け止めおく」という回答でした。新築移転も決まり新しく改革も必要となつてまいります。新築にあたり「受け止めおく」だけでなく今後是非検討していただき、検討していただきたくて再度質問いたします。さきほどの宇治議員と一部ダブルかもしれませんが、今ここで考えて抜いていきますと混乱いたしますので、予定どおり進めてまいりたいと思います。新病院が開業いたしますと開設いたしますと100床に減少したベッド数で対応しなければなりません。病院全体で考え各診療科ごとの縦割りを排除したら、空きベッドが有効利用され診療科毎の過不足が減少するとともに、病床利用率も上昇すると思います。このベッド数はうちの科の数だからよそへは渡さないとか、そういうことではなく病院全体で考えていけば十分利用率も上がっていくんじゃないかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町 長

今回100床というようなことで提案を申し上げていきたいと思っているのは、中村議員の今ご指摘のとおりだと思います。現在130床というふうな、以前はですね3、4年前はそういうことでありました。しかしこれ産婦人科が入ってきますとまた増床しなきゃいけないのかなというふうにも、また今考慮中ではあります。しかし産婦人科がない今の現状の場合ではその100床を有効にということ、「何科のベッド、何科のベッドと何科の方が今少ないからって言ってそこ空きっぱなしでなくて、逆にほかの科の方で入院患者さんが増えてくればそこを流用せよ」というようなお話だと思います。フレキシブルに対応できるような当然そういったことも私どもは考えるわけですが、医療法の方も多分大丈夫だと思いますがまた事務長の方からもお答えいたしますが、そういった意味で有効に施設を利用して持てる能力をフルに発揮して、そしてまた来ていただく医師をできるだけ増やすように努力をして、そしてまた元のような病院に持っていくとこういうふうな方向だろうと思いますので、誠に賛成なことでありますしそのように努力をしてかなきゃならない、こんなふうに思います。病院の事務長の方からそのフレキシブル性につきましてもお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

現在も3階病棟、4階病棟あるわけでありましてけれども概ね3階が外科系、それから4階が内科系ということは決めているんですが、全病院1看護単位という発想で内科の患者さんも3階の方で受けておりますので、引き続き新病院につきましてもそういう対応を取っていきたいと思います。特に新病院につきましては病床数も減ってくるわけでありまして、ある程度のブースは決めますけれども全科一つの病棟という形でやっていきたいと思っております。

○中村（5番）

次にまいりたいと思います。病院内での経営者、はっきり申し上げれば院長さんかもしれませんが、医者としての専門分野はお得意ではありますが病院内全体の細部まで把握は忙しくてできないかもしれません。各科の裏まで覗いて病院全体を把握し、改善していくそこまでは管理職、管理者というものはちょっとやりきれないかもしれません。多くの診療科を回って病院内の細部まで把握できるような看護師を仮に管理職として、例えば院長の下に置いて病院内を視察して動き病院内全体の声を聞き、細部を見回っていけばちょっとうるさ煙たがられるかもしれませんが、病院内の全体の雰囲気意識が変わり、また時々の場合等を開催すれば各自が知恵を出し合って改革意識、病院全体の質を向上しようという気持ちが盛り上がってくるんじゃないかと思えます。看護師、管理職までしなくても1名程度病院内全体の管理等をしていく人がおれば多少なりとも病院内が良くなっていくんじゃないかと思えますが、そんなような人を置いて病院内の意識改革を図っていくような考えはございませんでしょうか、お聞きいたします。

○辰野病院事務長

現状であります、病院の中は各委員会で病院内のことは検討しております。感染対策委員会、医療機器の安全委員会、それから医療事故の防止委員会等々あるわけでありまして各部署から代表を得て検討をしているところであります。それから医療安全管理者として看護師の資格を持っているものであります、専任の職員配置して全体を見回すような体制は取っております。ただ経営部門につきまして独自のものはおりませんけれども、これも経営機能委員会等で各部署の連携を取りながら検討をしているところでありますので、充実強化を図っていきたいと思っております。

○中村（5番）

是非ご検討いただきたく思います。次でございますが、急患の受け入れ体制、辰野病院の急患の受け入れ体制でございますが、私も一般質問の2番目に取り上げて私自身の体験を私ごとで大変恐縮でございますが、話をしながら質問する予定でございました。当然、原稿もそうでございますが具体的な固有名詞は出すべきではないと感じております。原稿にも隣町の去る病院とか、近隣の病院と書いてあります。しかるに私も笑われるかもしれませんが気が小さくあがり症でございますので、うっかりと公の場で実名を言ってしまうかもしれません。また辰野病院ではこういった急患の受け入れにつきまして、十分な間違いのない対応をされておられるかと思っておりますので、この質問は取り止めさせていただきますのでご了承願います。

次に医師、看護婦の確保でございますが医師につきましてはさきほどある程度話がございますので省略いたしますが、現在辰野病院、看護師さんは充足されているでしょうか不足しているでしょうかお聞きいたします。

○町 長

細部にわたりましては事務長からお答え申し上げますが、私全体的な把握としては現状では足りてるといふふうに聞いてます。ただこれが医師によりまして医師が入ればすぐ不足しますので入れなきゃいけない。逆に流出されれば逆にそこが余りますのでどういうふうにするのかと、あるいはまた医療の編成組み替えなどでどのようにしていくかというようなことで、若干の難しさもあるわけですが事務長の方から合わせてお答えいたします。

○辰野病院事務長

実際の看護をしている現場の者たちにすると「手はいくらでも欲しい」という要望あるんですが、いわゆる施設基準上における看護師の不足は現在ございません。

○中村（5番）

最近では医者も少なくなっておりますので、看護師さんもそうは余分には必要ないと思います。またちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、申しわけございません。この先新築移転をいたしまして新しい病院を造りさきほど申し上げたように例えば13、14名のお医者さんが増えてまいりますれば当然看護師が足りなくなってくるかと思っております。急に各看護師学校の新卒者をあてにして例えば来年の卒業生を急に10人募集したいとかそういうことを考えても急には集まらないかと思っております。

私といたしましては町外で看護師を辞め、辰野町に帰って来た人とか、町外で看護師をしていて辰野町へお嫁に来た経験者ですとか、結婚等のために退職し看護婦を辞めましたが一応子育てが終わりましたので再度看護師として勤めたい、そんなような人たちが大勢、私も調べたわけではございませんのである程度はおるかと思いますが、当然辰野町でも新卒ばかり採用しているわけではなくそういう人たちも採用しているかと思えます。そういう人たちを24年度開業に向けて今からではちょっと早いかもしれませんが、近い将来声を掛けて予約と申しますか採用していくご意思はあるでしょうか、お聞きします。

○町 長

当然、元のような辰野病院に戻してくつもりでいますので、それに応じては看護師さんの数は今の現状では少ない、今の医師に合ったぐらいということでありますから増やしていかなきゃなりません。そういう時に有資格者でありますから新卒が特に若い方が人件費的な面もありまして全部こうお年寄りになってしまうと、高齢、高齢って言いますか年配になってしまうと非常に給料が嵩むというようなことの中でバランス良く若い方も含めて更に、今おっしゃられますように一旦辞めてセミリタイアしている方もまたその後また復帰できるっていう方があればということで、声は掛けてチェックはしていかなきゃならないというふうに思っております。なお、町内にお生まれになりましてよそで立派に活躍されてる看護師さん方も皆さん方の身内でいらっしゃれば是非、辰野町も歓迎いたしますのでご紹介いただければありがたいとこんなふうにも思うわけであります。特に看護師さんの場合は何科の看護師っというふうに決定されておられませんので、どこの科でも該当できるように動かれる能力を持っているわけでありますから、是非一つそのようなことをお働き掛けをお互いにいただきたいとこんなふうに思います。付け加えがあれば事務長の方から。

(な し)

○中村（5番）

残念ながら私の娘は辰野へ帰ってくるつもりはございませんので、無理でございますが私の親戚にも知り合いにも2、3そういう方がおりますので今後心がけておきたいと思えます。次でございますが、設計委託料についてと書きましたが関連してるかもしれませんが少し離れるかもしれませんが質問したいと思えます。先月末

新築病院の設計委託の入札があり、金額、業者が決まったようでございます。その時でしたか別の時でしたかちょっと私分かりませんが、病院の内容を検討いたします建設委員会の席上で、4年ほど前に病院建設の設計について委員から「その設計については活かすのかどうか」との質問に町長は「それを土台にしたい」とお答えしたように新聞に出ておりました。どのようにして土台にするのかお聞きいたします。

○町長

事務長の方からお答えを申し上げたいと思いますが、基本的な私の見解につきましての答えを申し上げたいと思いますが、19年に新築移転の設計をしていよいよ入札発注という以前まで持ち込んでありますので、相当細部に至るまで図面などもできているわけでありまして。ただその後耐震構造につきましてまた構造計算などの認定の仕方が変わったので全部やり直しということにもなっていました。同時にまたさきほどからご指摘のようにベッド数の縮小も出てまいりましたので、もう一度その点は作り直しになっていくわけでありまして、いずれにしましても基本ベースは同じことが良いだろうということで、前回のものを叩き台にしてその上に新たな要因を付けてそして縮小するところは縮小し、また活かせるところは活かすというの意味であります。事務長の方から詳しくご説明を申し上げます。

○辰野病院事務長

具体的に前回の設計をどう活かすかということではありますが、指名競争入札の時にお渡しします設計業務仕様書というのがあるんですが、その中に今回の入札に関しては落札者には前回の設計図の貸与などを業務仕様書に盛り込みました。それ全部貸し出すことによって前回の計画を参考にさせていただくという形態を取っております。

○中村（5番）

4年前6,000数百万という多額な設計料が掛かっておりますので、無駄にしないように是非土台に採用して検討していただきたいと思います。次にまいります。病院の食事についてでございますが、どこでも大概「美味しくない」と言われるのが現状ではないかと思っております。私も何年前に、相当前にもう辰野病院に2度程入院した経験がございますがご飯もみそ汁も冷たくて、それなりの食事でございます。先月縁があったということとはございませんが、去る近隣の病院へ2週間程入院

いたしましたが最初の4、5日は気持ち悪くてこんな味もそっけもないまずいご飯何で出すんだと思っておりましたら、点滴も取れまして酸素吸入も取れましてある程度元の身体に戻ってきた時に「何て温かいご飯だ、温かいみそ汁だ、美味しいおかずだ」というふうに感じて食べました。あまりの美味しさにご飯が少ない時は増やしてくれとお願いいたしましたところ、増えたか増えてないのかわかりませんが担当者に言わせれば増やしたそうでございます。私は当時1,600カロリーしか摂らないような食事でしたが1,700カロリーと書いてございました。担当の看護婦さんにお聞きしましたところご飯の量を20g増やしたけれどご飯は足りてますかと聞かれました。20g程度ではどこへ入ったかわかりません。最近、多くの病院でも入院患者に温かい食事を食べさせるように、と頑張っておられるようでございます。最近辰野病院へ入院したことございませんので私わかりませんが、当然辰野病院も考えておるとは思いますが、入院患者の食事につきましてどのように考えて提供しているのかお聞きしたいと思っておりますのでお願いします。

○町 長

いろんな体験の中で参考になるお話をいただきまして、勉強をこれから辰野病院をしてかなきゃならないというところもあるんじゃないかと思われま。ただ患者さんの特性によってやっぱり食事も加療、医療の中の一つに入っておりますので下手したら辰野病院に入院された時は中村町議の場合は温かいもの食べちゃいけない病気だったから、そんなことはないと思っておりますがあるいはまた特別に20g増やすとか減らせるとかいうのはどうも特別な人に与えたことなのか、特に胃腸疾患なんかの場合には限定もあるわけですし、患者が増やせって言ってもダメだとかいろんなこともあるんじゃないかと思っておりますが、できるだけ満足いくような方向は考えていきたいというふうに指示はしたいと思っております。ただ具体的な例に関しましては事務長の方から少しお答えをいただきたいと思っております。

○辰野病院事務長

患者さん対応の食事を例えば刻み食出すとか、3分がゆ出すとかそれはもちろんのことですけれども、そのほかに嗜好調査を栄養士が病棟に出向いておりました患者さんの意向も若干毎日の食事の中に反映できないかという、そういう努力はしております。辰野病院では基本的には朝食8時、それからお昼が12時、夕食18時を基本に保温、保冷の配膳車を使っておりますのでほっかほっかのご飯の提供とい

うのは無理かもしれませんが、一応その冷たいご飯は出さないようにということで努力はしております。それと目で見る食事の楽しさということで月2回なんですが行事食という食事を提供しております、これはかなり患者さんの方からも好評を得ております。以上です。

○中村（5番）

先日の経験した中でございまして3、4日から1週間ぐらいの期間で食事が2種類ございまして和食にするか準洋式にするかというような要望がありまして食べたい方へ丸をしておきますとそういうものを用意してくれましたが、そんなようなことは辰野病院ではどうしておりますでしょうか。

○辰野病院事務長

そのメニューの選択できる病院もあるわけではありますが、大変残念なんです。辰野病院まだそこまではいっておりませんので、なるべく患者さんの意向に添ったということで、ただパンが嫌いな方はご飯にするとかご飯ではなくてパン、そのような対応だけはしております。

○中村（5番）

確かに病状によっては食事制限また内容の規制等あるかと思いますが、私の場合は幸いというか不幸というか脳疾患でございましたので胃の方はいたって丈夫でございました。ご飯の方はしっかり食べれた感じがいたします。

次の質問に移りたいと思いますが、時間も迫っておりますので今日は介護予防センターについて施設に対する町民の誤解ということで、町民が町の人たちが間違った知識を持っているというか、間違ったことを考えておるというか、おりまして私に介護予防センターについていろいろ誤解していること、おかしなことを話す方が何人かおりましたので時間ありませんので質問につきましては次回にまた次の機会に延ばしたいと思いますが、町の人たちが誤解しているというか間違っている考え方というか、していることにつきまして私が耳にしたことにつきまして報告して私の一般質問を終わらせるようにしたいと思います。私の聞いた中では「地元では介護予防センターなんて欲しくないのに町は金がないと言っても1棟あたり3,000万も出して勝手に建設している」「町が勝手に造った」「地元でも殆ど使っていない」「介護にも使っていない、利用価値のない無駄なものである」「箱物行政、箱物町長の象徴ではないか」また金銭的な面におきましては「役場職員を1名常駐させ事

務をさせ、その経費は地元負担をさせている」「当然日常の経費につきましても地元負担をさせている」まだほかに聞いたことがあるかもしれませんが、ちょっと思い出せませんがこんなようなことをお聞きいたしました。くれぐれも断っておきませんが私が言ったことではありません。私が聞いたこととございます。介護予防センター建設の説明不足からかこういった誤解が非常にあるかと思えます。このへんの誤解や説明不足を今後十分して対処していただきたいと思います。質問はお願いだけにいたしまして、質問は次に回しまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

答弁があります。ちょっとお待ちください。

○町 長

答弁は必要ないようではありますが、今のことを言っていただくということに対しますと、これは住民の皆さんに新たにまた誤解を生む可能性がありますのでご指摘のとおりでありますので、簡単にお答を申し上げたいと思います。町は介護予防センター各地に建てておりますが勝手に建てているわけではなくて、強い各地の要望によって国の100%事業、町のできるだけこういう財政不足でありますので、補助金を導入してしかも有利な100%事業などを導入してやっているわけであります。新たに介護予防としてコロンと造ったものは少なく、殆どが公民館の建て替えなどがあります。したがってできあがったものは公民館機能と介護予防センターを抱き合わせた機能にして多機能ができるようになってきております。事務職員を配置していることは一切ありません。また事務職員の経費を地元を持っていただくというようなこともありません。そういうこととございますのでお願いしたいと思います。住民の利用度はまたちょっとどうしても課長の方から簡単にお答え申し上げますけれども、相当の利用度がありますのでそういった形の中でみんなが欲しくて使っているもの、その方言った方がたまたまそうじゃない、あるいは検討してない、調べてないような言い方だと思いますが、下手すると悪口のための悪口かもしれませんがしかしそういったことが一人歩きする可能性がありますので是非、せつかくのあれですとお答えをさせていただいているわけではありますが、こういったことに対しまして住民要望が強く住民が使っている、実際に行くものを箱物とは言いません。箱物っていうものは無用の長物、いらぬもの、あるいはお金を特別掛けすぎ

たもの、そういったものを箱物を象徴って言うんでありまして一時箱物、箱物って言って行政非難をした時期があったんですがそれがまだ名残として残っているんじゃないのかなと思いますが、必要なもので要望の強いもの。これはやらんわけに行政とはいきません。必要なものを造るのが箱物行政とはいきません。ということでお願いをしたいと思います。利用度につきましてだけちょっと担当課長の方から説明させていただきます。現在の介護予防センター造ったものにつきましてであります。

○保健福祉課長

各施設の利用度について説明をさせていただきます。平成20年度までに建設されました各地区、7施設でございますけれども北大出、沢底、樋口、今村、唐木沢、神戸、赤羽とこの7つの施設について21年度の利用数でございますけれども、のべ人数で9,950人、月平気で829人となっております。7施設で割りかえますと1施設あたり1,421人、月あたり118人が利用しているということになります。内容もちょっと見させていただいたんですが、介護予防事業をはじめまして老人クラブそれから大正琴だとかちぎり絵、絵手紙など高齢者の方が多く利用されておりました、目的にあった利用がされているという認識を持っております。以上でございます。

○中村（5番）

ちょっと一言だけ、私もこういうことを言われますとさきほど町長言われたように私なりに説明はしております。皆様ももしそういうこと言われた場合には正しい知識を説明して、入れ込んでやっていただきたいと思います。終わります。

○議 長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時45分といたします。

休憩開始 11時 31分

再開時間 11時 45分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席10番、成瀬恵津子議員。

【質問順位10番、議席10番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（10番）

僅か8箇月で鳩山政権が崩壊となり、新内閣がスタートいたしました。政治は混乱の度合いを深め国民は政治不信の様相を呈し、私たちのこれからの生活はますます不安が募る一方ですが、辰野町の皆様が少しでも安心して暮らせることを願いな

から質問に入ります。それでは通告にしたがいまして2項目について質問いたします。まず1項目目に乳幼児が発症する細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、また年間約1万5,000が発症し、約3,500人が亡くなっている子宮頸がんのワクチン接種の公費助成について質問いたします。細菌性髄膜炎とは、ヒブや肺炎球菌などの細菌が引き起こす髄膜炎で、ヒブによる細菌性髄膜炎は全国で年間約1,000人の子どもたちが発症しております。その殆どが生後3箇月から5歳までの乳幼児ですが、この病気はかぜに似た症状で症状や徴候から診断が非常に難しく小児科医がもっとも恐れる病気であります。細菌性髄膜炎を発症すると約25%に知的障害や運動障害、聴力障害などの後遺症が残り、約5%の乳幼児が死亡する深刻な病気であります。細菌性髄膜炎を引き起こす原因の6割がヒブで2割が肺炎球菌であります。このような非常に恐ろしい菌から子どもたちの命を守るには、早急な対策が必要であります。つい最近新聞に載っていましたが「ヒブワクチンの定期接種を望む」ということが記事に載っておりました。この方は当時11箇月の次男に突然40度の発熱がズーッと続いたそうであります。医者に掛かっても原因不明、ということでありました。4日目に髄液検査をするとヒブ髄膜炎と診断され「死をも覚悟してください、もし免れても障がいの後遺症が残る可能性が高い」と医者に言われたそうであります。日本ではこの3箇月前からヒブワクチンの任意接種が始まって問い合わせをしましたが供給が追いつかず、何箇月も待つ状態だったそうであります。幸いにこの方は本当に苛酷な治療を赤ちゃんでありながら苛酷な治療を受けながら、幸いにも本当に2週間の闘病生活で奇跡的に救われたという記事が載っておりました。それでは質問に入ります。この病気の一歩の予防策はワクチン接種であります。しかし日本ではまだ「任意接種」となっています。主要先進7箇国において、世界保健機関が強く推奨しているワクチンの接種の状況はほとんどの国が定期接種となっておりますが、日本ではヒブ、肺炎球菌など10種類以上の重要なワクチンが「任意接種」のままです。この重要なワクチン接種を親の任意に任せて良いものかととても不安を覚えますが、町長はこのことに対して任意接種になっていることをどうお考えになるかお聞きいたします。

○町 長

それでは質問順位10番の成瀬恵津子議員の質問に答えてまいりたいと思います。ヒブワクチンの接種でありますけれども、これも罹ると大変なことであります。

早くこれを国の方が認可していただいて同時にまた国策として、取り上げていかなきゃならない問題だろうというふうに今思っております。よその国は確かにこういったことはもう当たり前接種を国策としてやってる問題であろうかと思えます。一つの国が全体の中でこうやって遅れてますと、そちらの方でまたヒブ自体の細菌と言いますかそういったものが生産されてしまう、逆にそういう所から交流が世界中今ボーダーレスで交流できますので細菌を運んでしまう、細菌の生産国と細菌の輸出国というような形にも取られがちであろうというふうにも思えます。早くこれをとりあえず任意接種までもってきたもんですから、それを更にまた本当にごく僅かの人しかやりません、やらんような形態でありますので高い、高いからできない。だから高いということでもありますから、やはり国策でやればもう少し安くもなってくでししょうし、補助金なども本当は出さなければならないというふうに思えます。これは少し遅れてる理由ということなんですけども、こうばっかじゃなくて日本の場合はいろんなワクチンほかのそういった免疫接種と言いますか予防接種自体が非常に遅れている国だということでも有名になってきて、今取り上げられてるところであります。この2007年の時点、今から3年ほど前ではありますが東アジアで有料でも良いから接種をしたい、できる。しかし有料でもできないという国は日本と北朝鮮しかなかったということでもあります。ここへきてようやく厚生労働が認めて任意接種が認可されたということでもありますから、今北朝鮮がどうなっているか分かりませんが、大変に予防接種後進国の汚名を今現在は世界中から指摘されているところであろうとこんなように思えます。これ例えば麻しんのワクチンにしましても世界で当たり前になってきておりますが、日本の場合にはようやく導入されたのが2006年からと、今から4年ほど前からようやくということになってきております。この原因がいろんなことを言われておりますけれども、厚生労働の担当が2年ぐらいいでもってキャリアが入れ代わりますので、また1からやり直し、また2年経つと1からやり直しというようなことで担当官のやはり据え代えが原因になってくるということも言われてる節もあります。しかし一番この裏で大きな問題として考えてかなきゃならないのはこういったワクチンとかそういったものも、100%本当の完璧、完璧でなくてそれによるまた事故が起こることもあります。そのことに対して日本の場合には裁判掛けられると必ず国が負けるということでも多大な出費があると。これを恐れてなかなか認可してないという原因が影ではありそうであります。

しかしもう世界で認められて日本が後進国って言われてる汚名を着るような状態までこんなことをしてたんじゃダメでありますので、あくまでこれは国策でありますから超党派的にこのことは私どもも町村会をとおして、皆さん方も是非議会をとおして国の方へも要望して任意でなくて、これはもう国の方の国策としてやってもらおうような段階にお願いをドンドンしていくべきであろうというふうに思います。おかげさまで世界の中でのそういった汚名がドンドン着せられて、国民の皆さん方がお互いに我々も分かりつつあるところでありますので、これに対しては必ず手を打ってくれるだろうとこんなふうにも考えております。日本で任意に対してこんなことでどうなのかっていうことに対しましてのお答えにさせていただきます。

○成瀬（10番）

さきほど町長の答弁の中でもありましたが、日本は本当にワクチンに対してかなり遅れている気がします。本当に国の方へ強く働きをしていくことが本当に大事ではないかと考えます。2番目の質問に入りますがさきほども言いましたが、この細菌性髄膜炎の対策としましては本当にワクチン接種が一番効果があります。現在ヒブワクチンは保険が利かない任意接種のため1回につき8,000円、これ1回だけでは効果がないということでありまして、4回の接種で3万2,000円とワクチン効果が本当に高額のため接種をしたくてもできず、ためらってしまうのが現状であります。「重い病気から本当に子どもを守りたくても、ワクチン接種が高額のため受けられない」という声もお聞きいたします。本当にその現状をこの高額のために受けたくても受けられないそういう現状を町長はどうお考えになるかお聞きいたします。

○町 長

現状でありますのでさきほどのように早く国策に持ち込むこと。そうしないと公正公平なワクチン接種ができないだろうとまずは思います。当面どうしてもっていう方はやはり気が付いて国民の中でも始まったようではありますが、やはりどうしても4回ほどやらなきゃいけないですから非常に高上がりになる。なんとか節約しても家庭でお金を捻出してやるよりしょうがないとこでありますけれども、このことに対しまして若干ほかの市町村でも取り急ぎ初めた所も若干はあるようであります。補助金としてやっているようではありますが、県下では9市町村が若干の助成を出してやるようになってきたというんですが、しかしこれじゃ追いつかないというふうにも思いますし、高いし大変だからっていうとそれを市町村の方へ押しつけられま

すともっと大変になるというふうなことであります。全子どもに対してということですから、本当に大きなお金になってまいりますし、なかなか町もそういうところに踏み切れないのが現状であります。いずれにしましてもこれ4月から厚生労働省がもう検討会に入るようでありますので、そこへぶつけて早く国策としてやって欲しいなとこんなふうにも思うところであります。既に検討会は始まっているという情報が入っております。以上であります。

○成瀬（10番）

本当に公費負担となると非常にお金は掛かりますが、本当にこの大変な病気から子どもを命を守るということに考えますと、高いお金が掛かるだの何だのと言っている場合ではないと思います。本当にお金がないっていうことを町長の口からよくお聞きする言葉であります。やはり子どもたちの本当にこれからの子どもたちの命を守るためには多少本当にお金が掛かる高いワクチンですが、何とか町で自治体でもこのワクチン接種の公費負担を考えてってもらえたらと思います。3番目の質問に入りますが、3月にも1度私質問させてもらいましたが、この子宮頸がんについてこの3月議会で予防ワクチンの公費助成の要望をいたしました。再度要望いたします。ワクチン接種と定期検診で唯一予防できるがんが子宮頸がんであります。中学生にこのワクチン接種をした場合、がんの発生者数、死亡者数とともに約73%も減らすことができます。全国ではヒブ、肺炎球菌、また子宮頸がんのワクチンの公費助成を実施する自治体が非常に増えてきております。安心と安全の子育てのできる環境づくりの一環として、また女性に最も多いこの子宮頸がんから命を守るために是非公費助成の早急な実施をすべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町長

肺炎球菌による肺炎のワクチン、そしてまた子宮頸がんのワクチン、さきほどのヒブ、相合わせて同じように今私も言ったつもりであります。厚生労働の動向をまず見させていただきたいと、こんなふうにも考えているところであります。担当課長の方から考えがあればお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

子宮頸がんのワクチンでございますけれども、これはこちらの対象者が大体11歳から14歳というようなことでワクチン接種が非常に効果があるということで、効果の

持続は20年というふうなふうに言われております。こちらの方もですね3回ほど打たなければいけないというようなことで、一人あたりの負担が大体5万から6万掛かるということで、ちょっとこちらの方でどのくらい11歳から14歳の子どもさん、女性の方ですがいらっしゃるかという計算をしましたら約404人っていうんでございます。それに大体5万円ということでございまして、こちらの方についてはまだ助成をしている自治体がまだ比較的ちょっと少ないと思いますが、ワクチン接種と同時にその年代の性教育、それから注射をワクチン接種したあとの今度は子宮頸がんの検診、こういうものが合わさってですね子宮頸がんになる人の抑制ができるというようなことで、ただワクチン接種だけっていうものではなくて、こちらの方はそういう要素を合わせて実施をしていかなきゃいけないな、こういうことで認識をしております。

○成瀬（10番）

お金が掛かるって今も課長の中で本当に一人5万から6万、辰野町で404人ですかね、本当にお金の掛かることですが、この本当に一人5万から6万掛かるためにこのワクチンをやりたくてもできないっていう方がいるんです。ワクチンを受けとけば本当に100%とは言いませんけど、かなり子宮頸がんに罹る率が非常に少なくなるわけでありまして。本当にでもこの一人5万から6万掛かるというためにこのワクチンをためらってしまう方がいるわけでありまして。本当このワクチンだけじゃなくて定期検診も本当に必要でありまして、対象者の年齢が関係ありますが無料の定期検診も辰野町でも今年度もやっていただけるということでありまして、是非この無料定期検診と合わせて本当に一人5万から6万掛かってしまうというこのことに対して町でも本当に補助の考えをしていただけたらと思います。しつこいようですが再度、町長の答弁、再度町長の答弁お願いいたします。

○町長

再度答弁同じであります。5万8万ですから大勢が打てばこれも安くなるということはさきほど言ったとおりです。少ないし高いからやらない、やらないから高いということでありまして、しかも当面はこういった高い金額をもし補助するならばるんでしょうけども、とても市町村だけでは辰野町の場合やりきれぬものでありません。したがってさきほどの国策にさせていただいて国が何分の1、県が何分の1、町が何分の1こんなようなことを早く立脚させないと追いつかない話だろうと

こんなふうに思います。5万8万で掛かるのに例えば町が3,000円とか1,000円の補助だったらこれ追っつかないだろうと思いますし、逆にそれはあまり功を成さないだろうとこんなふうにも思っております。うんとこ早く議員のおっしゃるとおりでありますので、日本の遅れを取り戻すとともに国策としてなおまたこれは私の感想ですから、たまたま子ども手当とかいろんなものが出てるんだそうですのでそういったものも一部流用する手もあるのではないだろうかと。それをやれということではありません。目的も違うでしょうけども。各家庭にとってはそういったものが予定外にも入るわけでありますので、そういった流用もしていただくとありがたいのかなとちょっとそんなことを感想的に思うだけであります。それを必ずやれということじゃありません。そんなことの中で早く皆さんと一緒に国の方を動かして、官僚の天下り先ぐらドンドン切っていただいてこの間も出てくるでしょうから、国策としてやらなければ世界の笑いものになっちゃうなということもよく分かっております。検討はさせていただきたいというふうに思います。

○成瀬（10番）

近隣市町村でも公費助成のワクチン接種を進める計画のあるところがあります。そういうところをまたお聞きしたりしてどのようにそういう所は始めるのか聞いていただきながら、是非辰野町でも早急にこのワクチン接種をやっていただけたらと思います。最後にまだまだ若いお母さんの中にもこのこの細菌性髄膜炎、このヒブ菌のことについて認識不足の面があるようであります。定期検診の時など本当に意識啓発とワクチン接種の普及促進をやっていくことが大切だと思いますので是非辰野町でも考えていただけたらと思います。

2項目に入ります。町内商店街活性化に向けての取組みについて質問いたします。辰野町の駅前から宮木に至る商店街の現状を俯瞰（ふかん）しますと、シャッターが閉められている個人商店の数はここ数年で急速に増えており、大変憂慮されるべき限界的状況にあると考えます。客足が町外大型店に向って行く、またあるいは後継者がいない等が商店を閉めざるを得ない理由になっていると考えます。質問に入ります。町長はこのシャッター通りを毎日通勤されているわけですが、町長の行政を預かるトップとしていかなる所感をもっているかお聞きいたします。

○町 長

それでは次の質問にお答え申し上げたいと思います。シャッター通りということで商店街、既存商店街がこれ辰野だけじゃなくてどこ行ってもそうです。原因はモータリゼーションの時代に入ったこと。同時にまた日本がアメリカのマネをして大型店を導入してこれは自由ですから、そして大型店が郊外へ出て同じ 1,000 円のものを買うにしても沢山のの中から物を選びたいという住民ニーズに応えるような状態になったがために、こういった商店街が既存商店街が疲弊しております。ある商工会の診断士か何かが辰野をついこの間見た時に「まだまだ全滅じゃないから良いですよ」っていうようなことも言うぐらいほかには本当に全滅の所も沢山あるようです。例外としては巣鴨、東京の巣鴨のおばあちゃんの原宿というような形で町おこしをして商店街がみんなが変えてやり方変えて、年寄りターゲットにして成功している例もあります。また原宿は原宿で若者の街として発展している例もあります。しかしやはりデパート、デパートは最近あれですが郊外店、あるいは東京あたりは郊外行っても大変ですからそういう中に、ユニクロだとかいろんな新しいスーパーマーケットの大きなものなどが出てきて、例えばカメラ店にしてみましても大きなビックなんかとかってというのが一杯できまして、既存の D P E を盛んにやっていた東京あたりの写真屋さんでももう閉鎖になっていくようなこと、それが続くとその商店街が全滅になるとこういうことでもあります。それで良いかっていいますと我々もそうですが運転できる内は良い、逆に年取って運転できなくなったらどうしたら良いんだろうか、というようなことでこれは新たな言葉として買い物難民、また昨日も話がありましたけれども、病院へ通うそうした弱者の皆さん方もそれぞれがいろんな難民が移動って言いますか、移動できない難民、ということがあちらこちらでできてきているところでもあります。もう 1 点は既存商店街の今度良さというものが失われてきてますから、今のようになってしまうと大型店では例えばどうしょうもないんで菜っ葉一つでなんとかっていう総菜なんかの配達などが大型店ではしてくれません。既存商店街はこまめにやればそれが配達してくれるという利点を持っていますので、結果的には住民の皆さん方も既存商店街がないことによって損しているという、大変なことになってるということが出てこようかと思います。したがって大型店は否定するわけにもいきませんので、大型店と既存商店街が共存する所に初めて消費者が利便性を感じ取って普通の生活が難民でなくてできるというふうになってくるというふうに私は考えてます。それで商店の皆さん方にも前からお話を申し

上げてますが、例えばご夫婦でやってられたら奥さんはお店を守って、お父さんはドンドン郊外へ、郊外と言いますかあちらこちらの自宅へ自宅訪問して「配達があれば届けますよ」「説明商品があれば持ってきてお見せしますよ」とこういうことやったらどうですかってこと勧めているんですけども、なかなか昔の商店主の自分たちの気概というものがあまして「それはうちではやることじゃない」といううちに段々疲弊してきちゃったっていうのが現状であろうかなとこんなふうに考えてます。それでそれを算段とかしなきゃならんというふうにも私ども思っておりますし今までも中心市街地、辰野でいうと既存商店街が中心市街地に入るかと思えます。中心市街地再活性化事業、これは国策でもありますのでその補助金も導入した研究したりあるいはTMO、タウンマネージメントオーガニゼーションで言うんですか、これも商工会の方にもお願い申し上げたり、商店主の皆さんも実際に入って協議したり何度かやってきております。なかなかそれ以上乗ってこれない、乗ってきてくれない。もつという元気がない。あるいは意見違いが出てきちゃう、こんなようなことでどうしても辰野ばかりでなくてどこでも上手くいかないのが現状であります、非常に大変、どういうふうに感じるかということでもありますので、大変うれいてる感じであります。以上であります。

○成瀬（10番）

さきほどの町長の答弁の中で「まだまだ全滅ではないから良いですよ」という声があったと言われてますが、全滅になったらもう本当に辰野町お終いだと思えます。全滅になる前に何とか手を打たなければいけないんじゃないでしょうか。この「まだまだ全滅じゃないから良いですよ」とって本当に安易な考えではないかと思えます。また既存市街地が今町長が「既存市街地本当に何とかしていかなければ」と言いましたが、この既存市街地がシャッター化してしまっているわけなんです。この理由がさきほど述べましたが後継者がいない、また足並みが市街地の大型店へ出向いてしまう。本当これを何とか辰野町しなければということの私は今回の一般質問であります。本当にかつての賑わっていた辰野町商店街。本当町内の人なら誰しも再び昔、本当に私がお嫁に来た頃は辰野町のもう本当に賑わっておりました。

「再びあの活性を取り戻したい」「魅力のある辰野町をつくりたい」「町外へ買い物に行くのではなく、町外の人辰野町へ買い物に来てもらえる町にしたい」そのように思っているのではないのでしょうか。もちろん各商店の個々の努力や商工会の

積極的な活動が望まれているところではありますが、本当に商工会に任せっきりでなくこれからは行政がもっと主導していく時代が到来しているのではないのでしょうか？この点どうでしょうか、町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

次の質問にお答えしますと言いますか、さきほどちょっと言ったことが分かっていただけないですが、ちょっと言い方が違ったかもしれません。指導者が商工会へ来たりなんかした時に見て比較対象で「じゃ別の所もありますけどまだ残ってますからやりようがありますね」というような意味だと思いますよ。「今はバラバラまだお店があるからこれで良いんだ」なんて誰も言ってませんから。だけど疲弊していることは事実だって私言ったとおりですから。それでTMOや中心市街地活性化事業とかいろんなことをやっているんです。ただ比較って言いますか全滅した所もあるしまだちょっと残っている所もありますが、いずれにしても既存商店街はもう一度再興できるようにしなきゃいけないとこういう意味であります。決してちょっと残っているから良いなんていうことを、良いっていうかこのまま放置して良いっていうことではありません。このまま放置すれば本当に全滅になるでしょう。ちょっと言い違いがあったのかもしれないので、お含みをいただきたいと思います。それからでもじゃあ町にやれって言うんですけども、やることがあればやっていきますが何をしりゃ良いんですか？町が。中心市街地って言いますかシャッター通りを再興するのに町が商店でもやるっていうことですか？それとも助成しろっていうことですか？それとも何か駅前区画整理みたいな都市計画の事業を入れろっていうことでしょうか、もう少しそういったこと具体的に言ってもらえませんか町としましても、商工会に任せっきりでなくてさきほど言ったように国のいろんな事業を導入して検討はしたわけです。それでどうしてもこれまとまりが着かなかつたなあと、これ放置してあるんでなくてまたやらんきゃいけんかなあと、こんなふうにも今考えてるところであります。町が主導権を取って何をやるんですかっていうようなことももし質問の中で言えれば、私は反問権でそういうふうに捉えられると困るんですが、もう少し答えやすく言っていただければ次の質問の中でお答えできるかなとこんなふうに思ったもんで感想を言ったままであります。いずれにしても名案がなかなかないのが一応現在でありますけれども、日本中どこでもそう考えてんじゃないでしょうかね。一つの名案があれば、こだわりの逸品、なんでもかんでもスーパー

マーケット、大型スーパー、大型店と対抗するというわけにも規模的に見ていかないわけですから拘った逸品、逸品っていうのは一つの品だけ作れっていう意味じゃなくて特質した逸品なども混ぜて拘りでやっていく。あまりそういう場合は需要者が認めれば価格低迷しなくても良いという部分もあるようです。辰野町の中にもあるお菓子屋さんでありまして有名店でありまして、店舗は今までの商店街から引っ込みましたが本当にそのお店で売るのではなくて、そのお店で売るんですけれども、お店らしくなくて製造する所ですからそちらの方へドンドン買いに来る方もあるようです。結構売れてる所もあります。ですからそういったやっぱり各商店街の皆さん方がやっぱりやる気を起こして何か開発していただいて、それで同時にまたさきほど言ったようにダメだダメだじゃなくて本当に売り上げていただく。「うちは配達しますよ、送りますよ、迎えますよ」ぐらいのこと。今それで送り迎えで成功している店も中にあるんですよ、辰野の中にも。お迎えはともかく「来て沢山お買い物すれば送ってあげましょうっていうお店もあるんですよ」というようなことでいろんなことを、それが町の責任だっていうことになるとまた大変なんですけど、成功例も呼び掛けながらやはりスーパーにない良いところを何とか出すようにしてやっていく。ほかに何かやることがあればプロムナード造るとかいろんなことも提案してやってみました。そうかって町の中へ大型店持って来いというこういう考え方も一時ありましたが反対されてできなくなりました。これは私の代じゃない、私が町議をやらせていただいている頃です。それからまあやっぱり大型店っていうと相当の所潰して大きな店になりますので、その商店街中へ入れっていうことにはなりますけどね。入ってもお金がどうのこうのいろんなことでなかなか難しい点があってそれは成功しなかった一つの例です。だからダメでなくて考えなきゃいけない。各商店が元気を出してやっていただくと私はいつも言ってますように、大型店に負けたくない、要するに横につながったデパートであると、横につながったスーパーであると。だけど車置いて歩くのに大変だ。でも大型店に行って混んでいる時なんか端っこへ置いた時なんか相当距離歩くんです、人間は。購買者、消費者は。でも一つの駐車場なら平気で歩くんだけど同じ距離を道路で歩くと歩けないってこういうふうになってしまうんだそうなんです、それをプロムナードだとかいろんな方式の中で、同じ距離じゃないかっていうふうに思わせる手もあるようですが、いろんなことも考えなきゃいけないと思うので試行錯誤ではありますが、そんなところで今の答弁にさせてい

ただきますが、次の質問でもし何かあれば言ってください。

○成瀬（10番）

行政が主導権を握るっていうことではなく、一緒に商工会とともどもに考えて主導していくという期が来ているのではないのでしょうかというご質問であります。

○町 長

何をして欲しいんですか？何を。どういうふうにするんですか。

○成瀬（10番）

じゃ、これから言います。

○町 長

はい。

○成瀬（10番）

2番目の質問に入ります。かつて商店街の中核をなした下辰野区は少子高齢化の典型的な地域になりつつあります。国の方でも「まちづくり三法」の改正に伴い、空洞化している駅前市街地の商業・文化・居住機能の再生への機運ができあがりつつあります。しかし辰野町は箕輪・伊那・岡谷、また諏訪・塩尻・松本などの近隣市町村の郊外型商業施設の、オーバーストアー化の競争現象の中に取り残されているのが現実だと思います。そこで質問いたします。駅前の過疎地商店街とも危急存亡状況の地域を本当に活性化・復元させるための開発スキーム、この枠組み・計画であります、それは辰野町は存在しておりますか、この総論を町長に、できればまた各論を担当課長にお聞きいたします。

○町 長

大分提案などもありまして答え易くなってまいりましたしそれが本物の質問であろうと私は思っておりますが、駅前区画整理範囲内にありますので辰野町といたしましては、現在網が掛かっているのは駅前区画整理という開発の網を掛けてあります。もう何十年来掛けてあります。各論的にはさきほど言ったように空き家対策とかですね、TMOをもう一度やっていただくとか、またあの頃と6、7年前とまた事態も変わってますので更にまた町と商工会とこれは主導的にという意味でそうですが、主導的に逸品開発運動を勧めていたりいろんなイベントを行っていただいたり、というようなことをまたしていただくというようなことではないかと思っておりますが、町の大枠でいきますと現在は駅前区画整理範囲内になっております。以上で

す。

○成瀬（10番）

これは多くの全国の市町村の駅前商店街で起きている問題ではありますが、いたずらに手を拱いている状況は過ぎていると考えます。そこで具体的な提案をしたいと思えます。少子高齢化に伴い、食住接近、利便性に優れたコンパクトタウンをイメージした市街地づくりで活性化、集客力のある街づくりを考えていく必要があると考えます。町民の声にときめきの街の現在この1階が空店に、カラの店になっておりますがこの「1階に集客力のある集合商店を持ってきたら良いのではないか」との意見があります。これはお店やっている方たちも交えた中での意見であります。また「1箇所ですべて買える場所が欲しい」辰野病院の新築予定地からも役場からもときめきの街はとても近い距離にありますし、集客につながるのではないかと考えます。例えばこのお店の中に先日開催されましたふれあい広場で町民の方の手作りのものとか、また町外に行かなければ買えないものだとかとても良いものが売っておりました。また地元の食材を使った食品も考えてやっている市町村もあります。また小さい子がいるご家庭では「ファミリーレストランなどが辰野町にあれば」という声もお聞きいたします。辰野町に行けばあれがある、辰野町に行ってみたいというお店、この特色のある商業を考えていく時ではないでしょうか。町長の考えをお聞きいたします。

○町長

特徴のあるものというのは、各商店がさきほどの逸品を開発することが真っ先だとこんなふうに思います。駅前区画に対してとおっしゃったものですから、あそこには大枠で駅前区画整理範囲ということで網が掛かっていると、同時にそれを進めることによってまた商店開発もできるということですが、40年間もう50年になりますか？やりますけどもやはり地主さんの反対その他でできないんですね。もっとになりますかね。ですけど手を拱いているわけじゃありません。これ歴代掛かっているんですけども難しいことはできない。で下水道もついでに入らなくなっちゃいますので下水道だけはもう入れようということで、区画整理やるんだったらその時はその時でまた我々の自分たちで下水道入れるから、とにかく現道へ入れてくれと。ところが国の方はあるいは県の方も「だって区画整理やるんでしょ、やって下水道入れ直しになれば二重通しだから」って許可しなかったんです。それをまちづく

りのこの中にも委員長さんもいらっしゃいますけれども、努力をいただいたり我々も掛け合って特別あればもう現道へ入れてもらったっていうのが、まあ生活のレベルアップを図るという意味でそうしたことです。しかし区画整理の方はいまだになかなか結局減歩率の問題があったりなんかして上手くいかないんじゃないかと思うんですが、難しいわけでありまして。それで話変えて急にときめきのっとおっしゃいましたのでときめきの方は私が公約でも申し上げてますとおり、あの辺を一定の商業ゾーンのような形にしてまずそういう所から元気になってと、既存商店街から元気にするっていう方法もありますがそれから段々こうつなげていく、そういうふうなことを考えていかないと一遍に今までの既存商店街、駅からズーッと宮木までそこへもう手を掛けていくっていう方法もありますが、説明申し上げましたとおり一つのゾーンを造ってそこを元気になって商店集まっていたら、そして人が来るようになればまたほかへこう延ばして行って、また旧商店街の方もお願いをしていくというふうなことを考えてますので今言われましたことは決して悪いことじゃないと思います。ときめきの街の中にその良く聞こえなかったんですが、集合店ですか？集合商店のようなものを入れろ、集合商店とはどういうことなのかよく分かりませんが、あつくつも商店を入れろというようなことでしょうかね、テナントかなんかで。しかしこれは辰野町のもんじゃないのでね、ときめきの街自体は。辰野町にありますけれども、あれは持ち主がいるわけでありましてそこへそのように掛け合っていかなきゃならんと思いますし、そのことは賛成でありますのでやっていきます。今度病院ができてまいりますと、例えば院外薬局ですから薬屋さんとか、商店などがこう自然にこう少しは出てくるだろうと思います。それによってまたときめきの街のオーナーの方も見定めていろんなことをやってくれるだろうと思います。そういうことの中で一つのゾーン、商店ゾーンを形成していくということは考えております。以上であります。

○成瀬（10番）

このときめきの街は確かに町のものではありませんが、辰野町に実際にあるお店で今空いている状態ですので、なんとかこの中をそのお店の経営者の方と掛け合ってなんとか町で使えないものかまた考えてもらえたらと思います。

○町 長

はい、分かりました。

○成瀬（10番）

いずれにしても町、商工会、各業種の専門組合を含めた三位一体の協力が喫緊の課題と考えます。町では平成22年度の一般会計から商工会へ多額の補助金を出しております。また22年度の新規事業として商店活性化補助金も100万円出していますので、もっと個人商店が他にはない特徴や独創性を出せるよう町と商工会が意見交換し知恵を出し合っていくべきだと思います。先日NHKの番組で静岡県の辰野町と同じようにシャッター化している町の活性に向けての街全体が立ち上がり、取り組み活性を取り戻し始めていることが放映されておりました。町と商工会が一体となって知恵や、ずく、やる気を出し新しい方向性を見い出していくことを要望し質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は13時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 30分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席9番、根橋俊夫議員。

【質問順位11番、議席9番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（9番）

それでは通告にしたがいまして、3点について質問をしたいと思います。最初は小野川の治水対策ということで質問させていただきます。2006年、平成18年7月の梅雨前線豪雨による災害では辰野町は人的被害をはじめ土砂崩れ、堤防の決壊、道路の陥没、農地の流出など近年にない甚大な被害を受けました。小野川では上流では目立った災害はなかったものの、下流では上島区と下雨沢耕地の境に架かる上野橋上流付近の堤防を乗り越えた濁流が下流の中の橋地区を襲い住民は全員が避難をし、住宅は全戸が床上浸水、約3ヘクタールの田には大量の土砂が流入をいたしました。ここでちょっとその写真を見ていただきます。これが上野橋の上流から濁流が中の橋地区に押し寄せている状況であります。恐ろしいほどの勢いで濁流が押し寄せておりまして、この上流ほど大量の土砂が田などへ流入いたし住宅も呑み込ま

れ住宅の床上浸水の後始末は、大変なボランティアの皆さんによる土砂の排出で大変な事態でありました。それからここでもう一枚の写真を見ていただきます。これはその今の上之橋の上流の濁流が堤防を乗り越えている場所の写真であります。すなわちJR第一小野川鉄橋下流付近の写真です。この現場の特徴というのはあとでまた出てきますけれども、堤防が決壊しているわけではなくそれを乗り越える形で濁流が押し寄せているという状況であります。ちなみにこの左側の方はあとでまた出てきますけど全く河川ではなく民有林の土地であります。この写真が現在の同じ今申し上げました濁流が乗り越えている所の写真であります。さきほど申し上げましたように、堤防はなんら傷むことなくそのままに残っております。その上にちょっと見づらいですけれども、土砂で単純に上に約1.5 mほどの土砂が盛り上げてあるのが分かるかと思えます。さて災害復旧事業は現況復旧というのが原則ですので、今の場所についてはこの災害復旧事業の採択の対象にはならず、またこの間特に護岸改良工事も行われず、住民や上島区の要望によってさきほど申し上げましたようにとりあえず流入した土砂を使って堤防の上に嵩上げをしてあるというのが現況であります。そこで町長にお伺いします。今回のこの氾濫の原因、町長はどのように認識をされているのか、またこの洪水を防ぐ治水対策、これからも梅雨を迎えて非常に不安な毎日ですがこの小野川のこの洪水対策について、根本的にはどのような対策を取るべきと考えてるのかまずお伺いをいたします。

○町 長

それでは質問順位11番の根橋俊夫議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。18年の氾濫いたしました豪雨災害の状況を受けてどのように考えるかということがあります。本当に100年に1度とも200年に1度とも言われるような総降雨量が421 mmと、日最大18日現在では134 mmという本当の局所豪雨が大きな原因となって大きな災害をあらこちら受けたわけではありますが、この小野川、特に横川川との合流地点手前あたりの氾濫につきましてお尋ねでございますが、小野川自体がいろいろ水を駒沢川ほかいろいろ集めて、小野の地域を過ぎて民家のない所へ入って来る、その辺から合流地点までっていうのは非常に断面面積の非常に小さい所であるという認識はいたしております。同時に合流地点では横川川からもっと河川断面の大きい大量の水と大量の土砂がズーッと流れ込むために小野川がそれより細いものがそこに突入しましても、両方が洪水のような状態ですから逆に押し流される。バッ

クアップ現象みたいな現象も水自体に起きてくる。したがって小野川から運んできたそういった災害の時の土砂なども横川の方に入れず、お互いに閉鎖されたような状態で少し戻っているという部分などが小野川のその地域の洪水の原因の一つであろうと、こんなふうにも判断しているところであります。以上であります。

○根橋（9番）

今町長からも若干話がありましたとおりに認識を私にしておりますが、私はこの間県が主催しております毎年開催されておりました駒沢川流域協議会において

「一環してその駒沢ダムを造るということよりも、まず小野川本流の治水対策を優先欲しい」というような発言をしてまいりました。この5年間の駒沢ダム関連の検討機関というのがこのあいだ春に終了したわけですが、その中の最終的な内容でもこの小野川の治水についてはこの本協議会とは関係ない話だというようなことで一応片づけられてきてるわけであります。今も町長の認識にもありましたがこれ実は中の橋地区は16年災害、あるいは平成11年の災害でもそうでしたけれどもちょっと雨が降りますとオーバーフローがすぐしてきて、近隣の皆さんも避難を強いられているわけであります。大雨が降った時は本当に川の流れる石の音を聞いただけで恐ろしいということで、住民の皆さんは不安を訴えられ今回この18年災害もそれ以前からあそこは危ないんじゃないかっていうことは地元では認識をされていて、それなりの区長さんはじめ対応もしていたわけであります。ここでもう一枚写真を見ていただきたいわけですが、これが実は小野川本流に駒沢川が合流する地点の現況の写真です。言いたいことはここは護岸がキチッとできておまして、それから河川の幅も約14mということで、さきほどの所約10mぐらいしかありませんので十分な広さが持っております、ここで災害が起きたというような話はあまり聞いたことがありません。今もありましたようにこの小野川については特に今の処理場から下流の辺は徐々にこの川幅が狭くなり、それから現況もクルミの木が植わっていたりそれから中州がズーッと残っていたりというようなことで、非常に前からこの河川については心配だっという声はズーッとズーッと長くあったわけなんですね。今もそのような認識されたとすると、これは当然県の仕事になるわけですがけれども町としてはこの間どのような県に対してですね、取組みをされてきたのかお伺いをしたいと思います。

○建設水道課長

町の立場の中ではですね、河川改修等については毎年要望しておりますけれどもいずれにしても県の行う仕事がさきほど議員おっしゃったとおり、災害については現状復旧、あるいは無堤の所については現状の所に築堤をしていく関係で本来上流は小野駅の裏辺りのほ場整備地区、あるいはその下流についてはほ場整備等によって計画断面という流域面積まで計算した河川断面になっておりますけれども、改修については特に国道の小野川鉄橋から下の辺りについては特にそういうまだ河川断面等の計算は全然してない部分がありまして、そのへんについてはまだ無堤の状態、あるいは比較的左岸の方が多いんですけれども、右岸についてはわりと無堤な所が多いというような状況の中で町としても県には河川改修については要望している状況であります。当然、地元からの強力な要望あるいは地元の対策委員会等があれば特によろしいんでしょうけれども、ここで地元からの要望も出てきておりますのでより強力に治水対策については県の方へ要望していく予定でございます。以上です。

○根橋（9番）

今課長の答弁のとおり私も思っております、県の方へちょっと打診をしてみますとやはり町の取組みというものがキチッとされてくれば、県としてもそのような人的災害も心配される状況であるならば、対応を考えていかざるを得ないというような、そういうニュアンスの答えもいただいておりますしそういった点では本当にこの現状この5年間、実際には今言われたように何のその計画もされてこない、断面計算もされていないというような状況では全く今のあそこに住んでおられる皆さんが不安な毎日ということでもありますので、一刻も早い治水対策というのを県に求めていただきたいということで、今そういうことで主旨で課長の答弁ありましたけれども、町長としてもそれについては全力揚げて取り組んでいただきたいと思いますと思いますけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

○町 長

もう一つの理由に一応考えられることは、駒沢川も結構増水の時には大い水が出ます。それで今基本高水を調査中であってダムが必要か必要じゃないかとかこういう議論になっているわけでありまして、そちらの方がもしこれに影響するような洪水を生むような大量の水を小野川へはけるということになると、その治水対策、決してダムじゃなくても良いんでしょうがそのことやってますから、それに準じて次の

段階へというようなことでもあります。駒沢の方の問題もボツボツどうあれ終結をしていくような方向にありますので、引き続きその下流に対しましてそこばかりでなくて浚渫（しゅんせつ）も踏まえてそして河川断面の計算もしていただいてということで進めていきたいというふうに思っています。小野川の流域はこれ全部あえて言うところ危険地帯なっちゃってしまっていて、特に小野川橋下流の地域は余計そうでありまして、地域が氾濫想定区域となっているわけでありまして、今の横川川合流地点までズーッと全線危険地域を計画的に災害の復旧でなくて、安全設計にするよというところを掛け合っていく段階に入ってきているとこういうふうに認識をいたしております。

○根橋（9番）

ではそのような立場で全力を揚げてこの治水対策に取り組んでいただくようお願いをして2番目の質問に移りたいと思います。

次は町の開発公社解散に関する質問であります。町の開発公社は5月28日に総会の議決により解散をいたしました。今議会にも提出されておりますが平成22年度末の貸借対照表を見ますと、資産合計は2,626万1,938円に対し負債が1億1,936万7,080円ということで、正味財産9,310万5,142円の欠損ということになっております。負債の内、借入金は1億1,700万円を社員である金融機関から借入しているわけですけれども、今後の手続は公社の清算人である矢ヶ崎町長が債権の履行を求め債務を弁済するなどの清算事務を進めることになろうかと思いますが、現状をそのような貸借対照表から見ていくと債務超過により弁済不能、すなわち破綻状態になっているというふうに思うわけでありまして。さて辰野町と公社の関係というのはここで整理してみますと、まず定款で町長が充て職で理事長になっております。また町は出資金合計350万の内300万円を出資をしております。また22年度一般会計予算では1億2,000万円の損失補償をしております。つまり町長及び町は開発公社との関係におきましては、実質的に非常に大きな責任を負っているものであり開発公社に関する重要な事項について、町長は町民に対して説明責任があると考えられるものであります。公社の事業が達成されたので解散をし、約1億円の残債務は町民の負担で清算したいとこういう説明だけでは多くの町民は納得しがたいのではないのでしょうか。そこでまず今回、開発公社が発足してから約30年近く経つわけですけれども今回の事態に至った原因、これいろいろもう既に述べられておりますけれども主要な

原因ですね、それからこの経営責任について町長自身どのように考えておられるかまずお伺いをいたします。

○町長

これは開発公社の方の理事会で協議されて決定したことにつきましては、ここできちんとやかくではありません。ただ町として債務を代理弁済していくというような立場もありますので、こういった一般質問かなと思います。そういった意味で両方含みましてご説明を申し上げたいと思います。この開発公社は昭和45年より今日まで長きにわたって住民の皆様の公共施設を利用した健康で文化的な町民福祉をお届けするために努力してまいったわけでありまして、多くの成果を残しながら今回その役目が終了したということで解散の運びとなり、理事会の了承を得て解散をしたものであります。また多くの先輩理事長も含めて収支面でも努力してまいりましたけれども、黒字で幕引きというわけにはいきませんでしたことに対しては、大変遺憾に存ずる次第であります。最後には町からの負担をお願いする中で終了としたいという考えでありますのでご承知いただきたいと、いただければありがたいとこのように思っております。町民の皆様に対しましては是非このことに対しましてご理解とご協力のほどをお願い申し上げたい、以上であります。説明としてはそういうことであります。

○根橋（9番）

概括的には今の町長の経過説明かと思っておりますけれども、この間の私知りうる公社の過去の決算書等調べてみますと、いくついろいろあるんですけれども破綻状態のいたって主要な原因ってというのは、やっぱりパークホテルの経営にあったのではないかというふうに私は判断をしております。5、6年前はパークホテルの特別会計の決算見てもパークホテル単独で約2億近い欠損というような状況を出していたわけですから、そういう中でパークホテルの経営ってというのは非常に公社にとっても重荷であったというのは事実ではないかというふうに思うわけでありまして、今回公社が解散をして今は指定管理者ということでなっているんですが、いずれにしてもこのパークホテルは町の施設でありますので、今後とも最終的な管理責任というのは今度は町が負っていかなくてはならないと、こういうことかと思っております。それでこの間のこうした一連の事態から、町としては教訓を引き出して今後このパークホテル、特にですねこのパークホテルに焦点をあてていけば言ってみればホテル

経営ですよね、こういったことをどのように関わっていくのか、やっぱりこれからの見通しがなければ今回もたまたま補正予算で出ているわけですが、いずれにしてもまた何らかが出てくれば一般会計で、またその尻ぬぐいをしていかなきゃいけないような事態も予測されてくるわけですね。いずれにしましても町はこれ今後どのような考え方でこのパークホテルっていうものをですね、考えてくのかこのへんについて町長の考えを伺いたいと思います。

○町 長

さきに今のその説明の中で最近2億近い赤字というふうなことでありますが、2億まではいきませんが大同小異でありますけれども、最大の赤字の時で1億5,000万ぐらいですか。大同小異ですからそのへんは良いです。これできましたのがパークホテルに関しましては、平成5年8月オープンということで当初から1回も黒字が実は出てないんです。それであの手この手いろんなことをやって歴代やってきて頑張ってきたことは事実です。手を打たなければもっとえらかったんじゃないかと思いますが、そういう中でやはりできたもの。また県の開発公社の方から借りて初めての途中止めるわけにもいきませんし、結構それなりに評判も良くてもちろん小さいところではいろんな問題、料理の問題ありましたけれども住民の利用度は非常に高いものであるというふうにも思っています。しかし外来客に対しますことなども誘客しなきゃならんということでいろんな今まで経営陣を交代したり、東京食堂に全部任せたり、それでは上手くいかないということで東京食堂に出て行って、出て行ってって言いますか契約解除して自前の食堂網を作ったりと、いろんなことでもってやってまいりました。同時にまたそこに担当した者たちが頑張っているいろんな売り込みだとかダイレクトメールだとかいろんな料理をまた、四国の何とか料理だとか、鯛やそういったものの活き作りができるようなふうに漁村の方とも提携して入れたりというようなことでありましたけれども、どうしてもこれが黒字転換というわけにはいかなかったわけでありまして。もちろん使用料として町に対しても開発公社がやったわけでありましてけれども、町が返済していかなきゃいけないんですから、その金額に対しては使用料という形でパークホテルから貰うようにしてたわけでありまして。パークホテルにしてみますと売り上げの中からその建物使用料だけドンドン抜かれますから当然これ赤字も出るということで、それを少し便宜的に半額に下げて返済してこれを出せて、頑張ってくれと。町の方は下げるわけにはいきません

ので返して、いずれにしてもこの返済が半額になった分がまた残ってきているということなども、こういったこともいろんな原因でもって今回の最終幕引きに対しては、借金という形で残ったということも原因になってこようかと思います。しかしあそこを考えてみますと、湯にいくセンターもその後あるわけでありましてけれども、温泉が出たということでこれは公園にまつわるホテル経営も都市公園の中では認可されますので、それで住民福祉のために温泉利用、今までたつの荘もありましたから、それを本当の温泉を使つての少し現代風にアレンジした外来客ももう少し誘致でき住民も憩える、またいろんな集会、宴会もできる所というようなことで思い切った決断の下にああいうものができたものと思います。いかんせん、景気の良い時もなかなか黒字ができませんでしたし、特に私どもが引き継いでやってくるついでこの昨今の中では、不景気というトリプルパンチのような状態を受けての状況も今現在出てきているわけでありまして。そういう中で指定管理者っていうような話が出てまいりましたが、これが出ないままにしても今もいろんな案文書きながら何とかならんかなというようなことで、運営はしていったものと思います。しかし売り上げが、あるいはまた大きな借財が生まれてきたりあるいは建物を一部取り壊して改修しなきゃならんと、こんなような工事がもの凄くお金が掛かるということになれば、その時点ではまた運営の移管、ですから大きな借財が出ちゃった。あるいはまたそれを運営するにあたってもの凄く改修費が必要になってきたとこんなような段階の中では、この生存あるいはそのまま続ける継続性の問題も稟議されるかと思いますが、いずれにしても住民にとっては「ないよりあった方がよい」という声が非常に多いものですから運営してきたっていうのが現状であります。なんとしても黒字が出なんだことに対しては大変に申し訳なく、歴代の理事長を代表して私が住民の皆さん方に釈明をするところでありましてけれども、一つそのようなことで大きな中の赤字の原因の一つのパークホテルに対してということに対しては、そのように考えてまいります。さて今後に対しましてという話であります。一応今MKオペレーターズと名前が代わりましてけれども、やっていただくわけでありまして、そのことに関しましてはまた今日もあとの全員協議会の方でご説明もしなければならんことにもなっておりますので、簡単に申し上げますけれども町も全員全く拭き去ってるんでなくてあそこを維持し、町の負担も軽減しながらMKオペレーターズもできるだけ継続できるようなふうを考えながら住民負託にできるだけ答えていき

たい。こんなふうには現在は考えているところであります。

○根橋（9番）

かやぶきの館もありこの小さな町2つの実質的に町の施設があり、それぞれ努力はされているんですけども、いずれにしても最終責任は町にあるという中で昨日からいろいろ観光については盛んな議論があるわけですけども、相当私はそんなに生やさしいものではないと見ているわけでそういった点では地元、町民の皆さんの支援、それから近隣の皆さんの支援というものがなければやってけないだろうというふうに思っているわけで、そういう意味ではこの経営については今日ここまでにしておきますけれども、相当やはり知恵を結集した形で建て直しをしていかないと無理だろうというふうに私は見ております。その点で何らかの検討組織を作ってやっぱり町内だけでなくですね、そういった町外それからそういった専門家の意見も含めて早急にこの検討をするように求めて、次のちょっとその解散に伴う質問に移りたいと思います。まず解散事務を現在清算人の立場でやっておられるわけですが、まず3点ほどお伺いをいたします。1つは各社員の出資金これが町以外は50万の出資金が4団体あるわけですけども、これは返すことなく全額債務弁済に充当すべきだっというふうに当然ですが考えておりますけれども、これまずどうするのか。それから2番目はですねさきほどの1億1,700万の弁済期日が6月30日ということになっております。町は一般会計予算では損失補償ですからその予算上6月30日までしか町の予算を組んでありません。したがってその7月1日以降になればですね当然普通世の中の常識ですと、遅延損害金という形で更に高い利息を払うような格好になるわけですけども、お聞きするところによると6月30日までは既にもう利息は前払いになっているようですが、7月1日以降の利息についてはですね社員であるってというようなこともあり、また清算中ということがありもし延びるようであれば利息は減免ないしはゼロにすべきではないかと、そういう交渉をしていってもらわないとお金の出どころはないのではないかとというふうに私は考えておりますが、そのへんはどうなのかっていうことであります。いずれにいたしましても前にも私が理事やらせていただいた頃申し上げましたけれども一刻も早くこれは清算、結了に向かって事務を進めるべきであって、そういう意味では6月30日という期限もあるわけですが、これいつまでに完全にこの清算事務を結了させていくつもりなのか、以上3点についてお伺いしたいと思います。

○町 長

3点につきまして問い合わせで、問い合わせと言いますか質問でありますのでお答えをしたいと思います。4団体に出資金を求めております。さきほど議員が言われましたように350万、その内300万は町、あと50万円につきましてほかの4団体からいただいております。この出資金につきましては申しわけないんですけども当然お返ししないと、全額そこへ出資のまま正味資産が残れば出資金の返済とか、配当という形とかいろんなこともできるわけですけども、残念ながらそういったことでなくて借財が残ってる状態でありますので、そのようにしたいということで了承を求めております。それから6月30日までの現在、借入金であります。したがってそれ以上借りますと当然利息という形にまた新たに発生をしてきます。そうしますとまたどっから出すのかいろんなことも出てまいりますけれども、一応町が債務負担行為をいたしておりますので、損害補償ということで町の方をお願いをして、今は清算人の立場から言うわけですけども、町にお願いをして議会の皆さん方のご了承を得て、そして結了に向けて幕引きができるようお願いしたいと思いますから、そういった新たに発生する利息などもというふうにもその中に含めてお願いしたいというふうには考えてますが、一番良いのはこのまま6月30日で「はい、終わり」ということになれば一番良いんです。若干延びるとすれば金融機関と言いますか、お金を貸してくれてる方が負けてくれても良いじゃないかという考え方もありまして、一応交渉はしております。簡単にはOKになりませんが、まだ詰める段階ですがなかなか若干、利率は下げるとかいうようなことなどは話の上には出てきておりますけれども、ゼロにしてというわけにもなかなかいかないと思います。これ理由が今一応四角四面に考えてまいりますと、一応開発公社がその中で解散をしてそれで要するに債務、債務を決定するには2箇月掛かるというんだそうです。今現れたものを見ますと、今のおっしゃった数字のとおり1億1,000いくらのなにがしの借入で、自分の持金1,000何万で差し引いて9,300万というふうなことが出てきておりますけれども、ほかにまだこれを公示して公告してほかにまだ貸してあるよっていうと出てくる可能性があるというふうなことで、多分そうだと思いますが、2箇月くらい待たなきゃいけない。それを見て最終決定しておそらく何にも出てこないと思いますけれども、法的にはそういうことで、そののち返済をして、前もって返済も分かっている方はやったって私は悪くはないと思いますけれど

も、いずれにしても議会に掛けるとかいろんなこともありまして、まだ模索中で決定しておりません。たまたま会計管理者がその事務の代行を今いたしておりますので一応交渉過程とか今後の目算とか、具体的に分かる部分があれば答えてもらうようにしたいと思います。また最終決定ではない部分もあります。ですからしたがっていつまでに結了するののかということに対しましても、その運び具合ということになります。遅ければ遅くなるほど議員ご指摘のとおり利息が掛かります。早ければ早いほど利息負担は減ります。それだけは事実であります。会計管理者の方から答弁も追加してやってください。

○会計管理者

それでは清算に関わる事務代理を行っておりますので、その立場で私の方からお答えをさせていただきます。またこのあとの全員協議会におきましても改めてお話をさせていただくこととなりますけれども経過はこんなこととなります。去る5月の28日に解散をして以来、官報による2箇月間の告示期間が定められております。既に告示の手続きも終了をしておりまして現在告示の最中ということとなります。また今月の30日は議員申し上げましたように借入金の1億1,700万円の返済期限となっておりますけれども、現在の現在清算期間中におきましては支払いができませんので、最少の期間で2箇月間の借換措置が必要というふうに考えております。したがってまして普通のスケジュールでいきますと6月、7月の2箇月間は告示期間でありますために清算事務にあたります。2箇月間が経過した時点で損失額がほぼ確定するという。また併せて金融機関に対しまして町が損失補償する行為が必要となってまいりますので、その早い時期に臨時議会をお願いをいたしまして一般会計での補正予算の議決をお願いし、支払いを済ませていきたいとそんなふうに今のところ考えているところでございます。以上です。

○根橋（9番）

確かに法定で2箇月の期間が必要なことは承知しておりますけれども、町が町の立場になりますと我々議会が町の立場に立った場合、予算はあくまで借入金額の損失補填、しかも弁済の期日までということ明記されて我々は議決しておりますので、それ以外については今のところ私ども議会側も何ら決めてるわけじゃありません。よってまた2箇月というのはその間は全部ストップするのではなく、財務残債でも今の段階であるわけですから、払うものはドンドン払ってですね借入金を減ら

していくということは当然でなければならないということで、そのへんも事務を急ぐべきではないかと、もう一つは今言ったように借入、今の金融機関がですね社員なわけですよ、自分も経営に責任があるわけなんです。そういうところでちょっと間違えると利益相反、あるいはのような形になりまして背任みたいなことになりかねない部分もあって、そのへんは今回いいですけどもいずれにしましてもそのもう清算、解散をして清算に入っているわけですから弁済期日以後までで社員である金融機関が利息を請求するなんてことは、世の中の常識としてはあり得ないということでは強力な交渉をすべきでないかというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○会計管理者

関係金融機関に対しましてはここ数日らい、再三再四にわたってそういった部分を含めて交渉をしているところであります。間もなく結論が出るかとそんなふうにして思っております。以上です。

○根橋（9番）

いずれにいたしましても最後のまとめを町民の負担によって行うということで重大な事態でありますので、説明責任を十分果たしそして納得のいく形で対応することを望んで3番目の質問に入りたいと思います。

3番目の質問は荒神山スポーツ公園の管理の改善ということであります。近年トリムバレーボールあるいはソフトバレーボールですかね、こういったが非常に盛んになりまして町民大会も開催され中高年の皆さんの体力作り、ストレス解消に大きな役割を果たしてきております。屋内競技のため町民体育館や学校の体育館で夜間に連日練習も行われ、男性も女性も年齢もさまざまな方々が楽しんでおられるところであります。さて町民体育館はトリムバレーの練習や体育協会関係の練習等に使用されて夜間はもう年間を通じて殆ど毎日予約で埋まっているのが現状でありまして、会場の予約というのは今の制度は1箇月前からとなっているため1箇月前の応答日には8時30分頃に先を争っての電話予約というのが実状であります。町民体育館に関して言いますと問題は、予約があそこは半分に分けましてA B半面毎の予約になっているため、半面でそれぞれトリムバレーで言いますと3コート取れるわけですけども、したがって全部では6コートなんです。今言うように半コート単位の予約のために実際は例えば1コートだけでも十分なチームの場合でも全部取らな

い限り予約が取れないために、実際いろいろ行ってみますとコートが必ずしも全部利用されているという状況でもない状況があるわけでありまして。したがってこうした中ではこれを改めましてですね、もう少し細かいコートの予約ということができるようになれば今まで以上に、例えば電話で間に合わなければその時は取れないということでその日は練習はできないっていうふうになるわけですから、そういった点で予約の煩雑さとか、あと実際各チームのですねそういった担当されている方にとっては非常に改善されたものというなるっていうふうになると思うわけでありまして。要するに今までどおり半面を全部使用する場合は今までどおりで良いわけですがけれども、そうでないような場合についてはそのコート毎の予約制度っていうような形にできないかどうか。それから今の利用料金の支払いも荒神山の管理事務所まで行かないと今は支払われないということになっておりまして、お勤めの方が「本庁で払うなら一緒に役場に来た時も払えるんだけれども、わざわざ荒神山までしかも5時までの間に行かなきゃいけないっていうのが非常に不便だ」という声もあります。そんな点でこのへんの改善ができないかということが1点目。それから2点目は公園を今昨年度から教育委員会直轄で管理をしてるわけですがけれども、この管理職員の皆さんが臨時の方が大半だ、臨時の方だと思いますけれども一部町民の皆さんの声からですね「この管理にあたって臨時職員の方々が殆どこの役場の職員のOBの方々に占めているのではないか」という意見があります。この点についても「こういう時節柄おかしいのではないか」というような意見がありますので、このへんについてこの実態と今後の考え方について併せてお伺いをいたします。

○教育長

只今のご質問でございます。最初の質問で町民体育館の予約の制度についてでございます。現在ご指摘のように全面を2つに分けた形で予約をするようになっておりますが、トリムバレーとかあるいはバドミントンとかいうようなものは半面を3コートに分けて使うことができます。可能であります、そこまで細分割をしますと大変複雑にもなりますし電気料が入っているわけですがけれども3分割するような電気になってないわけでありまして、大変難しいかなとこんなふうな思うところがあります。したがってその改善策といたしましてはですね、先に予約をしたチームにお聞きをして例えば「うちは1コートしか使いませんよ」とそういう時だったら「それじゃうちも入れてくださいよ」と、で入れていただいて2コート使うあるいは

は3コート使って「料金は折半にしましょう」というような形にさせていただくとか、あるいはトリムバレーボールの協会が借りて協会の中でじゃあ3コート3チーム今回は練習してもらいましょう、というようにさせていただくとかいうような工夫をしていただくことが良いかなというふうに考えております。それから料金の支払いでありますけれども、これも現在は向こうで払うようになっているわけでありまして、これは都合によっては教育委員会の方へ来ていただいても重複支払いみたいなことは起こるわけではないので、それはまた検討しても良いかなとこんなふうに思っているところであります。それから最後の管理のことに関してであります、町のOBも確かに入っております。町のOB現在7人入っているわけでありまして、そのほかに公募で来た民間の方々が3人入っております。更にシルバー人材センターからも2人、更に草刈りに2人というふうにほかからも沢山入っているわけでありまして、しかもこの町のOB職員がズーッと7名が毎日出ているわけではありません。ローテーションを組んで出ているわけでありまして、1人あたりすると平均週に2日くらいになります。したがってこのいわゆる天下りのような形で地位を利用して利益を上げて高収入を得るというような形のものでは決してないわけでありまして、本当にこちらから言えば都合が良い人を雇って、安い値段で気の利いた仕事をしていただいているとこういうことでありますので、常時あそこにいるのは2人体制でやっておりますので、いつもそのOBが全部独占して稼いでいるとこういうわけでは決してないのでご理解をいただければと思うところであります。以上です。

公募今3人と申し上げましたけれども、現在は公募2人だそうであります。失礼しました。

○根橋（9番）

時間もありませんのでその予約のことだけね、ちょっと再度質問させていただきましても、今言われたこともねやっているんですよね一部ね、ですけども誰が予約したかなんてことは分からないし、一々聞かなきゃ分からないし、もう少し工夫をすればですねそれは可能ではないかと。現状毎日見ているわけじゃありませんけれどもたまに行ってみた場合でもそういう実際には空いてるのに結局、時間差でタッチの差で間に合わなくて取れないというような状況もあるわけですから、今やっぱりこういうシステム的にですね今のオンラインのとかいろいろの状況がある

わけですから、そういうちょっと事実上管理の方の責任を放棄したようなね、「そちらでやってくれ」みたいなのはあまりにも町民のこの福祉、よく言ってる福祉の増進だとかね健康、スポーツの増進なんて言ってるわりにはちょっと不親切ではないかなというふうに思うわけです。だからもう少しその行政ですから行政事務としてですね、やはりそこキチッと面倒見てくってという姿勢が欲しいと思うんですが再考をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○教育長

可能であるかどうか、検討をしてみたいと思います。

○根橋（9番）

それではその検討結果を心待ちにしながら質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

6月10日 午後 14時 15分 散会